

第3次柴田町障害者計画
第6期柴田町障害福祉計画
第2期柴田町障害児福祉計画



だれもが生きるよろこびを実感できる、
自立と共生のまち柴田

令和3年3月
柴田町



■計画策定にあたって

今回策定した「第3次柴田町障害者計画」は「だれもが生きるよろこびを実感できる、自立と共生のまち柴田」を引き続き基本理念として掲げ、実現に向けた3つの基本方針「一人ひとりが輝き、自立した生活が送れる」「一人ひとりが自分の生き方を選べる」「一人ひとりが尊重しあい、支えあう」を柱として、今後も障害者施策の充実に努めてまいります。

併せて、令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するための方策を定めることを目的として「第6期柴田町障害福祉計画」及び「第2期柴田町障害児福祉計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、障害福祉サービスの推進に取り組んでまいります。

本計画策定にあたり、ご尽力を賜りました策定委員会委員をはじめ、アンケート調査等を通じて貴重なご意見をいただきました町民の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和3年3月

柴田町長 滝口 茂

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景	3
2 制度改正の主な内容	4
3 計画の位置づけ	7
4 計画の期間	8
5 計画の対象者	9
6 計画の推進と運営管理	10
第2章 障がい者の状況	12
1 人口の動向	12
2 障がい者の状況	13
3 障がい者の雇用状況	21
4 障がい児の就学状況	23
5 障がい者数の推計	26
6 障害者施策の重点課題	27
第3章 計画の基本的方向	29
1 基本理念	29
2 基本方針	29
3 施策の体系	30
第2部 第3次柴田町障害者計画	31
基本方針1 一人ひとりが輝き、自立した生活を送れる	33
1-1 相談支援・情報提供の充実	33
1-2 福祉サービスの充実	35
1-3 コミュニケーション支援の充実	37
1-4 移動手段の充実	38
1-5 住まいの場の整備	39
1-6 生活環境のアクセシビリティの向上	40
1-7 地域で支える仕組みづくり	41
基本方針2 一人ひとりが自分の生き方を選べる	43
2-1 保健・医療の充実	43
2-2 療育・就学前教育の充実	45
2-3 学校教育の充実	46
2-4 雇用の促進	48
2-5 就労支援の推進	49
2-6 生涯学習・スポーツ・社会活動の推進	50

基本方針 3 一人ひとりが尊重しあい、支えあう	52
3-1 障がい者理解の促進と差別解消の推進	52
3-2 権利擁護の推進	54
3-3 虐待の防止	56
3-4 防災・防犯対策の推進	57
3-5 行政サービスにおける合理的配慮の推進	59
3-6 地域福祉活動・交流活動の推進	60
第3部 第6期柴田町障害福祉計画	61
第1章 障害福祉計画の目標設定	63
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	63
2 精神障がい者を地域全体で支える体制の構築	64
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	65
4 福祉施設から一般就労への移行等	66
5 相談支援体制の充実・強化等	69
6 障害福祉サービス等の質の向上	69
第2章 障害福祉計画の事業の展開	70
1 障害者総合支援法に基づく給付・事業	70
2 サービス事業量見込み一覧	71
3 自立支援給付事業	73
4 地域生活支援事業	87
第4部 第2期柴田町障害児福祉計画	97
第1章 障害児福祉計画の目標設定	99
1 児童発達支援センターの設置	99
2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	100
3 重症心身障がい児の支援	101
4 医療的ケア児の支援	102
第2章 障害児福祉計画の事業の展開	103
1 児童福祉法に基づく給付・事業	103
2 障害児通所支援	104
3 障害児相談支援	106
資料編	107
1 アンケート調査結果	109
2 用語解説	118
3 柴田町障害者福祉計画等策定委員会設置要綱	121
4 柴田町障害者福祉計画等策定委員会委員	122
5 計画策定の経緯	123
6 障がい者団体一覧	124
7 柴田町内障がい者（児）施設一覧	125

第1部 総論



第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

本町では、平成19年に「柴田町障害者福祉計画（障害者基本計画及び第1期障害福祉計画）」、平成27年には「第2次柴田町障害者福祉計画」を策定して、「だれもが生きる喜びを実感できる、自立と共生のまち柴田」を基本理念とした、一人ひとりが輝ける社会の実現を目指してきました。

平成30年には「第5期柴田町障害福祉計画」とともに、平成28年の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い策定が義務化された「市町村障害児福祉計画」として、「第1期柴田町障害児福祉計画」を策定し、障がい者の地域での暮らしを支援することを中心に、障害福祉サービスの充実に努めてきました。

その間、国では地域共生社会の実現に向け、平成30年3月に「第4次障害者基本計画（平成30年度～令和4年度）」が策定されました。この基本計画では、障がい者が社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援することを基本理念としています。また、横断的視点として「障害者権利条約の理念の尊重」「アクセシビリティの向上」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」「障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」等が掲げられています。

この他にも「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成30年4月）」「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月）」「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年12月）」の施行や、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の成立（平成30年5月）、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」の閣議決定（平成31年3月）など、障がい者関連の法律・制度は大きく変容しています。

このような国の法制度改正や障がい者を取り巻く社会環境の変化、ニーズの多様化に対応するとともに、本町における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、令和2年度で計画期間が終了する現行計画を見直し、新たに「第3次柴田町障害者計画」、「第6期柴田町障害福祉計画」及び「第2期柴田町障害児福祉計画」を策定するものです。

2 制度改正の主な内容

(1) 第4次障害者基本計画について

国の「第4次障害者基本計画」(平成30年3月策定)においては、次に掲げる社会の実現に寄与することが期待されています。

- 「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- 障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会

■第4次障害者基本計画 体系(分野別施策の基本的方向)

1 安全・安心な生活環境の整備	(1)住宅の確保 (2)移動しやすい環境の整備等 (3)アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4)障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1)情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2)情報提供の充実等 (3)意思疎通支援の充実 (4)行政情報のアクセシビリティの向上
3 防災、防犯等の推進	(1)防災対策の推進 (2)東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進 (3)防犯対策の推進 (4)消費者トラブルの防止及び被害からの救済
4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1)権利擁護の推進, 虐待の防止 (2)障がいを理由とする差別の解消の推進
5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1)意思決定支援の推進 (2)相談支援体制の構築 (3)地域移行支援, 在宅サービス等の充実 (4)障がいのある子どもに対する支援の充実 (5)障害福祉サービスの質の向上等 (6)福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障がい者補助犬の育成等 (7)障害福祉を支える人材の育成・確保
6 保健・医療の推進	(1)精神保健・医療の適切な提供等 (2)保健・医療の充実等 (3)保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 (4)保健・医療を支える人材の育成・確保 (5)難病に関する保健・医療施策の推進 (6)障がいの原因となる疾病等の予防・治療
7 行政等における配慮の充実	(1)司法手続等における配慮等 (2)選挙等における配慮等 (3)行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等 (4)国家資格に関する配慮等
8 雇用・就業、経済的自立の支援	(1)総合的な就労支援 (2)経済的自立の支援 (3)障がい者雇用の促進 (4)障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5)福祉的就労の底上げ
9 教育の振興	(1)インクルーシブ教育システムの推進 (2)教育環境の整備 (3)高等教育における障がい学生支援の推進 (4)生涯を通じた多様な学習活動の充実
10 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1)文化芸術活動, 余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2)スポーツに親しめる環境の整備, パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進
11 国際社会での協力・連携の推進	(1)国際社会に向けた情報発信の推進等 (2)国際的枠組みとの連携の推進 (3)政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4)障がい者の国際交流等の推進

(2) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本指針の改定について

都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、現行計画の計画期間が令和2年度末までであることから、令和3年度を初年度とする次期計画の作成に係る基本指針の見直しについて、国は令和元年10月から社会保障審議会障害者部会で議論を重ね、令和2年1月17日に開催された障害者部会において、見直しの方向性について了承されました（令和2年5月19日告示）。

■第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画基本指針の改定

○地域における生活の維持及び継続の推進	入所等から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保
○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加 アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進
○福祉施設から一般就労への移行等の推進	・就労移行支援の目標を明確化し、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加 ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用 ・令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上 このほか、以下の取組を進めることが望ましいことを基本指針に記載。 ①農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援 ②大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進 ③高齢障がい者に対する就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障がい者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築
○「地域共生社会」の実現に向けた取組	地域共生社会の実現に向け、引き続き地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組む、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。
○発達障がい者等支援の一層の充実	発達障がい者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保
○障害児通所支援等の地域支援体制の整備	・児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包括（インクルージョン）を推進 ・障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする。入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る。 <保育、保健、医療、教育等の関係機関との連携> <特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備>
○相談支援体制の充実・強化等	相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能のさらなる強化・充実に向けた検討を行う。
○障がい者の社会参加を支える取組	・多様なニーズを踏まえ、文化芸術を享受鑑賞、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会を通じて、障がい者の個性や能力の発揮、社会参加の推進を図る。 ・視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する。
○障害福祉人材の確保	研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に関係者が協力して取り組む。
○障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供することが必要であることから、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築する。

<障害福祉サービス等に係る成果目標>

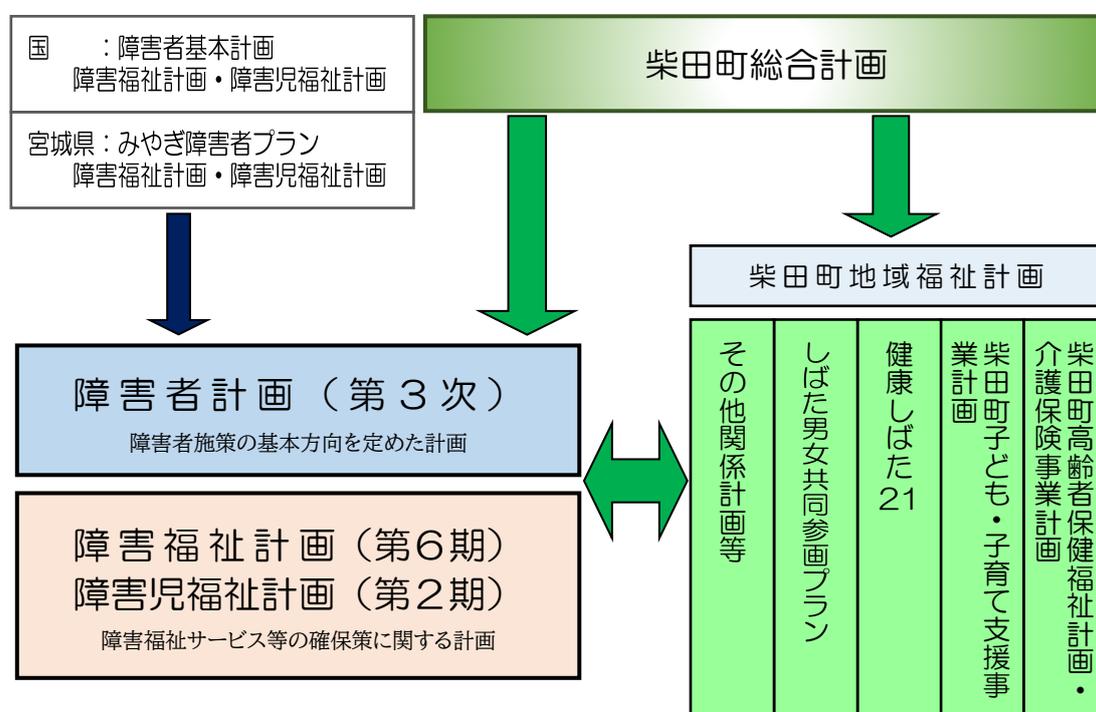
①福祉施設から地域生活への移行	【地域生活移行者の増加】 ・令和元年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行
	【施設入所者数の削減】 ・令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	【精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】(都道府県) ・平均316日以上(新)
	【精神病床における1年以上長期入院患者数】(都道府県) ・65歳未満、65歳以上それぞれの目標値を国が提示する推定式により設定
	【精神病床における退院率】(都道府県) ・入院後3か月時点の退院率を69%以上、6か月時点86%以上、1年時点92%以上
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	・各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討
④福祉施設から一般就労への移行	【一般就労移行者の増加】 ・令和元年度実績の1.27倍以上 うち就労移行支援1.30倍以上、就労継続支援A型1.26倍以上、就労継続支援B型1.23倍以上(新)
	【就労定着率の増加】 ・就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用(新) ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上に(新)
⑤障がい児支援の提供体制の整備等	【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】 ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置(圏域設置も可) ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
	【難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築】(都道府県) ・児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障がい)等の連携調整を図るなど、難聴児支援のための中核的な機能を有する体制を確保(新)
	【重症心身障がい児を支援する事業所の確保】 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保(圏域確保も可)
	【医療的ケア児支援のための協議の場の設置】 ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置(圏域確保も可)(一部新)
⑥相談支援体制の充実・強化【新項目】	・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
⑦障害福祉サービス等の質の向上【新項目】	・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築

3 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法第11条第3項」に基づき障害者施策の基本方向を総合的、体系的に定める「障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づき障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定める「障害福祉計画」、そして「児童福祉法」を法的根拠とする「障害児福祉計画」を策定するものです。

これらの計画は、本町の上位計画である「柴田町総合計画」及びその他の福祉関連計画との連携、国や県の計画との整合性を図りながら策定しました。

■計画の位置づけ



■策定の根拠法及び計画内容

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画(3年1期)	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画(3年1期)

(1) 障害者施策と介護保険制度との関係

障害者施策と介護保険制度には、似通ったサービスが数多くあります。

共通するサービスについて、65歳以上の高齢の障がい者や、特定疾患（脳血栓疾患など）に起因する40～64歳の障がい者に対しては、介護保険制度が優先されます。介護保険の保険給付にならないサービスや、介護保険だけでは対応できないサービスについては、障害者施策で実施されます。

(2) 障害者施策と子ども・子育て支援事業との関係

障がい児については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第2条第2項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。

同法に基づき、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であることから、障がい児施策は、子ども・子育て支援事業計画との整合・連携を図るものとしします。

4 計画の期間

「第3次柴田町障害者計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間として策定します。

「第6期柴田町障害福祉計画」及び「第2期柴田町障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。令和5年度に見直しを行い、次期計画を策定します。

■計画の期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第2次障害者計画			第3次障害者計画					
第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		

本計画の対象期間 

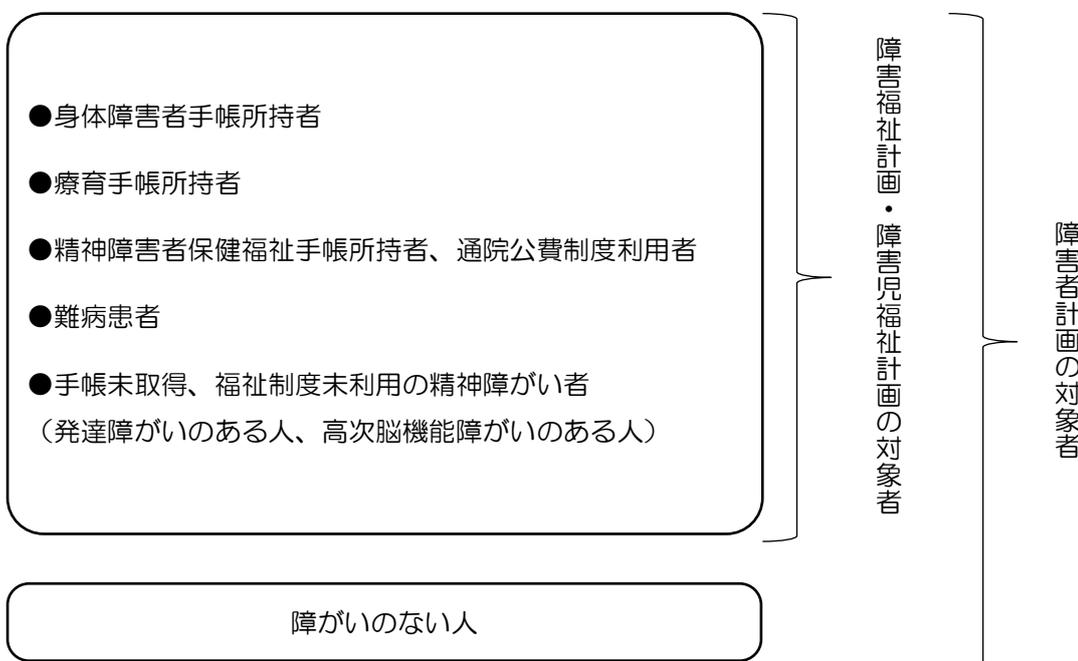
5 計画の対象者

「障害者計画」は、障がい者だけでなく、すべての町民を対象とした計画です。一方、「障害福祉計画」は自立支援給付・地域生活支援事業を受ける障がい者を対象としています。

なお、これらの計画における「障がい者」という用語については、障害者基本法第2条で定められていることから、身体障がい、知的障がい、精神障がいがあるために継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている人を総称することとします。

平成22年の障害者自立支援法の改正により高次脳機能障害、発達障がいも障がい者の範囲に含まれました。難病患者についても、平成25年の障害者総合支援法により障がい者の範囲に加えられています。

■計画の対象者



6 計画の推進と運営管理

(1) 計画の推進体制

障がい者が自らの選択によって住み慣れた地域で必要な福祉サービスを受けながら自立した生活を送り、社会参加をより一層進めていくためには、行政をはじめ、様々な関係機関が相互に連携を図って対応していくことが重要です。

本計画の推進にあたっては、関係各課との連携をさらに図っていくとともに、障がい者本人やその家族、障害福祉関係機関のニーズと実態を把握し、福祉、保健、医療、労働、教育等の関係団体、サービス事業者等との連携を強化しつつ、計画の円滑な推進を図ります。

(2) サービスの質の向上

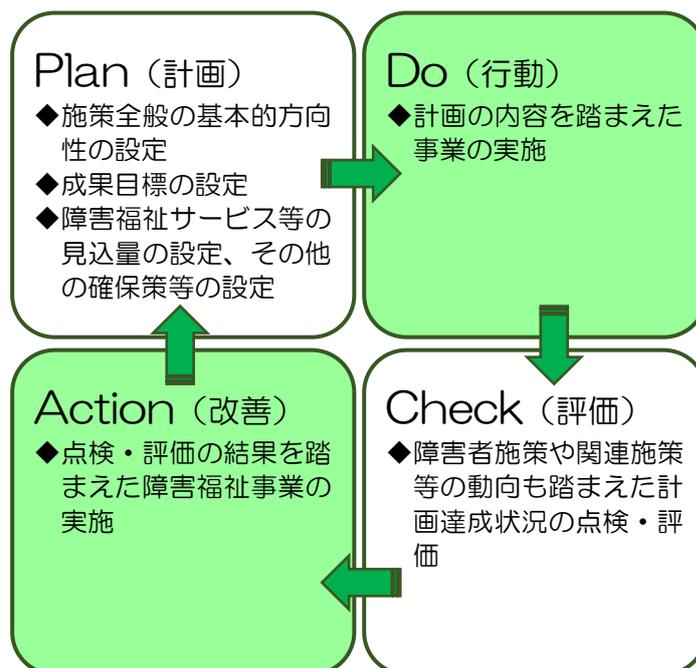
サービスの質の向上に向け、県や近隣自治体、関係機関との連携を通じ、計画を推進していく上で不可欠な従事者の確保に努めます。また、事業所スタッフの研修会への参加促進など、障がい者に関わる専門従事者の専門性の向上を図ります。

苦情処理については、体制の積極的な周知を進めるとともに、困難事例の解決に向けた体制づくりを推進します。

(3) 計画の点検と評価

計画の推進にあたり、成果目標及び活動指標については、計画の中間評価として、年1回その実績を把握し、分析・評価を実施します。障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、必要があれば適宜見直しを行います。

■PDCAサイクルのイメージ



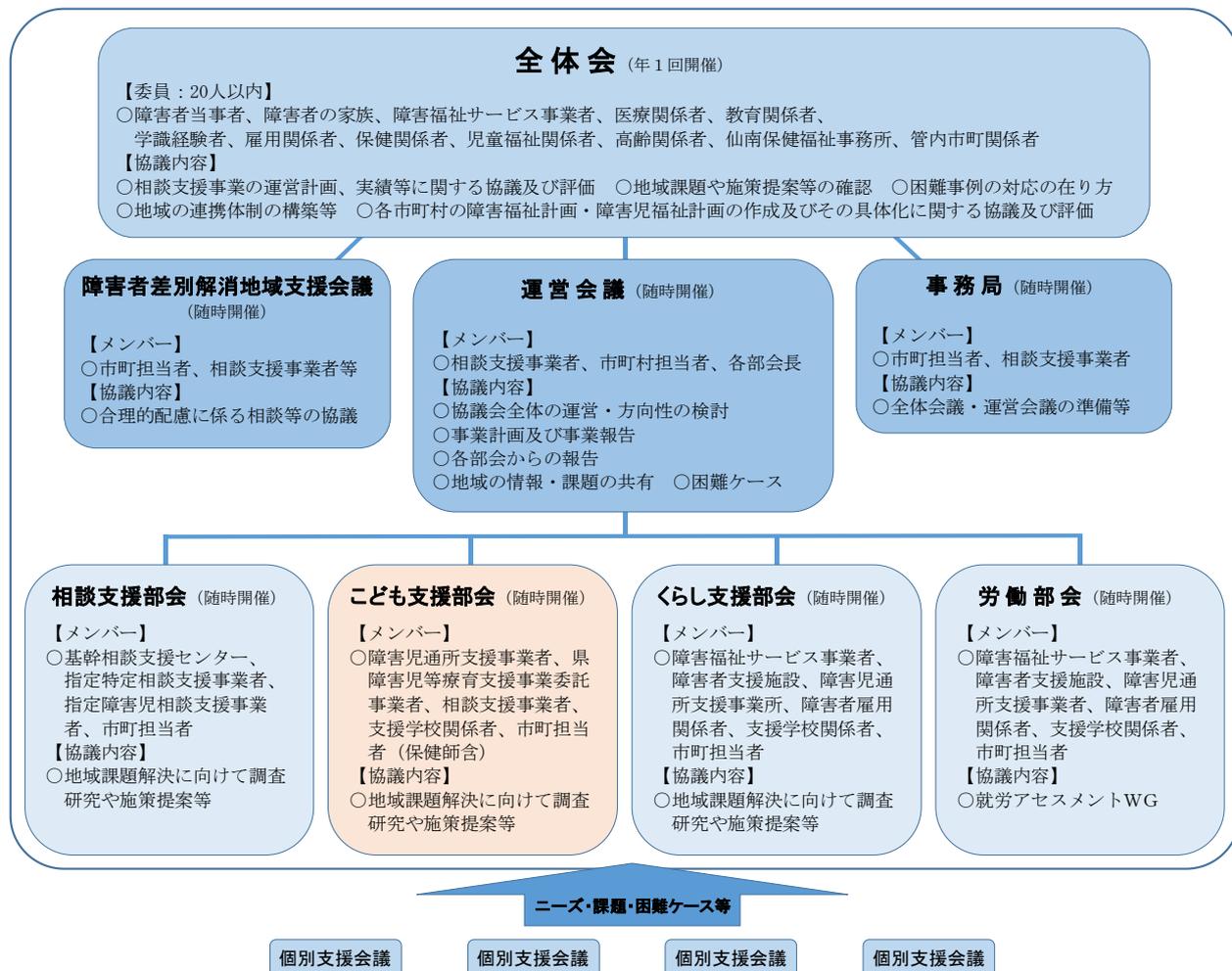
(4) 仙南地域自立支援協議会の連携の強化

障がい者の生活支援ニーズと実際のサービスを結びつけるためには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。

本町では、障がい者に関する関係者の支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関である「仙南地域自立支援協議会」において、情報共有や連絡調整、困難事例の検討を随時行っています。

今後も、町、指定相談支援事業者、サービス事業者はもとより、雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

■仙南地域自立支援協議会組織図



第2章 障がい者の状況

1 人口の動向

柴田町の総人口は令和元年12月末時点で37,597人となっており、平成27年からの5年間で820人(2.1%)減少しています。

年齢3区分人口比率をみると、年少人口比率と生産年齢人口比率は減少傾向で推移しており、平成元年ではそれぞれ11.7%、58.7%となっています。一方、令和元年の高齢化率は29.6%と、平成27年の26.7%から5年間で2.9ポイント増加し、高齢化の進行がみられます。

世帯数は、令和元年度は15,836世帯と、平成27年の15,380世帯から456世帯(3.0%)増加しています。1世帯あたりの人数は、2.5人から2.4人へと減少しており、今後も核家族化の進行が見込まれます。

■人口・世帯数・世帯人数の推移

(単位：人、世帯、世帯あたり人数)

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総人口	38,417	38,299	38,012	37,956	37,597
年少人口(0～14歳)	4,820	4,759	4,635	4,565	4,403
生産年齢人口(15～64歳)	23,344	23,014	22,600	22,431	22,059
老年人口(65歳以上)	10,253	10,526	10,777	10,960	11,135
世帯数	15,380	15,530	15,597	15,768	15,836
1世帯あたり人数	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4

出典：住民基本台帳（各年12月31日）

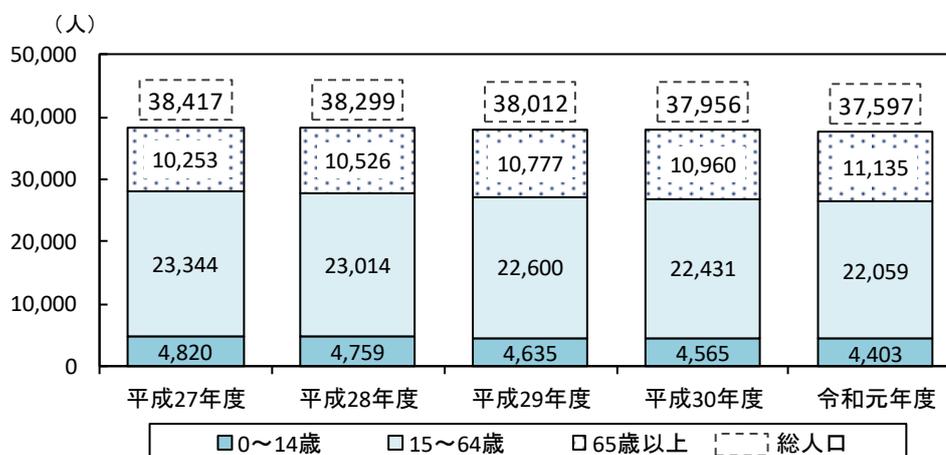
■年齢3区分別人口比率

(単位：%)

年少人口比率	12.6	12.4	12.2	12.0	11.7
生産年齢人口比率	60.8	60.1	59.5	59.1	58.7
老年人口比率	26.7	27.5	28.4	28.9	29.6

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

■人口の推移



2 障がい者の状況

(1) 障がい者の状況

令和元年度の障害者手帳所持者数は1,955人（身体障がい者：1,339人、知的障がい者：366人、精神障がい者：250人）と、平成29年度の1,871人から84人（4.5%）増加しています。

身体障害者手帳所持者数は65歳以上、療育手帳所持者は18歳未満及び18～64歳、精神障害者保健福祉手帳所持者は18～64歳及び65歳以上で増加傾向となっています。

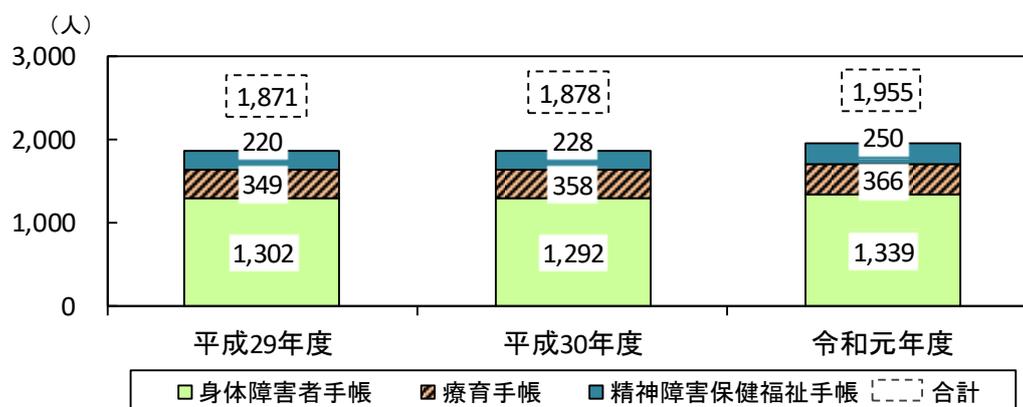
■障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

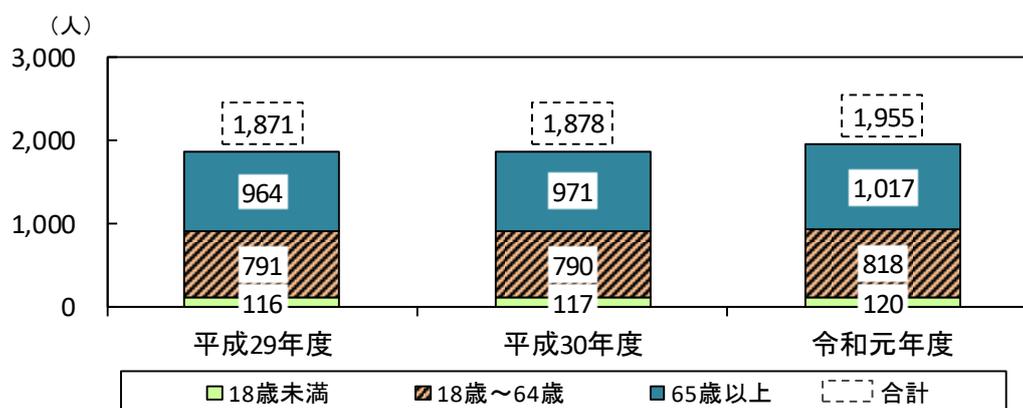
区 分	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
18歳未満	35	78	3	33	81	3	33	85	2
18～64歳	380	231	180	371	235	184	371	243	204
65歳以上	887	40	37	888	42	41	935	38	44
合 計	1,302	349	220	1,292	358	228	1,339	366	250
全 体	1,871			1,878			1,955		

出典：福祉課（各年度末現在）

■障害者手帳所持者数（手帳の種類別）



■障害者手帳所持者数（年齢別）



(2) 身体障がい者

令和元年度の身体障害者手帳所持者数は1,339人（18歳未満：33人、18～64歳：371人、65歳以上：935人）と、平成29年度の1,302人から37人（2.8%）増加しています。

平成29年度からの推移をみると、18歳未満、18～64歳では概ね横ばい、65歳以上は増加傾向となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

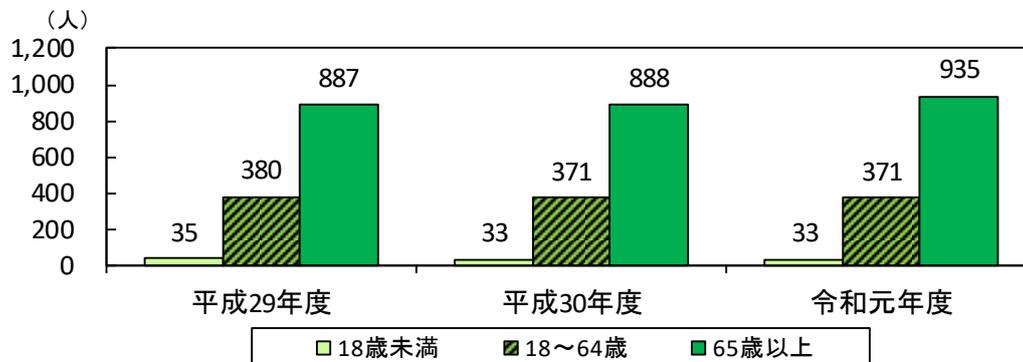
（単位：人）

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満		35	33	33
18～64歳		380	371	371
65歳以上		887	888	935
合計		1,302	1,292	1,339
構成比 (%)	18歳未満	2.7	2.6	2.5
	18～64歳	29.2	28.7	27.7
	65歳以上	68.1	68.7	69.8
	合計	100.0	100.0	100.0

出典：福祉課（各年度末現在）

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

■身体障害者手帳所持者数（年齢別）



COLUMN

～障害者手帳について～

●身体障害者手帳

視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・肢体（手足）・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能に一定以上の永続する障がいのある人が対象です。障がいの程度は重い方から順に1級から6級まであります。

●療育手帳

18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方はリハビリテーション支援センターにおいて、知的障がいがあると判定された方が対象です。障がいの程度はA（重度）、B（中・軽度）です。

●精神障害者保健福祉手帳

精神疾患をお持ちの方のうち、精神障がいのため長期にわたり、日常生活又は社会生活に制限のある方が対象です。障がいの程度は1級～3級まであります。

等級別で見ると、3級は減少傾向ですが、これ以外は増加傾向となっています。

重度（1・2級）では18歳未満及び18～64歳は横ばいです。一方、65歳以上は増加傾向にあり、1級は平成29年度の261人から19人（7.3%）増加して令和元年度は280人、2級は134人から10人（7.5%）増加して144人となっています。

中度（3・4級）では18歳未満は横ばいです。3級の18～64歳は減少傾向にあり、令和元年度は平成29年度から12人（20.3%）減少して47人となっています。4級の65歳以上は平成30年度に減少しましたが、令和元年度に再び増加して212人となっています。

軽度（5・6級）は65歳以上がいずれも増加しています。令和元年度は平成29年度の62人から9人（12.7%）増加して71人、6級は66人から10人（15.2%）増加して76人となっています。

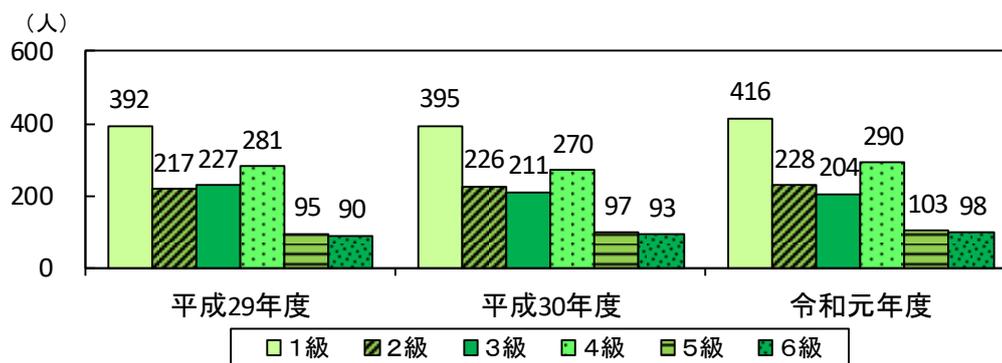
■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

（単位：人）

区 分	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	18歳未満	18～64歳	65歳以上	18歳未満	18～64歳	65歳以上	18歳未満	18～64歳	65歳以上
1級	13	118	261	13	117	265	14	122	280
2級	12	71	134	12	75	139	10	74	144
3級	7	59	161	5	54	152	5	47	152
4級	0	78	203	0	75	195	1	77	212
5級	2	31	62	2	29	66	2	30	71
6級	1	23	66	1	21	71	1	21	76
合 計	35	380	887	33	371	888	33	371	935
全 体	1,302			1,292			1,339		

出典：福祉課（各年度末現在）

■身体障害者手帳所持者数（等級別）



障がいの種類別にみると、各年度とも肢体不自由が最も多く、令和元年度は684人（18歳未満：26人、18～64歳：208人、65歳以上：450人）となっています。内部障害は増加傾向にあり、令和元年度は平成29年度の392人から37人（9.4%）増加して、429人となっています。

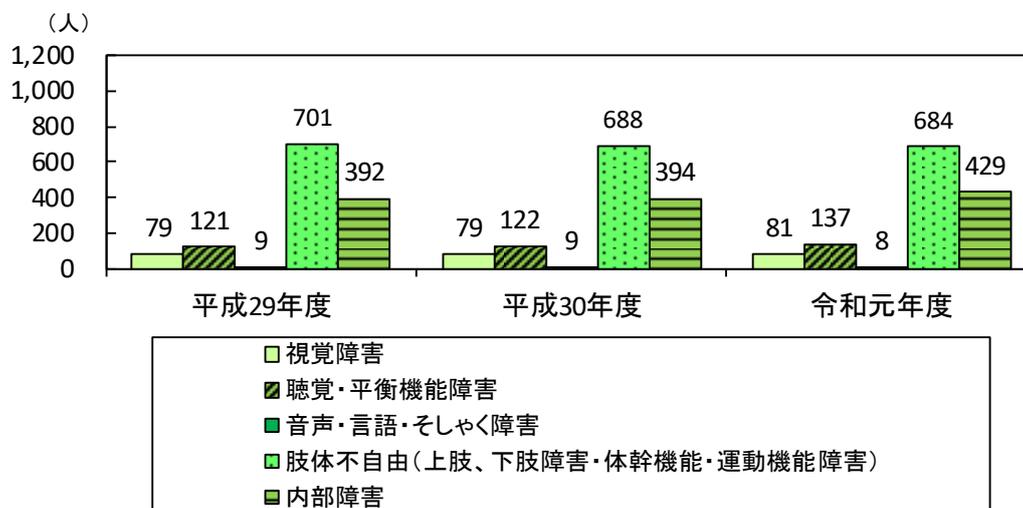
■身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの種類別）

（単位：人）

区 分	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	18歳未満	18～64歳	65歳以上	18歳未満	18～64歳	65歳以上	18歳未満	18～64歳	65歳以上
視覚障害	2	25	52	2	24	53	2	23	56
聴覚・平衡機能障害	2	34	85	2	35	85	2	36	99
音声・言語・そしゃく障害	0	2	7	0	1	8	0	1	7
肢体不自由（上肢、下肢障害・体幹機能・運動機能障害）	27	211	463	26	208	454	26	208	450
内部障害	4	108	280	3	103	288	3	103	323
心臓機能障害	1	46	147	1	46	147	1	44	166
呼吸機能障害	1	2	27	1	1	23	1	2	23
膀胱・直腸・小腸等の障害	2	22	46	1	20	45	1	21	58
腎臓機能障害	0	32	59	0	31	71	0	31	73
免疫機能障害	0	4	0	0	4	0	0	4	0
肝臓機能障害	0	2	1	0	1	2	0	1	3
合 計	35	380	887	33	371	888	33	371	935
全 体	1,302			1,292			1,339		

出典：福祉課（各年度末現在）

■身体障害者手帳所持者数（障がいの種類別）



(3) 知的障がい者

令和元年度の療育手帳所持者数は366人（18歳未満：85人、18～64歳：243人、65歳以上：38人）と、平成29年度の349人から17人（4.9%）増加しています。

年齢別の構成比をみると、各年度とも概ね同じ割合となっており、目立った増減はありません。

■療育手帳所持者数の推移（年齢別）

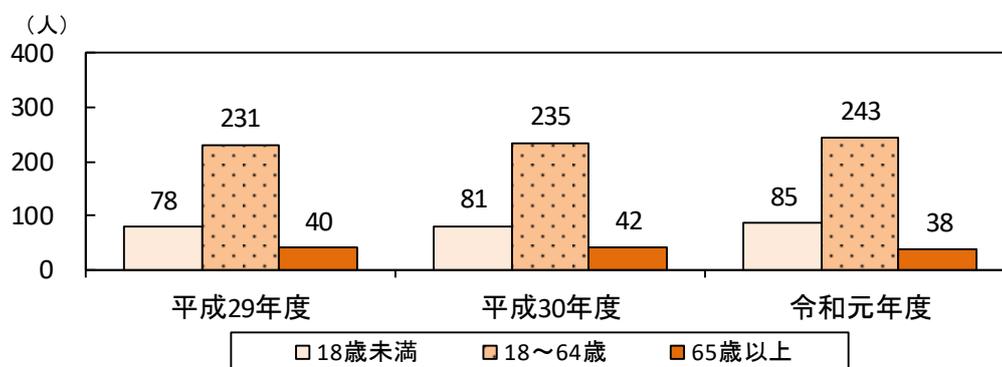
（単位：人）

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満		78	81	85
18～64歳		231	235	243
65歳以上		40	42	38
合計		349	358	366
構成比 (%)	18歳未満	22.3	22.6	23.2
	18～64歳	66.2	65.6	66.4
	65歳以上	11.5	11.7	10.4
	合計	100.0	100.0	100.0

出典：福祉課（各年度末現在）

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

■療育手帳所持者数（年齢別）



程度別で見ると、中・軽度では令和元年度は平成29年度の207人から16人（7.7%）増加して223人となっています。

年齢別で見ると、18歳未満及び18～64歳は増加傾向にあります。18歳未満は令和元年度では平成29年度の78人から7人（9.0%）増加して85人、18～64歳は231人から12人（5.2%）増加して243人となっています。

■療育手帳所持者数の推移（程度別）

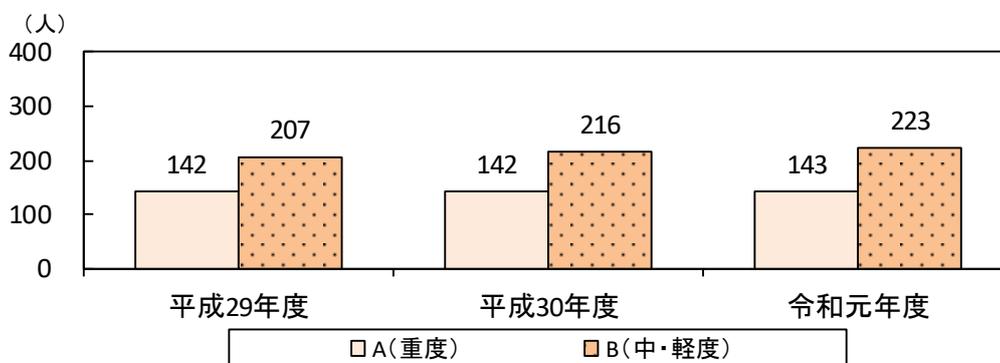
（単位：人）

区 分	平成29年度			平成30年度			令和元年度			
	18歳未満	18～64歳	65歳以上	18歳未満	18～64歳	65歳以上	18歳未満	18～64歳	65歳以上	
A（重度）	23	101	18	23	99	20	23	102	18	
B（中・軽度）	55	130	22	58	136	22	62	141	20	
合 計	78	231	40	81	235	42	85	243	38	
全 体	349			358			366			
構 成 比 %	A（重度）	29.5	43.7	45.0	28.4	42.1	47.6	27.1	42.0	47.4
	B（中・軽度）	70.5	56.3	55.0	71.6	57.9	52.4	72.9	58.0	52.6
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

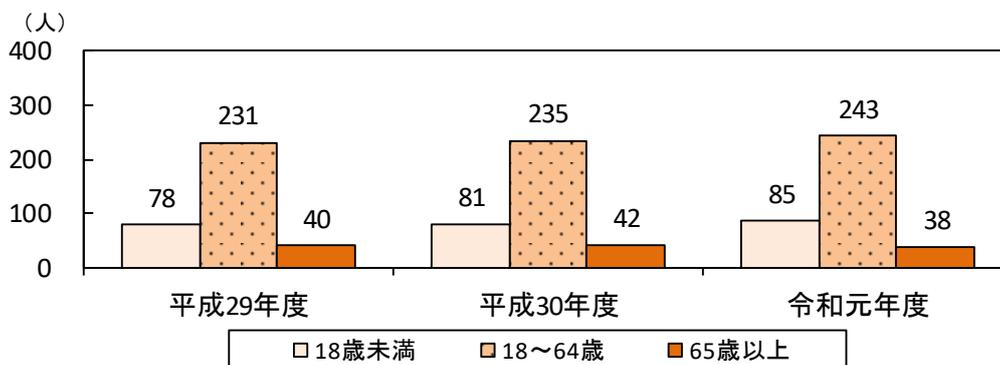
出典：福祉課（各年度末現在）

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

■療育手帳所持者数（程度別）



■療育手帳所持者数（年齢別）



(4) 精神障がい者

令和元年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は250人で、平成29年度の220人から30人(13.6%)増加しています。等級別では2級が149人と最も多くなっています。

年齢別で見ると、18歳以上は横ばいで推移しています。18～64歳は3級、65歳以上は2級が増加傾向にあります。

令和元年度の精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、高次脳機能障害は12人、発達障がいは10人となっています。

また、自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、令和元年度は587人で、平成29年度の570人から17人(3.0%)増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級・年齢別)

(単位:人)

区 分	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	18歳未満	18～64歳	65歳以上	18歳未満	18～64歳	65歳以上	18歳未満	18～64歳	65歳以上
1級	0	15	19	0	17	20	0	14	18
2級	1	122	14	0	121	17	0	129	20
3級	2	43	4	3	46	4	2	61	6
合計	3	180	37	3	184	41	2	204	44
全体	220			228			250		
うち高次脳機能障害	0	7	2	0	12	1	0	11	1
合 計	9			13			12		
うち発達障がい	2	7	0	2	7	0	2	8	0
合 計	9			9			10		

出典:福祉課(各年度末現在)

■自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移

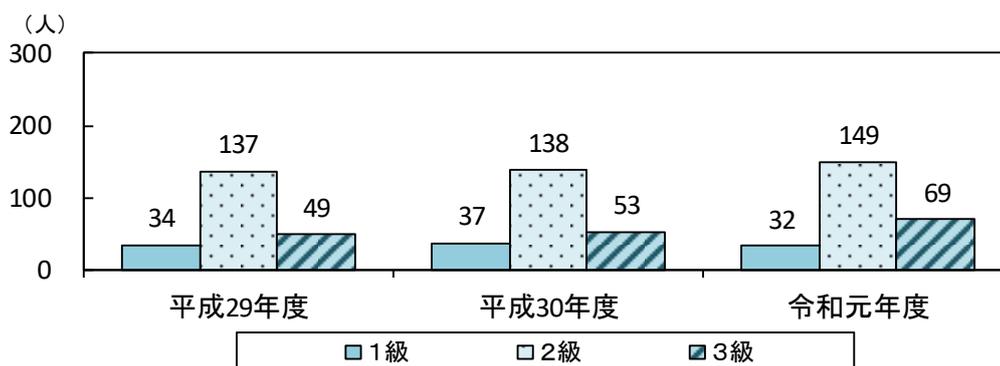
(単位:人)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満		12	11	11
18～64歳		445	445	472
65歳以上		113	93	104
合計		570	549	587
構成比 (%)	18歳未満	2.1	2.0	1.9
	18～64歳	78.1	81.1	80.4
	65歳以上	19.8	16.9	17.7
	合 計	100.0	100.0	100.0

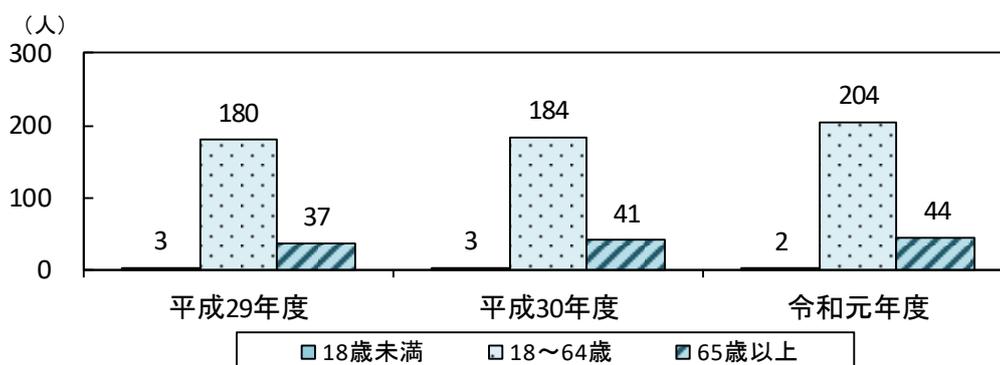
出典:福祉課(各年度末現在)

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）



■精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）



(5) 難病患者

難病については、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」と「児童福祉法の一部を改正する法律」が平成27年1月1日から施行され、難病と小児慢性特定疾病の医療費助成が新しい制度に変わりました。

難病のうち医療給付対象として指定されている指定難病は、平成30年4月1日に1疾病、令和元年7月1日に2疾病が追加され、現在は333疾病が指定されています。

本町の把握可能な患者数は以下のとおりです。

■特定疾病等医療費受給者数の推移

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定疾病医療費受給者	276	283	296
小児慢性特定疾病医療費受給者	34	41	42
合計	310	324	338

出典：仙南保健福祉事務所（各年度末現在）

3 障がい者の雇用状況

(1) 雇用・就労状況

民間企業における障がい者の雇用・就労状況をみると、令和元年度の本町の実雇用率は 2.19%と、宮城県の実雇用率 2.11%を上回っています。

■民間企業における雇用状況の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
企業数 (件)	48	51	51
常用雇用労働者数 (人)	10,279	10,915	10,644
算定基礎労働者数 (人)	9,881	10,484	10,224
障がい者数 (人)	210.0	232.5	223.5
達成企業数 (件)	30	36	34
実雇用率 (%)	2.12	2.22	2.19
参考) 宮城県実雇用率 (%)	1.94	2.05	2.11
参考) 全国実雇用率 (%)	1.97	2.05	2.11

出典：ハローワーク大河原（各年度6月1日現在）

(2) 柴田町職員における雇用状況

柴田町職員の雇用状況の推移をみると、令和元年度の障がい者数は2人で、実雇用率は 0.67%となっています。平成30年度から法定雇用率に達していない状況です。障がい者を対象とした職員を募集してきましたが、採用とはなりませんでした。

■柴田町職員の雇用状況の推移

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
雇用 状況	法定雇用障害者の基礎となる職員数 (人)	297.5	305.0	298.5
	障がい者数 (人)	8.0	6.0	2.0
	実雇用率 (%)	2.69	1.97	0.67

出典：宮城労働局（各年6月1日現在）

※平成30年に国の障がい者水増し雇用が発覚。平成29年に遡及して雇用率の見直しとなる。平成29年から基礎となる職員数に臨時職員（0.5人扱い）が加わっている。

※本町は平成26年から柴田町教育委員会と特例承認を受けている。

(3) 福祉的就労状況

福祉的就労状況の推移をみると、令和元年度は140人と、平成29年度の115人から25人(21.7%)増加しています。就労移行支援は横ばい、就労継続支援A及び就労継続支援Bは増加傾向となっています。

■福祉的就労状況の推移

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総数	115	131	140
就労移行支援	11	11	10
就労継続支援(A型)	20	25	28
就労継続支援(B型)	84	95	102

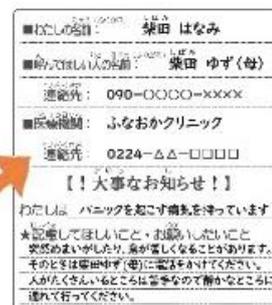
出典：福祉課（各年度末現在）

COLUMN

～ ヘルプカード・ヘルプマークついて～

●ヘルプカード

障がいのある方などがまちに出たときに、予想もしていなかった場所で、思わぬ困り事が起こる事があります。そんなとき、周りの人に手助けしてほしいことを「うまく伝えられない」ということがあります。そんなとき、ヘルプカードは「手助けが必要な人」と「手助けする人」をつなぐ役割を果たします。



●ヘルプマーク

援助や配慮が必要なことを周囲の人に知らせるためのマークです。ストラップとして鞆に下げるなどして利用できます。東京都が最初に作成し、全国的に広がりを見せています。



■ヘルプカード・ヘルプマーク配付状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	8	10	11
18歳以上	55	56	76
合計	63	66	87

4 障がい児の就学状況

(1) 特別支援学級の状況

小学校・中学校の特別支援学級の状況をみると、令和2年度の特別支援学級に通う小学生及び中学生の数は平成30年度から微増しています。内訳をみると、小学校、中学校ともに「知的障がい」「情緒障がい」のある児童・生徒が増加傾向となっています。

■小学校特別支援学級の状況

(単位：人、学級)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
総数	45	17	43	18	50	18
知的障がい	26	5	24	5	27	6
肢体不自由	3	3	3	3	4	3
病弱	4	3	4	3	2	2
難聴	1	1	1	1	2	2
言語障がい	0	0	0	0	0	0
情緒障がい	11	5	10	5	14	4
弱視	0	0	1	1	1	1

出典：教育総務課（各年度末現在）

※令和2年は5月1日現在

■中学校特別支援学級の状況

(単位：人、学級)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
総数	18	8	20	8	21	8
知的障がい	11	3	11	3	12	3
肢体不自由	2	1	2	1	1	1
病弱	1	1	1	1	1	1
難聴	0	0	0	0	0	0
言語障がい	0	0	0	0	0	0
情緒障がい	4	3	6	3	7	3
弱視	0	0	0	0	0	0

出典：教育総務課（各年度末現在）

※令和2年は5月1日現在

(2) 支援学校等への通学者

障がい児の支援学校等への通学者をみると、概ね横ばいで推移しており、令和2年度は48人が通学しています。

■支援学校の柴田町児童・生徒の在学状況の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
支援学校通学児童・生徒総数	46	49	48
角田支援学校（知的・精神）	30	35	36
小学部	9	14	14
中学部	6	6	7
高等部	15	15	15
船岡支援学校（身体）	16	14	12
小学部	6	5	5
中学部	7	5	2
高等部	3	4	5

出典：角田支援学校、船岡支援学校（各年度5月1日現在）



(3)「柴田すこやかファイル」～支援を必要とするお子さんの成長記録～

発達障がいを含む障がいのある子どもについて、教育、保健、福祉、医療等の関係者が連携しながら、乳幼児期から就労期まで一貫して継続的な支援ができるよう、本町ではサポートファイルを活用した障害児支援体制の構築を進めています。平成28年11月から「柴田すこやかファイル」として、希望者に配付しています。

「柴田すこやかファイル」は基本的に、保護者が子どもの成長の様子や個性、学校等で配慮してもらいたいことなどを記入して使用します。医療機関や教育機関から渡された各種資料を綴じすることもできます。

このファイルを利用することによって、保護者が関係機関等に何度も同じ説明を繰り返さなければならないという負担が軽減されるほか、ファイルを見ながら話しあうことでお互いに必要な情報が共有され、障がいのある子どもがより良い支援を受けられるというメリットがあります。

支援を必要とする子どもの成長記録として、また子育てツールの1つとして役立てていただけるよう、今後も周知に努めていきます。

■「柴田すこやかファイル」の内容

記録の種類	記入内容
基本シート「プロフィール」	お子さんの状況やご家族のことなど基本的な情報
健診・相談・医療の記録	育ちに関する情報、乳幼児健診の結果、関係機関への相談や内容
就学前の記録（幼稚園・保育所などの記録）	幼児期、学齢期のお子さんの生活や学習の様子など (年1枚、必要時記入)
在学中の記録（小学校・中学校・高校の記録）	
卒業後の記録	お子さんの希望や保護者の願い、就労の様子
SOSシート	緊急時やお子さんを急に預ける時などのためにあらかじめ記入

■ファイルの配付状況

(単位：冊数)

配付方法	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
役場に来庁	17	8	5	3
学校経由	35			
幼稚園経由	1			
保育所経由	1	2	1	
訪問や面接	6	16	11	4
乳幼児健診	2	1		
合計	62	27	17	7

出典：福祉課（各年度未現在）

■ファイル表紙

柴田すこやか
ファイル
わが子の成長記録

ふりがな
子の氏名
保護者
氏名 (係 子)

柴田町

5 障がい者数の推計

これまでの障がい者数の推移に基づき、本計画の最終年度である令和8年度時点の障がい者数を推計しました。

推計によると、身体障害者手帳所持者が¹1,410人、療育手帳所持者が²422人、精神障害者保健福祉手帳所持者が³311人となります。

■障害者手帳所持者数の推計

(単位：人)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障害者手帳所持者 計	1,996	2,025	2,054	2,084	2,114	2,143
身体障害者手帳所持者	1,350	1,362	1,373	1,386	1,398	1,410
対前年度比伸び率	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%
療育手帳所持者	382	390	398	406	414	422
対前年度比伸び率	1.9%	2.1%	2.1%	2.0%	2.0%	1.9%
療育手帳 A	149	153	156	159	161	165
対前年度比伸び率	1.4%	2.7%	2.0%	1.9%	1.3%	2.5%
療育手帳 B	233	237	242	247	253	257
対前年度比伸び率	2.2%	1.7%	2.1%	2.1%	2.4%	1.6%
精神障害者保健福祉手帳所持者	264	273	283	292	302	311
対前年度比伸び率	4.3%	3.4%	3.7%	3.2%	3.4%	3.0%
精神障害者保健福祉手帳 1級	33	34	36	38	38	40
対前年度比伸び率	3.1%	3.0%	5.9%	5.6%	0.0%	5.3%
精神障害者保健福祉手帳 2級	158	164	169	173	180	185
対前年度比伸び率	4.6%	3.8%	3.0%	2.4%	4.0%	2.8%
精神障害者保健福祉手帳 3級	73	75	78	81	84	86
対前年度比伸び率	4.3%	2.7%	4.0%	3.8%	3.7%	2.4%

【参考 令和8年度までの人口推計】※コーホート変化率法による推計

(単位：人)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
総人口	37,358	37,098	36,808	36,518	36,197	35,885
年少人口 (0～14歳)	4,250	4,106	3,952	3,819	3,682	3,558
生産年齢人口 (15～64歳)	21,696	21,510	21,318	21,124	20,964	20,790
老年人口 (65歳以上)	11,412	11,482	11,538	11,575	11,551	11,537

※人口推計は、平成28年から令和2年までの数値をもとに算出。

6 障害者施策の重点課題

本町の障がい者を取り巻く状況やアンケート調査結果より、以下の課題が抽出されました。

(1) 地域で自立して生活するための支援体制の強化

障がいのある人が地域で自立して生活するためには、一人ひとりが必要としている支援を複合的に提供することが必要となります。

アンケートによると、障がいのある人が重要だと思う取組は相談窓口の設置、年金等の経済的援助に続き、利用しやすい公共施設・交通環境の整備、理解や交流の推進、移動支援、災害・防犯対策など多岐にわたっています。

本人の意思決定に基づいた自立と社会参加の実現のため、福祉サービス等を通して、ライフステージの変化に応じて必要な支援を提供できるよう、支援体制の強化が求められます。

(2) 相談支援体制の充実

アンケートによると、障がいのある人が悩みごと・困りごとを相談する相手は「家族や親族」が8割で最も多くなっていますが、実際の問題解決のためには相談窓口や関係機関に相談することが必要であり、相談支援体制の充実が求められています。

具体的なイメージとしては、地域の身近な場所で、専門的かつ継続的な相談をワンストップで受けられる相談体制が望まれていることから、現在の相談体制に加え、相談員の専門性の向上、部署間・関係機関における情報共有等の連携の強化、何でも相談しやすい環境づくりなどが必要です。

(3) 就労支援の充実

アンケートによると、障がいのある人の4割が「働きたい(働き続けたい)」と希望しており、そのためには、事業主や同僚の障がいに対する理解をはじめ、就労条件や勤務体制、職場の施設等に対する配慮が必要だと回答しています。

本町の民間企業における障がい者の雇用・就労状況は、宮城県の実雇用率を上回っていますが、今後も引き続き雇用者数を増加させるよう事業所に働きかけるとともに、障がいのある人が就労した職場で少しでも働きやすく、そして長く働くことができるよう支援していくことが重要です。

障がいのある人ができるだけ望んだ形で就労できるよう、一人ひとりに合ったきめ細かい就労・就労継続支援の充実が必要です。

(4) 障害児支援の充実

本町の障がい児の状況をみると、総数はおおむね横ばいで推移していますが、療育手帳所持者数が微増しています。また、特別支援学級に通う小・中学生の数も少しずつ増えてきており、「知的障がい」「情緒障がい」のある児童・生徒の増加がみられます。

障がい児の成長と自立を促し、将来に対する不安を解消しながら、保護者が安心して子育てができる環境をつくるためには、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を提供していくことが必要です。

福祉サービスの提供体制の確保のみならず、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が相互に協力・連携し、障がいの早期発見から療育・教育へつなげ、障がい児を継続的に支援していく体制の構築が不可欠です。

(5) 差別解消に向けた取組の推進

アンケートによると、障がいのある人の社会参加について理解が深まっていると思う人は1割程度にとどまり、普段の生活で偏見や差別を感じることもあると回答しています。

障がいのあるなしに関わらず地域の人々がともに自分らしく暮らしていくためには、お互いを理解しあうこと、障がいに対する理解が欠かせません。

地域生活、就学、就労など様々な場面で、障がいのある人が差別や偏見を感じることはないよう、障がいに対する正しい理解と意識啓発を進めるとともに、日常的に障がいのある人と身近に触れあう機会の増加が求められています。

第3章 計画の基本的方向

1 基本理念

障がいの有無に関わらず、すべての住民が安心して、自分らしくいきいきと暮らすことができるよう、本計画では「だれもが生きるよろこびを実感できる、自立と共生のまち柴田」を基本理念とします。

<基本理念>

だれもが生きるよろこびを実感できる、自立と共生のまち柴田

2 基本方針

本計画の基本理念を実現するため、「一人ひとりが輝き、自立した生活を送れる」「一人ひとりが自分の生き方を選べる」「一人ひとりが尊重しあい、支えあう」の3つを基本方針として、だれもが住みよいまちづくりの実現を目指します。

<基本方針1> 一人ひとりが輝き、自立した生活を送れる

一人ひとりが安心して自立した生活を送ることができるまちを目指します。それぞれの思いに寄り添った相談支援や福祉サービスの提供、ユニバーサルデザインの視点に立った公共施設、道路、住宅の整備、移動支援など、生活環境全般の充実を図ります。

<基本方針2> 一人ひとりが自分の生き方を選べる

乳幼児期から高齢期まで、一人ひとりが自分らしい生き方のできるまちを目指します。障がいの早期発見・早期療育、社会での生活力を高める教育の充実を図るとともに、希望する就労や社会的な活動ができるよう、ライフステージに応じた支援を推進します。

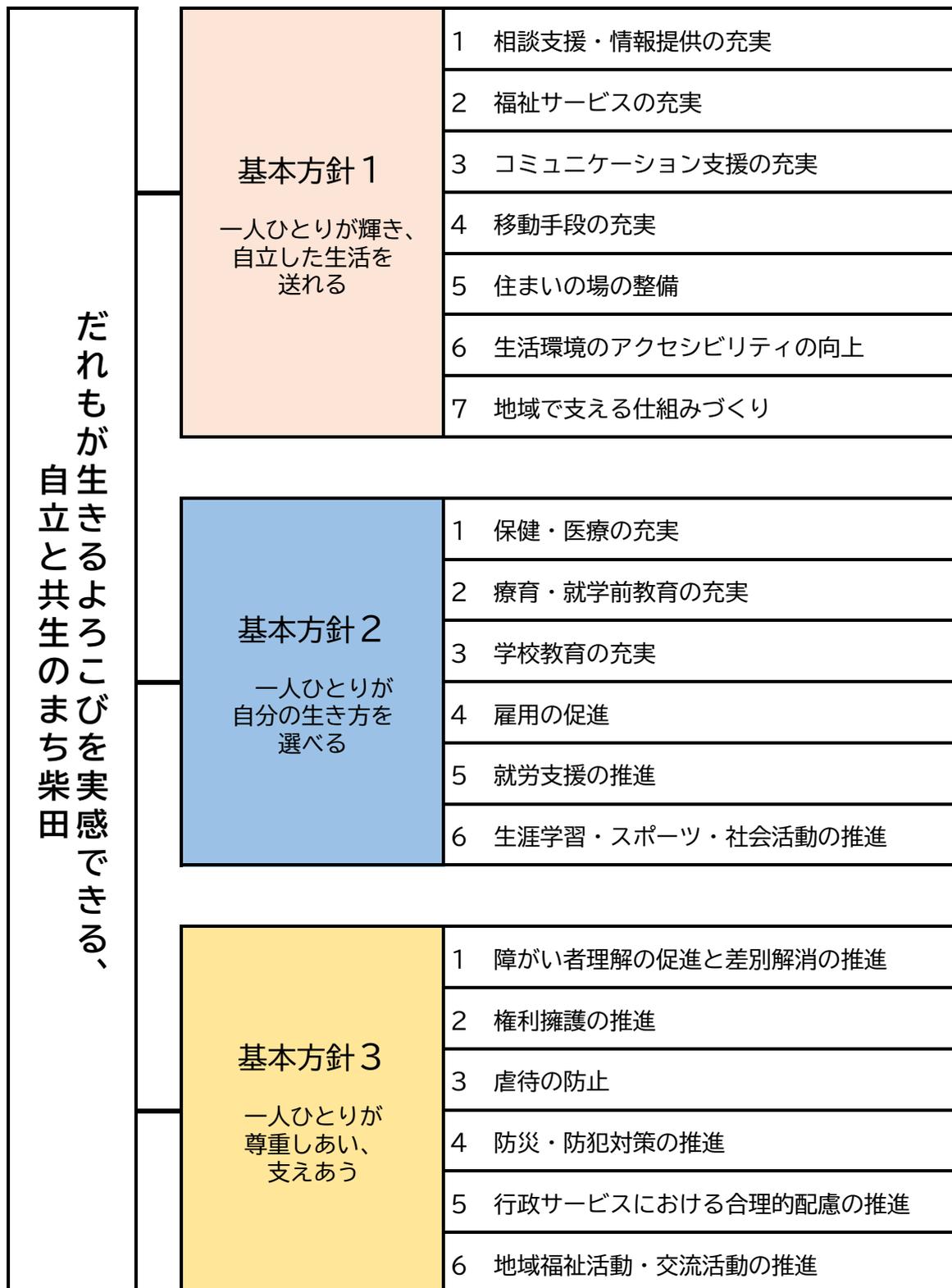
<基本方針3> 一人ひとりが尊重しあい、支えあう

一人ひとりが自分らしく生きていくためには、お互いを尊重し、思いやりの心を持って支えあうことが重要です。一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がなく、共生が実感できるまちを目指します。障がいや障がいのある人への理解を深め、課題解決ができる環境整備に努めるとともに、地域の中での交流活動なども推進していきます。

3 施策の体系

《基本理念》

《個別の施策》



第2部

第3次柴田町障害者計画



基本方針1 一人ひとりが輝き、自立した生活を送れる

1-1 相談支援・情報提供の充実

現状と課題

- ◆障がいには様々な種類があり、同じ障がいであっても各人ごとに程度や症状が異なるため、相談内容は多岐にわたります。支援のあり方も個人差があるため、障がいのある方やその家族等が抱える問題の解決には、信頼のおける相談先の確保が重要です。
- ◆地域の身近なところで生活課題を相談し、適切な支援が受けられるよう、本町では福祉課を中心に、庁内各部署が連携した相談支援体制をとっています。相談支援事業などの課題を協議する場である仙南自立支援協議会を設置し、アサンテに委託し、連携して困難事例にも対応しています。さらに、民生委員・児童委員、人権擁護委員も個別に相談を受けており、関係機関へつなげるなど、適切な支援につながるよう対応しています。
- ◆情報発信については、町ホームページに加え、年に2回（8月・2月）、町の情報媒体である「お知らせ版」の見開き2ページを確保し、「障がい福祉についてもっと知ろう」という題名で障害福祉サービス・在宅福祉サービス・地域生活支援事業・補装具費の支給、各種相談窓口に関する情報を掲載し、周知を図っています。また、ボランティア団体の支援を受けて、音声広報、点訳などによる情報提供も実施しています。
- ◆アンケート調査によると、福祉サービス情報の入手手段については、「町の広報誌、チラシ」が4割と最も多く、重要な情報伝達ツールとして、今後も充実した情報提供が求められています。現時点では「町のホームページ」の利用者は1割未満と少ないものの、今後のデジタル化社会を見据え、インターネットによる情報発信の充実を検討していく必要があります。

今後の施策展開

- ◇障がいのある方の多種多様な相談内容に対応し、よりよい日常生活を支援するため、庁内各部署、関係機関との連携を強化して、相談支援体制の充実に取り組みます。
- ◇障害者福祉制度など、障がいのある方が必要とする情報について定期的な掲載を実施するとともに、障がい特性に応じた伝達手段に関する情報の周知を継続して実施します。
- ◇発達障がい者支援の一層の充実に向け、県が主催する発達障がい者に対する支援事業の周知に努め参加を促します。

■主な施策

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	総合的な相談支援体制の充実	・障がいのある方本人やその家族等が抱える様々な問題解決のため、各部門が連携を強化しながら、ライフステージや障がい種別に応じた助言や情報提供、他関係機関との調整など、総合的な相談支援体制の充実に取り組めます。	福祉課
2	生活相談に関する関係機関との連携	・社会福祉協議会が実施している生活相談に関しては、関係機関との連携を図りながら対応を行っていきます。	社会福祉協議会
3	相談窓口の周知	・相談支援事業所について情報提供するほか、障害種別に応じた専門機関や関係機関の相談窓口についても周知に努めます。	福祉課
4	定期的な情報発信	・町ホームページや「お知らせ版」、「社協だより」などを活用して、障害者福祉制度の紹介など、定期的な情報発信を行います。	福祉課
5	伝達手段についての情報周知	・音声広報や点訳など、障がい特性に応じた伝達手段についての情報周知に努めます。	福祉課



1-2 福祉サービスの充実

現状と課題

- ◆障害福祉サービスは年々需要が増加しており、適正な支給量を維持しながらサービスの質の向上及び量の確保に努めているところです。地域生活支援事業では、日中一時支援事業や移動支援事業の事業者を見直すなど、地域住民のニーズに合わせたサービスの提供に努めています。課題としては、利用したいというニーズがあっても、サービス提供事業者の提供体制等が整わず、利用促進の妨げとなっていることが挙げられます。
- ◆福祉用具の給付は、障がい者の希望に沿い適正な支給に努めています。視覚障がい者や聴覚障がい者の情報交流会において情報提供を行ったほか、広報誌や町ホームページへの掲載や手帳交付時などの機会をとらえて制度の周知を行っています。
- ◆障がいのある方の地域移行・地域定着支援については、1名の地域移行がありました。
- ◆福祉サービス利用者へのサービス等利用計画の作成に関しては、障がいのある方の自己決定を尊重し、計画事業所と連携しながら、地域生活を送るうえで必要なサービス等利用計画の作成を支援しています。課題として、計画事業所が少ないことが挙げられますが、開設については事業所、企業の判断によるものであるため、確保が難しい状況です。

今後の施策展開

- ◇サービス需要が増加傾向にある中で、利用者に対して適正なサービス提供ができるよう、質の向上及び量の確保に努めていきます。
- ◇地域移行・地域定着支援については、今後も引き続き関係機関と連携し、障がいのある方が地域で安心して生活できるよう支援を行います。

■主な施策

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	福祉サービスの質の向上及び量の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービスについては、障がい特性に応じたサービスの提供ができるよう、居宅介護などの障害福祉サービスの質の向上及び量の確保に努めるとともに、訪問入浴などの地域生活支援事業は、利用ニーズを把握しながら、サービスの充実に努めます。 ・日中活動系サービスについては、生活介護などのサービスの適正な提供に努め、日中一時支援事業などの地域生活支援事業については、在宅障がい者のサービス利用の促進に取り組みます。 	福祉課
2	地域生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・柴田町地域活動支援センター「しらさぎ」「もみのき」では、通所により創作的活動や生産活動の機会を提供していくとともに、社会との交流等を行うことにより、障がいのある方の地域生活支援に努めます。 	福祉課
3	補装具等の適正な支給	<ul style="list-style-type: none"> ・補装具や日常生活用具など福祉用具の給付について、適正な支給を実施し、周知を図ります。 	福祉課
4	地域移行・地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・入院・長期施設入所の方を地域在宅へ導くため、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携し、支援を行います。 	福祉課
5	サービス等利用計画作成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方の自己選択、自己決定を尊重しながら、地域生活に必要なサービスを適切に受けられるよう、サービス等利用計画作成を推進します。 	福祉課

1-3 コミュニケーション支援の充実

現状と課題

- ◆視覚や聴覚、言語障がいなどがある方が地域で自立して生活していくためには、コミュニケーション手段の確保が不可欠です。
- ◆本町では、日常生活用具給付事業の意思疎通支援用具として、視覚や聴覚、言語障がいなどがある方に、点字器や人工咽頭などの情報伝達や意思疎通等を支援する用具を給付しています。
- ◆意思疎通支援事業では、聴覚障がい等がある方に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。平成30年度には、事業を利用する申請者の見直しを行い、手話通訳者等の派遣利用の拡大や手話通訳者等の活用機会の拡充に努めました。
- ◆コミュニケーション支援については、聴覚障がい者の情報交流会において情報提供を行ったほか、広報誌や町ホームページを利用し、手帳交付時等の機会をとらえて制度の周知を行いました。

今後の施策展開

◇今後も引き続き、日常生活用具給付事業や意思疎通支援事業等の周知に努めるとともに、手話通訳者等の派遣利用の拡大や活用機会の拡充を図っていきます。

■主な施策

No.	主な施策・事業	内容	所管
1	コミュニケーション支援事業の周知	・視覚や聴覚、言語障がいなどがある方に対し、コミュニケーション支援事業の周知を図ります。	福祉課
2	手話通訳者等の活用の推進	・日常生活における手話通訳者・要約筆記者の派遣利用の拡大や、講演会等での手話通訳者の活用等を図ります。	福祉課



1-4 移動手段の充実

現状と課題

- ◆移動に制約のある障がいのある方が自立した生活を送り、社会参加を行うためには交通手段の確保や、外出の際の支援が必要です。
- ◆町内には、JR 東北本線や阿武隈急行が通っており、仙台市等への通勤や通学のための交通機関が確保されていますが、バス路線はなく、内々の移動は自家用車に頼らざるを得ない状況です。このため、平成24年(2012年)から町商工会が運営主体となって、町内全域をカバーするデマンド型乗合タクシー「はなみちゃんGO(ゴー)」を運行しています。利用に際して、障害者手帳等所持者は料金の割引があります。国、県、町民、タクシー事業者等関係者と情報交換を行い、「はなみちゃんGO(ゴー)」のよりよい運行に努めるとともに、広報誌等で随時周知を図っています。
- ◆障がいのある方が外出する手段の確保として、本町では自動車運転免許の取得により社会参加が見込まれる障がいのある方に対し、自動車運転免許取得費補助金を交付しています。また、重度の身体障がいがある方が自ら所有し運転する自動車改造に要する経費の一部について、身体障がい者用自動車改造費補助金を交付しています。
- ◆外出の支援としては、障害福祉サービスの同行援護や、地域生活支援事業の移動支援があり、外出の際の不安や不便を軽減しています。

今後の施策展開

- ◇障がいのある方の自立と社会活動等への参加促進のため、移動支援事業等による外出支援の充実と、交通機関等の情報提供に努めます。
- ◇自動車運転免許取得費補助金、身体障がい者用自動車改造費補助金の交付を継続して実施します。

■主な施策

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	外出支援サービスの充実	・福祉団体等の関係機関と連携を取り、外出の際の支援サービスの充実を図っていきます。	まちづくり政策課 社会福祉協議会
2	移動支援事業等についての周知の強化	・移動支援の各事業や交通機関の障害者割引制度等について、周知を強化していきます。	まちづくり政策課 社会福祉協議会
3	自動車運転免許取得費助成	・運転免許の取得により社会参加が見込まれる方に対し、運転免許取得に直接要した費用の一部について助成します。	福祉課
4	自動車改造費助成	・重度身体障がい者のうち、自らが所有し、運転する自動車の改造に直接要した費用の一部について助成します。	福祉課

1-5 住まいの場の整備

現状と課題

- ◆暮らしやすい住宅は、だれにとっても大切なものです。アンケート調査によると、将来の希望する暮らしについて、「自宅で家族や親族と暮らしたい」が5割と最も多く、自宅で生活を続けたい方が半数を占めています。
- ◆本町では、日常生活用具給付事業の「住宅改修費」として、重度障がい者の在宅生活の利便性を高めるため、小規模な自宅改修を行う際の費用を助成し、支援しています。給付の対象者、給付品目や金額等は随時見直しを行いながら、ニーズに応えられるよう努めています。
- ◆町営住宅については、北船岡町営住宅のエントランスにスロープを設け、車いすなどの利用者や高齢者が利用しやすいつくりとしています。浴室やトイレに手すりを設置し、車いす対応の駐車場も整備済みとなっています。一方、神山前、二本杉、並松町営住宅など築年数が古い既存の町営住宅はバリアフリー化が進んでいないことが課題となっています。

今後の施策展開

- ◇障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活を営めるよう、ニーズに応じた住まいの場の整備に努めます。
- ◇町営住宅は、「柴田町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な住宅管理方法について検討していきます。

■主な施策

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	ニーズに応じた住まいの場の充実	・住み慣れた地域で生涯にわたって安心して生活できるよう、障がいのある方のニーズに応じた住まいの場の充実に努めます。	福祉課
2	町営住宅の適切な管理	・「柴田町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕、改善、更新などを実施し、町営住宅の適切な管理を図ります。	都市建設課

※「柴田町公営住宅等長寿命化計画（平成23年1月）」

誰もが安心して快適な生活をおくることのできる良質な町営住宅を将来にわたり供給していくため、今後の町営住宅の需要動向や長寿命化を視野に入れた計画的な修繕、改善、更新などを検討し、効率的・効果的な町営住宅のストック活用を図ることを目的とする計画。

1-6 生活環境のアクセシビリティの向上

現状と課題

- ◆障がいのある方が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境を実現するため、町内の公共空間の整備にあたっては、バリアフリー新法を基本としています。新たに設置した公園の園路は、幅広いスロープにすることで車いすやベビーカーの利用者、高齢者に配慮した整備を進め、誰にとっても歩きやすく、外出しやすくなることを目指しています。
- ◆安全・安心なくらしのための交通環境である信号機や交通標識、規制等については、大河原警察署などと連携を図りながら、道路や公園、橋梁等は通行者が安全に通行又は利用できるよう行政区長をはじめ、地域の方々にもご協力をいただきながら、随時対応しています。

今後の施策展開

- ◇今後も利用者に配慮した公共空間のバリアフリー整備に努めていきます。
- ◇交通環境の改善については、関係機関と連携を図りながら実施していきます。

■主な施策

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	誰でも利用しやすい公共空間の整備	・道路や公園、公共建築物などについて、誰でも利用しやすい公共空間の整備に努めていきます。	都市建設課
2	交通環境の改善へ向けた協力要請	・交通環境について、関係機関に改善へ向けての協力の要請を進めていきます。	まちづくり政策課 都市建設課

C O L U M N

～デマンド型乗合タクシー「はなみちゃんGO（ゴー）」～

デマンド型乗合タクシーは、目的地に直行する通常のタクシーとは異なり、ワゴン車などで他の人と乗り合いながら、それぞれの目的地まで送迎します。

障害者手帳などをお持ちの方は、料金割引があります。



1-7 地域で支える仕組みづくり

現状と課題

- ◆障がいのある方が住み慣れた身近な地域で自立した生活を送るためには、地域でのきめ細かな支援体制が必要です。
- ◆本町では、行政区や民生委員・児童委員等の地域住民により、日ごろから支援が必要な方への地域見守りが展開されています。特に民生委員・児童委員は担当地区を定期的に巡回しながら障がいのある方等の見守り活動をしています。また、平成25年から現在までに、本町とみやぎ生協、郵便局、新聞販売店など11事業所が「安心生活見守りに関する協定」を締結し、地域見守り活動が展開されています。
- ◆安心・安全な地域づくりの一環として町内会を中心に組織され、小学生の通学を見守る「見守り隊」を結成し、地域ぐるみで見守り活動を促進しています。平成30年12月には、大河原警察署及び大河原地区防犯協会連合会（柴田町・大河原町・川崎町・村田町の4町連合）が仙台大学を「ながら見守り隊」に委嘱し、地域の見守り活動に協力していただいています。見守り活動の課題としては、地域の見守り隊の担い手が年々高齢化してきていることが挙げられます。

今後の施策展開

- ◇障がいのある方を地域ぐるみで支えるため、地域住民や関係機関の連携強化に努めるとともに、「地域ぐるみで支えあうネットワーク体制」の効果的な活用を図っていきます。
- ◇見守り活動を今後も継続して実施します。また、地域づくり交付金を活用し、見守り隊の活動を支援します。
- ◇社会福祉協議会（ボランティアセンター）等と連携し、ボランティア活動支援に取り組みます。

■主な施策

No.	主な施策・事業	内容	所管
1	見守り活動の促進	・見守り活動を継続し、地域ぐるみで障がいのある方と共に暮らすまちづくりを進めていきます。	まちづくり政策課
2	ボランティア講座の開催	・障がいのある方を支援するボランティア講座を開催し、これまでボランティア活動に参加経験がない地域住民の参加を促進します。	社会福祉協議会

基本方針2 一人ひとりが自分の生き方を選ぶ

2-1 保健・医療の充実

現状と課題

- ◆本町では、住民一人ひとりに適切な医療が提供できるよう「かかりつけ医」の普及に努めるとともに、地域の医療機関とみやぎ県南中核病院との連携を図り、地域医療の充実を推進しています。町民の医療機会を確保するため、現在の地域医療体制を維持できるよう働きかけています。
- ◆救急指定病院には二次救急や三次救急などの区分分けがなされていますが、本町では、休日夜間初期急患センターの診療時間等をお知らせ版やメール配信により周知しています。また、二次救急医療については、みやぎ県南中核病院の広報誌を配布し、周知に努めています。
- ◆障がいのある方のための医療・リハビリテーションの充実は、障がいの軽減と自立を促進するために不可欠です。本町では、障害者医療費助成事業や自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）を継続して実施しています。障害者医療費助成事業については、令和元年10月から、精神保健福祉手帳1級をお持ちの方まで対象の拡大を行いました。課題としては、障害者医療費助成申請書の提出に際しての受給者への負担が挙げられます。
- ◆住民が主体的に心身の健康づくりに取り組むきっかけづくりとして、健康づくりポイント事業、健康100日チャレンジや運動普及講座「みんなで歩こうぞ」を実施しています。平成26年にスタートした健康づくりポイント事業は、年々参加する人が減少しているため、事業内容等の検討が必要です。
- ◆妊娠期から乳幼児期までの支援については、乳幼児の発育・発達に課題や障がいなどの心配・不安がある保護者に対して、適切な相談や支援につながるよう取組を行っています。個別支援の連携を行っているほか、子育て世代包括支援センターの主管課となる子ども家庭課、母子保健型の健康推進課、基本型の子育て支援センターが定期的に会議を開き、情報共有をしながら支援を行っています。
- ◆心の健康については、精神的な悩みのある方へ訪問や面接等の個別支援を行っています。月に一度精神科医による心の相談事業を行っているほか、講演会等で心の健康についての一般周知を行っています。加えて、精神障害者当事者会、精神障害者家族会への支援を行っています。当事者や支える家族の高齢化が課題となっています。また、東日本大震災に起因した環境の変化等による自殺への影響を鑑み、町の実情に応じた自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成31年3月に柴田町自殺対策計画を策定しました。

今後の施策展開

- ◇疾病予防や日常的な健康管理を推進するため、地域の医療機関や医師会などと連携を図り、かかりつけ医の普及に努めます。
- ◇医療機関に障害者医療費受給者証を提示することで、一定割合の自己負担で診察や治療、投薬などのサービスを受けられる現物給付方式への移行は、市町村単独での実現が難しいため、引き続き県に要望を行っていきます。
- ◇事業内容を検討しながら健康づくりポイント事業を継続していくとともに、運動普及リーダーを

育成し、健康づくりの普及啓発を図ります。運動普及講座では、運動サークル等を紹介し、運動を継続して行える仲間づくりを支援します。

- ◇妊娠期から乳幼児期まで、関係機関との連携による一貫した支援の充実を図るとともに、障がいや発達の違い等がある子どもとその保護者に対し、適切な相談、療育、教育、訓練等につながるよう、関係機関・団体等と連携を強化し、支援を図っていきます。
- ◇関係機関と連携・協力のもと、心の健康に対する支援等を充実させていきます。ゲートキーパー養成講座等の開催により、一般町民の方に心の健康・自殺対策について幅広く周知し、地域での支援者の拡大を図ります。より一層町民が支えあい、生きがいを持って暮らすことができる地域となるよう対策に取り組んでまいります。

■主な施策

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	地域医療の充実	・地域の医療機関や医師会などと連携を図り、かかりつけ医の普及に努め、疾病予防や日常的な健康管理を推進します。	健康推進課
2	救急医療体制についての住民への周知	・初期、二次、三次それぞれの医療機関が十分に機能を発揮するよう、救急医療体制について周知を継続します。	健康推進課
3	各種医療費助成制度の推進	・障害者医療費助成事業や自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）を継続して実施します。	福祉課
4	保健・医療体制の充実	・障がいのある方が身近な地域で適切な治療やリハビリテーションを受けられるよう、医療機関と県・町が連携して保健・医療体制の充実を図ります。	健康推進課
5	健康づくりの支援	・健康づくりポイント事業や運動普及講座を実施し、住民の健康づくりの普及啓発を図るとともに、運動普及講座では運動を継続して行える仲間づくりを支援します。	健康推進課
6	乳幼児期までの一貫した支援の充実	・障がいや発達の違い等がある子どもとその保護者に対し、適切な相談、療育、訓練等につながるよう、関係機関・団体と連携を強化し、妊娠期から乳幼児期まで一貫した支援の充実を図ります。	健康推進課
7	心の相談事業	・精神科医による相談支援を継続して実施します。保健師による訪問・面会等の個別のほか、講演会等で心の健康についての周知を図ります。	健康推進課

2-2 療育・就学前教育の充実

現状と課題

- ◆支援が必要と思われる子どもの保護者に対しては、1歳6か月健診、3歳6か月健診等の健診時、母と子の遊びの教室「めだか」の支援時、保育所への入所後において、保健師と保育士が連携し、支援体制が整っているむつみ学園の見学を勧めるなどの周知を行いました。保護者の中には、子どもの発達遅れを認めたくない方も多くおられ、施設の支援内容や療育についての理解が進んでいない状況も見受けられます。
- ◆保育所等における障がい児の受け入れについては、保育士を加配し、受け入れを行いました（西船迫保育所・槻木保育所で身体障がい児各1名、西船迫保育所・船岡保育所で発達障がい児各1名）。なお、障がいの診断はされていないものの、発達が気になる子どもが多く、支援の必要な子どもが増えている状況です。
- ◆障がいのある子どもの就学に関しては、子どもの発達状況を確認しながら、各機関と連携し、必要な支援につながるよう情報提供を行っています。子どもの学びの力の見極めは難しく、就学後に何らかの問題が発生することもあり、保護者との十分な話し合いが必要になってきます。

今後の施策展開

- ◇妊娠期から乳幼児期まで、関係機関との連携による一貫した支援の充実を図るとともに、障がいや発達の遅れ等がある子どもとその保護者に対し、適切な相談、療育、教育、訓練等につながるよう、関係機関・団体等と連携を強化し、支援を図っていきます。
- ◇支援が必要と思われる就学前児童の保護者には、早期における子どもの発達特性を理解していただき、施設利用を促進して、安心な子育て環境づくりを目指します。

■主な施策

No.	主な施策・事業	内容	所管
1	乳幼児期までの一貫した支援の充実 (再掲)	・障がいや発達の遅れ等がある子どもとその保護者に対し、適切な相談、療育、訓練等につながるよう、関係機関・団体と連携を強化し、妊娠期から乳幼児期まで一貫した支援の充実を図ります。	健康推進課
2	むつみ学園の周知の促進	・支援が必要と思われる就学前児童とその保護者に対し、指導体制が整っているむつみ学園を周知していきます。	子ども家庭課
3	保育所等における障がい児の受け入れ	・保育所等における障がい児の受け入れを継続して行います。	子ども家庭課
4	就学手続き等に関する情報提供の充実	・就学に関する手続き等について、障がいのある児童生徒等及びその保護者に対し、教育相談の実施、学校見学、幼稚園、保育所等の関係機関との連携を通じて、子どもの発達に合わせた情報提供を行います。	子ども家庭課

2-3 学校教育の充実

現状と課題

- ◆乳幼児期から学齢期までの発達、その後の成長を左右する大切なものです。障がいの可能性や発達に不安がある場合は、早期に状況を把握し、適切な支援を受けることが重要となります。
- ◆本町では、特別支援教育が必要と考えられる就学予定児童について、関係機関や関係課等と早めの情報共有を図っています。また、学校見学をコーディネートし、保護者と障がい児本人への情報提供を行っています。今後の課題としては、保護者への積極的な啓発と、早期からの支援体制づくり、健康推進課と連携した就学前の幼児を対象とした教育相談体制の整備が挙げられます。
- ◆特別支援教育の質の向上のため、町の幼稚園、保育所、小・中学校及び特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが一堂に会して、年1回研修を行っています。今後は、より充実した支援体制の構築に向け、特別支援に関する専門的なスキルを持たない担任（職員）の支援につながる研修会を考える必要があります。さらに、特別支援教育コーディネーター連絡協議会を含め、年3回の連絡協議会で情報交換を図っていますが、連絡協議会の内容を吟味した上で、どのように情報交換、情報共有の場を設定していくのが課題です。
- ◆サポートファイルを活用した障がい児の支援については、成長記録が一冊にまとまっていることから、これまでの成長過程が把握しやすく、世代ごとの支援につながられています。現在は、教育委員会、健康推進課、子ども家庭課等の協力を得ながら希望者に配布し事業を展開しています。

今後の施策展開

- ◇特別支援教育が必要な子どもを早期に把握し、その後の適切な支援につなげるとともに、それぞれの発達段階やニーズに応じた教育を継続的に提供する体制を充実させていきます。
- ◇研修会の開催や、関係機関との情報共有などを通じて、特別支援教育に対する教職員の質の向上を図ります。
- ◇乳幼児期から就労期まで一貫した支援やサービスを受けられるよう、サポートファイルを活用した支援体制を継続して推進します。



■主な施策

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	ニーズに応じた特別支援教育の推進	・特別支援教育が必要と考えられる就学前児童を調査し、早めの情報共有や支援体制づくり、教育相談体制の整備を図ります。また、学校見学をコーディネートし、保護者と本人に対し情報提供を行います。	教育総務課
2	教職員の知識・スキルの向上	・特別支援教育コーディネーターの研修会を実施します。また、特別支援教育の充実に向けて、専門的なスキルを持たない担任（職員）の支援に向けた研修会について検討していきます。	教育総務課
3	特別支援教育コーディネーター連絡協議会の活用	・特別支援教育コーディネーター連絡協議会の内容を吟味し、情報交換、情報共有の場の確保に努めます。	教育総務課
4	サポートファイルを活用した支援体制の推進	・乳幼児期から就労期にかけて一貫した支援やサービスを受けられることができるよう、「柴田すこやかファイル」を活用した支援体制を推進します。	福祉課

C O L U M N

～「むつみ学園」療育の取組～

「むつみ学園」は、昭和50（1975）年に柴田町に開設された45年の歴史を持つ施設です。

心身に障がいを持つ子ども及び発達に躓きや心配のある子どもに対し、小集団の中での遊びを通じて、子ども自身が持つ成長の可能性を引き出し、基本的な生活習慣の確立と小集団生活への適応訓練を行っています。

実施主体が1市4町（柴田町・角田市・大河原町・村田町・蔵王町）であるため、各市町から入園が可能です。

保護者と一緒に子どもの特性を見極め、わかること・できることを増やし、「生活しやすい」日常となるよう、臨床心理士の指導助言を受けながら、個別課題・自立課題・音楽療法など日々の療育に取り組んでいます。

2-4 雇用の促進

現状と課題

- ◆障がいのある方が地域で質の高い自立した生活を営むためには、就労は非常に重要であり、働く意欲のある方がその能力を十分に発揮することができるよう、一般就労の促進と福祉的就労の充実は重要な課題となっています。
- ◆本町では、障がい者雇用の促進及び自営業や在宅就労の支援、起業の促進を図るため、ハローワーク大河原や柴田町商工会、工場等連絡協議会等の関係機関と連携し、事業主に対する啓蒙・啓発を行っています。また、仙南地域自立支援協議会では、企業に対する障害者雇用助成制度等の周知の充実を図るとともに、ハローワーク大河原、柴田町商工会や工場等連絡協議会等の関係機関と連携し、障がいのある方を雇い入れた場合などの各種助成制度を事業主に対して周知・啓発をしています。
- ◆令和元年度は、町が商工会と連携して、地元県南地域の高校、支援学校の教職員、生徒に対して地元企業の雇用や事業内容の理解を深め、就職につなげることを目的とした「企業情報ガイダンス」を開催しました。
- ◆障がい者雇用率の向上に向けては、町ホームページや「お知らせ版」等の媒体、柴田町商工会、工場等連絡協議会等の関係機関に対し、障がい者雇用制度の周知を図るとともに、障がいのある方から相談を受けた際には、町がハローワークや宮城障害者職業能力開発校などを紹介し、一人でも多くの就労希望者が就労できるよう努めています。

今後の施策展開

- ◇障がい者雇用の理解と促進のため、企業に対する啓蒙・啓発、関連情報等の周知活動を継続して実施します。
- ◇就職を希望する生徒と企業をつなげる「企業情報ガイダンス」を毎年開催し、障がい者雇用率の向上を目指します。

■主な施策

No.	主な施策・事業	内容	所管
1	障がい者雇用の理解促進	・ハローワーク大河原、柴田町商工会、工場等連絡協議会等の関係機関と連携し、事業主に対して障がい者雇用の理解促進を図るため、事業主に対し啓蒙・啓発活動を行います。	商工観光課
2	障がい者雇用率の向上	・障がい者雇用率の向上のため、「企業情報ガイダンス」を開催するとともに、町ホームページや「お知らせ版」等の媒体を通じて、障がい者雇用制度の周知を図ります。また、障がいのある方から相談があった際は、町がハローワークや宮城障害者職業能力開発校などを紹介します。	商工観光課

2-5 就労支援の推進

現状と課題

- ◆アンケート調査によると、一般就労を希望する人は約4割となっています。障がいのある方が一般就労へ移行し、長期間にわたって就労を続けるためには、充実した相談体制の整備や、ジョブコーチ、就労定着支援等の充実が望まれます。
- ◆福祉的就労については、障害者総合支援法による障がい者就労施設や相談事業所等の関係機関と連携して、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型での就労に必要な支援を行っています。障がいのある方の自立と社会参加の促進を図るため、障がい者就労施設などの就労場所の確保が課題です。
- ◆本町では毎年度、柴田町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針を策定し、調達実績を報告し公表しています。また、障がい者の就労機会の拡大や安定した就労環境の整備を図るため、柴田町障害者就労支援事業所に対して、設備整備等の補助金交付を実施しています。

今後の施策展開

- ◇福祉的就労から一般就労への移行を希望する方に対し、就労先の確保や、生活面での支援に努め、就労後も安心して仕事や生活が続けられるよう支援していきます。
- ◇事業所等との連携を深めながら、障がいのある方のそれぞれの特性や能力に応じた福祉的就労の充実と、多様な活動の場、社会資源の確保を図ります。
- ◇柴田町障害者就労施設等からの物品等調達及び、就労支援事業所に対する設備整備等の補助金交付を継続して実施します。

■主な施策

No.	主な施策・事業	内容	所管
1	一般就労への移行支援の推進	・自立支援協議会、ハローワーク、障害者職業センター等の関係機関と連携するとともに、相談支援体制やジョブコーチ等の支援体制を強化し、一般就労への移行を支援します。	福祉課
2	自営業や在宅就労等の支援	・ハローワーク大河原、柴田町商工会、工場等連絡協議会等の関係機関と連携し、障がいのある方の自営業や在宅就労の支援、起業の促進を行います。	商工観光課
3	福祉的就労の充実	・障がい者就労施設や相談支援事業所など関係機関と連携し、本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労の充実を図ります。	福祉課
4	工賃向上に向けた支援の充実	・「障害者優先調達推進法」に基づき、優先調達の推進方針を定め、障がい者就労施設等の受注の機会を確保することにより、その施設で就労する障がいのある方の工賃向上に向けた支援の充実を図ります。	福祉課
5	障害者就労支援事業所へ設備整備等補助金の交付	・生産性の向上や新たな販路拡大のために実施する設備整備等に要する経費について補助金を交付します。	福祉課

2-6 生涯学習・スポーツ・社会活動の推進

現状と課題

- ◆生涯学習やスポーツ等の活動は、障がいの有無を問わず、一人ひとりの人生を豊かにしてくれます。各生涯学習施設では、駐車場の舗装工事が完了し、誰もが利用しやすい環境が整いつつあります。ただ、施設自体は建設後30年以上経過した施設がほとんどであるため、今後は老朽化に対応していく必要があります。
- ◆生涯学習施設の事業については、ホームページの見直しを行い、施設間で形式を統一し、誰が見ても分かりやすいよう工夫しています。障がいのある方も気軽に参加できる事業の展開が必要であることが課題です。
- ◆図書館では、妊産婦の方や障がい等がある方へ図書館の本を届ける配送サービスを令和2年度から実施しています。今後は「読書バリアフリー法」に基づいた施策を検討していく必要があります。
- ◆総合体育館は、現在、令和5～6年度の新設に向け、予定地の造成工事を行い、建設準備を進めているところです。これは、東日本大震災後に解体した柴田町民体育館を再建するもので、スポーツ利用だけでなく、高齢者の健康づくりや子どもたちの体力増強、万一の際の避難所としての活用も期待されています。
- ◆施設の整備としては、体育館や屋内施設に隣接した運動場についてバリアフリー化を図ってきました。しかし、イベント等の事業面では、社会福祉協議会や平成27年度設立の柴田町総合型地域スポーツクラブなど関係機関との連携を進めることができませんでした。

今後の施策展開

- ◇生涯学習機会の拡大へ向けて、各生涯学習施設の老朽化に対しては、個別の施設計画により大規模な施設の改修を行います。また、生涯学習に参加しやすい環境づくりとして、障がいのある方が気軽に参加できる事業内容を検討し、実施していきます。
- ◇スポーツ振興については、総合体育館の建設を進めていくとともに、社会福祉協議会等の関係団体と連携して、障がい者スポーツ事業の実施に努めます。

■主な施策

No.	主な施策・事業	内容	所管
1	障がいのある方にやさしい学習施設の整備	・施設の老朽化に対応するため、個別の施設計画により大規模な施設改修を行い、障がいのある方にやさしい学習施設整備を進めます。	生涯学習課
2	参加しやすい生涯学習事業の展開	・障がいのある方も気軽に参加できる事業の展開に努めるほか、ホームページの活用も含め、事業内容を分かりやすい形で情報提供していきます。	生涯学習課
3	図書館資料配送サービス	・妊産婦及び身体の障がい等により図書館の利用が困難な方に対し、図書館資料を配送するサービスを実施していきます。	生涯学習課
4	総合体育館建設などの施設整備	・総合体育館建設を進めるとともに、既存施設については良好な環境整備に努めます。	スポーツ振興課

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
5	障がい者スポーツ事業の実施	・社会福祉協議会等の関係団体と連携し、柴田町総合型地域スポーツクラブの事業等に、障がい者が参加できる障がい者スポーツ事業に取り組んでいきます。	スポーツ振興課
6	サークル活動の支援	・既存のサークルや新たなサークルが立ち上がり、自発的活動につながるよう支援していくとともに、継続的な活動につなげられるよう新たなボランティアスタッフも養成していきます。	社会福祉協議会



基本方針3 一人ひとりが尊重しあい、支えあう

3-1 障がい者理解の促進と差別解消の推進

現状と課題

- ◆アンケート調査によると、障がいのある方の社会参加に対する一般の理解については、「理解が深まっていると思わない(22.1%)」は前回調査と比べ3.9ポイント減りましたが、「理解が深まってきていると思う(12.4%)」、「どちらともいえない(31.2%)」などの項目については、差はほとんどありませんでした。偏見や差別を感じる場面については、「外での人の視線」、「仕事や収入面」、「隣近所づきあい」が上位に挙げられており、共に暮らす社会の実現のためには、啓発活動や福祉教育、障がいのある方との交流などを通じて、理解を深めていくことが必要です。
- ◆本町では、他機関と連携して、視覚や聴覚に障がいのある方との情報交流会を年3回程度開催しています。発達障がいや差別解消をテーマとした講演会や研修会も行っています。会の開催時には、障がいのある方に配慮した会場が少なく、会場の確保に苦慮しました。
- ◆学校における福祉体験学習では、親子で学ぶ機会を設け、家庭に帰ってからも体験を話題にしてもらうことで理解を深めるよう努めています。国語の授業では盲導犬について学習する機会があり、学校によっては社会科見学時に盲導犬訓練センターを見学して、障がいのある方への理解をより深めています。このように、授業や体験学習を通して障がいのある方に対する思いやりの心は育っていますが、肢体不自由や視覚障がい、聴覚障がいの方に限られ、外見からは分からない障がいのある方への理解はまだ十分とは言えない状況がうかがえます。
- ◆小学校では特別養護老人ホーム訪問、中学校では職場体験学習を通して、施設で働く人から直接話を聞く機会を設けています。ただ、障がいのある方を講師に招いて話を聞く機会は少なく、障がいへの理解をより一層深めるためには、障がいのある方から直接話を聞くことが望まれます。
- ◆防災福祉学習の課題としては、障がいのある方に対する災害時における対応を学ぶ機会を設けたり、対応方法を指導する指導者を増やしたりする必要があります。

今後の施策展開

- ◇社会的障壁の除去や心のバリアフリーを推進する観点から、障がいがある方や障がい特性についての理解を深めるための、柴田町理解促進研修・啓発事業を継続して実施します。
- ◇福祉体験学習や防災福祉学習など、障がいのある方への理解と思いやりの心を育むための福祉教育を今後も引き続き実施します。

■主な施策

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	柴田町理解促進研修・啓発事業	・障がいがある方や障がい特性についての理解を深めるための研修会や講演会を実施します。	福祉課
2	啓発活動の実施	・広報誌、講演会、イベント等あらゆる機会を通じて啓発活動に努め、障がいがある方への理解を深めていきます。	福祉課
3	福祉教育の推進	・共生社会の実現のため、体験活動やボランティア活動の機会を通じて、豊かな人間性を育み、共生の意識を高める福祉教育を推進します。	教育総務課 社会福祉協議会
4	福祉のまちづくりに向けたマンパワーの養成	・学校や関係機関と連携を取りながら、総合的な学習などを活用して、福祉のまちづくりに向けたマンパワーの養成を行います。	教育総務課



3-2 権利擁護の推進

現状と課題

- ◆障がいがあっても人権が守られ、いかなる差別も受けることのないことは重要です。本町では、啓発活動や情報交流会を実施し、障がいのある方や障がい特性に関する理解促進に努めています。なお、情報交流会については、参加者が当事者や家族のみに限られ、一般町民の参加がないことが課題となっています。
- ◆障がいのある方の権利を守る体制づくりについては、基幹相談支援センターとの連携を強化し、各課題に対応しています。
- ◆成年後見制度利用等について、現在の状況は多くが相談程度ですが、本人や家族の高齢化問題があり、今後についても幅広い広報・啓発活動を実施していきます。

■啓発活動・情報交流会実施状況

年 度	内 容
平成 28 年度	「障がいのある方への職員対応」
平成 29 年度	「発達障がいについて知ることから始めよう！」
平成 30 年度	「聴覚障がいについて知ろう」
令和元年度	台風被害等で未開催
令和 2 年度	「発達障がいと共に生きる ～上手なつきあい方～」
毎年度	柴田町視覚障害者情報交流会、柴田町みみサポサロン（聴覚障害者情報交流会）

今後の施策展開

- ◇障がいのある方への虐待防止や障がいのある方の権利を守る体制づくりを進めるため、引き続き基幹相談支援センターとの連携を強化します。
- ◇障がいのある方やその家族の高齢化等に伴い、介護等が困難になった場合に対応するため、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理や財産管理の支援に関する相談活動など、権利擁護に関する支援を実施します。
- ◇日常生活の中で何気なく行われている人権侵害や差別的な行為について、多くの住民に知っていただくため、幅広い広報・啓発活動を実施します。

■主な施策

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	基幹相談支援センターとの連携強化	・障がいのある方への虐待の早期発見や防止、権利擁護の体制づくりを進めるため、基幹相談支援センターとの連携を強化します。	福祉課
2	意思決定支援の推進	・障がいのある方の意思や意向を尊重できるよう、成年後見制度等についての情報提供や相談活動に努めながら、関係機関と連携を図り、権利擁護に向けた支援を進めます。	福祉課
3	差別解消に向けた取組の推進	・障がいを理由とする差別の解消にあたっては、住民一人ひとりへの啓発活動に努めながら、国や県と連携し、法律制度に基づく取組を推進していきます。	福祉課
4	広報・啓発活動の実施	・住民へ向けて、障害者虐待防止法や基幹相談支援センター等に関する積極的な広報・啓発活動を実施します。	福祉課
5	情報交換会の開催	・日常生活上における課題を把握するため、町内の障がい者関係団体との情報交換会を開催していきます。	福祉課

■日常生活自立支援事業及び成年後見制度

区 分	内 容			
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助			
成年後見制度 【社会福祉士(相談)】	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が不利益を被らないよう、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、保護・支援します。			
	<table border="1"> <tr> <td>1) 法定後見</td> <td>①後見：判断能力が欠けているのが通常の状態の人が対象 ②補佐：判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助：判断能力が不十分な人が対象</td> </tr> <tr> <td>2) 任意後見</td> <td>(十分な判断力があるうちに、将来のことを決める)</td> </tr> </table>	1) 法定後見	①後見：判断能力が欠けているのが通常の状態の人が対象 ②補佐：判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助：判断能力が不十分な人が対象	2) 任意後見
1) 法定後見	①後見：判断能力が欠けているのが通常の状態の人が対象 ②補佐：判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助：判断能力が不十分な人が対象			
2) 任意後見	(十分な判断力があるうちに、将来のことを決める)			



3-3 虐待の防止

現状と課題

- ◆障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月1日から施行されています。
- ◆障がいのある方への虐待については、福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、基幹相談支援センターと連携し、虐待に関しての通報や相談に応じています。

今後の施策展開

- ◇虐待については、閉塞した場所で行われることが多いことから、虐待防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速な対応に向けた体制の構築を図っていきます。
- ◇障害者虐待の防止等に関する情報について、住民に向けてより一層の周知を図ります。

■主な施策

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	基幹相談支援センターとの連携強化 (再掲)	・障がいのある方への虐待の早期発見や防止、権利擁護の体制づくりを進めるため、基幹相談支援センターとの連携を強化します。	福祉課
2	広報・啓発活動の推進 (再掲)	・障害者虐待防止法や基幹相談支援センター等について、住民に向けた積極的な広報・啓発活動を実施します。	福祉課



3-4 防災・防犯対策の推進

現状と課題

- ◆地震や台風等の災害が発生した際には、支援が必要な方に対して、関係機関が迅速に対応できる体制を整える必要があります。本町では、これまでの「柴田町災害時要援護者支援の手引き」を平成31年2月に「柴田町避難行動要支援者支援の手引き」と改訂しました。年1回、名簿登録内容の確認を行い、自主防災組織等の関係機関に名簿を提供していますが、自主防災組織における個別計画の策定までには至っていない状況です。個別計画を策定するにあたっては、要支援者を支援する支援者の設定が困難で、各自主防災組織によって取組に差があります。
- ◆福祉避難所については、令和2年9月時点で6団体、9施設と協定を締結しており、受入人数と備蓄品に係る調査を年1回実施しています。施設の受け入れ体制の検討と、施設で必要とされる備蓄品の配備が課題となっています。
- ◆「緊急通報システム」は、ひとり暮らしで重度の身体障がいのある方が利用していますが、ここ数年は、「緊急通報システム」の利用は5世帯で、利用者は増えていない状況です。
- ◆現在すべての行政区において、自主防災組織が設立されています。自主防災組織では、出前講座や地区防災訓練などを通じ、地域の防災力を高めるよう取り組んでいます。課題としては、各自主防災組織で、防災体制づくりに差が出ていることが挙げられます。なお、令和2年度から自主防災組織間の連携を図るため、自主防災組織連絡会が設立されました。
- ◆交通安全施策については、各地区での出前講座や、春・秋の交通安全運動において、各団体と連携して、JR船岡・槻木駅や町内の小中高校、ショッピングセンター利用者に対する啓発活動等を実施しています。
- ◆地域防犯対策については、広報しばたやお知らせ版、メール配信サービスを通して、防犯対策、各種安全運動の周知を行っています。防犯施設の整備としては、柴田町防犯協会で船岡駅、七十七銀行船岡支店交差点に防犯カメラを1台ずつ設置し、運用しています。また、地域計画の実現に向けた取組を支援するための「地域づくり補助金制度」は、平成30年度より「地域づくり交付金制度」と改定し、より地域で活用しやすい制度になりました。
- ◆消費者生活トラブルに対しては、広報誌による情報提供や、出前講座を実施して未然防止に努めています。また、消費者生活トラブルの相談窓口は、週3日、来所や電話での相談を実施しています。消費者トラブルは近年増加傾向にあるため、障がいの状況に応じてどのようなトラブルに遭いやすいのかを把握し、生活相談窓口体制の向上に向けた取組が必要です。

今後の施策展開

- ◇災害時の備えとして、自主防災組織が策定する個別計画と、福祉避難所となる施設の受け入れ体制等の整備を関係課と連携して推進します。
- ◇地域の防災力強化については、自主防災組織連絡会と連携しながら、自主防災組織がさらなる体制強化を図れるよう支援していきます。
- ◇交通安全対策は、障がいのある方や高齢者、子どもなどの交通弱者を守るため、大河原警察署や関係機関、団体等と役割を分担し、連携強化を図りながら、今後も引き続き出前講座や交通安全運動等を実施します。

◇消費生活については、障がいのある方を狙った消費者トラブルを未然に防止するため、情報媒体を通じた正しい情報の提供と、出前講座等による啓発活動や相談窓口体制の向上に努めます。

■主な施策

No.	主な施策・事業	内容	所管
1	避難行動要支援者の個別計画の策定の推進	・自主防災組織において避難行動要支援者の個別計画の策定がなされるよう、関係機関に名簿を提供し、提供や助言をしながら、すべての自主防災組織での個別計画策定を推進します。	総務課 福祉課
2	福祉避難所の受け入れ体制等の整備の推進	・関係課と連携し、福祉避難所となっている施設での受け入れ体制や必要備品の確保に努めます。	福祉課
3	「緊急通報システム」の利用促進	・ひとり暮らしで重度の身体障がい者に対して、緊急事態が発生した際のための「緊急通報システム」の利用を促進します。	福祉課
4	出前講座・研修等の実施	・社会福祉協議会では、出前講座等で定期的に防災講話を実施します。また、災害支援体制について関係機関と研修を実施します。	社会福祉協議会
5	地域防災力の強化	・自主防災組織連絡会と連携しながら、自主防災組織のさらなる体制強化のため支援していきます。	総務課 社会福祉協議会
6	住民との協働による交通安全施策の促進	・各地区において、出前講座等の実施や、地域ボランティア団体の連携強化、住民との協働による交通安全施策を促進します。	まちづくり政策課
7	関係団体との連携強化	・大河原警察署や関係機関、団体等と役割を分担しながら連携を強化し、交通安全の普及の徹底、道路交通環境の整備、道路交通秩序の維持を推進します。	まちづくり政策課
8	広報啓発活動と防犯施設の整備の推進	・地域防犯対策として、町が柴田町防犯協会、大河原警察署、地域と連携し、広報啓発活動と防犯施設の整備を推進します。	まちづくり政策課
9	地域力向上への支援	・地区で策定した地域計画を踏まえながら、地域づくり交付金制度の活用を図り、地域力を高めていくよう支援します。	まちづくり政策課
10	消費者トラブル防止策の推進	・広報誌やホームページなどを活用して消費生活に関する情報提供を行うとともに、消費者意識の啓発活動として出前講座の実施、相談窓口体制の向上を図り、消費生活トラブルの防止に努めます。	町民環境課

3-5 行政サービスにおける合理的配慮の推進

現状と課題

- ◆「障害者差別解消法」において、国の行政機関や地方公共団体は、障がいのある方に対して合理的配慮を行わなければならないと規定されています。
- ◆本町では、「障害者差別解消法」の施行に合わせて「柴田町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要領」を策定し、職員向けに研修を実施することで、窓口対応における合理的配慮の推進に取り組んでいます。
- ◆平成31年4月から福祉課、町民環境課、槻木事務所の窓口で卓上型対話支援システムを導入。さらに、福祉課と槻木事務所には、筆談ボードを設置し、難聴者への情報保障に努めています。
- ◆ボランティア団体の支援を受けて、広報誌の音声や点字による情報提供を行うことで、障がいがある方の社会参加に対する支援に取り組んでいます。
- ◆平成30年4月から町ホームページに読み上げ機能を追加し、視力の弱い方や高齢者など、文字を読むことが大変な方にホームページをより快適に利用してもらえるよう努めています。
- ◆選挙投票時に障がいのある方が円滑に投票できるよう、投票所のバリアフリー化、投票設備の設置など、投票所の環境整備の向上に努めています。また、郵便等による不在者投票の実施を促進しています。

今後の施策展開

- ◇障がいのある方の権利を制限する社会的障壁の除去・軽減に向け、特に行政サービスにおいて、必要かつ合理的な配慮ができるよう取り組みます。
- ◇点字広報やホームページの音声読み上げ等による情報提供を継続して実施します。新技術の導入も検討していきます。
- ◇投票所での投票が困難な障がいのある方の投票機会の確保など、選挙投票時の合理的配慮に向けた取組を継続して実施します。

■主な施策

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	行政サービスにおける合理的配慮の推進	・職員に対する研修等を実施し、障がいのある方や障がい特性への理解を深め、窓口等におけるサービスの向上に努めます。	総務課
2	情報バリアフリーの推進	・広報誌やホームページについて、障がいのある方にとって見やすく、わかりやすい情報提供に努めます。また、点訳や音声媒体による広報誌等の提供を行い、情報アクセシビリティの充実に努めます。	まちづくり政策課
3	選挙時における配慮の推進	・障がいのある方が円滑に投票できるよう、投票所のバリアフリー化、投票設備の設置など、投票所の環境整備に努めるとともに、郵便等による不在者投票の実施を促進します。	選挙管理委員会

3-6 地域福祉活動・交流活動の推進

現状と課題

- ◆障がいのある方の地域における自立した生活と社会参加を進める上で、地域活動へ参加する機会の確保や交流活動を活発にすることは大変重要です。
- ◆本町では、年間10回程度、むつみ学園と船岡保育所に通う子どもたちのふれあいの機会を設けています。夏祭りや水遊びなどの行事への参加、各クラスでダンスやゲームに参加するなどを行っています。保育所の年長児がむつみ学園に出向いて交流することもあります。子どもの特性に応じて、受け入れ側が細やかな環境を整えることで、より充実した活動ができるため、受け入れ体制の充実が特に重要となります。
- ◆障がい者関係団体には「身体障害者福祉協会」、「柴田視覚障がい者福祉協会 四季さくら」、「精神障害者当事者会 しらさぎ会」や「精神障害者家族会 柴田町桜会」などがあり、情報交換会などを通じて町内の障がい者関係団体の相互交流に努めています。課題としては、共通の話題やほかの障がいについての理解に乏しいことが挙げられます。

今後の施策展開

- ◇障がいのある方と地域住民の交流が自然な形で拡大し、お互いの顔が見える地域づくりにつながるよう、地域福祉活動や交流活動を推進します。
- ◇子どもたちがふれあう機会の創出と障がいについての理解促進のため、むつみ学園との交流事業を継続していきます。
- ◇町内の障がい者関係団体との相互交流を継続して進めます。

■主な施策

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	地域活動への参加促進	・障がい者の地域における自立した生活と社会参加を進めるため、地域活動への積極的な参加を促進します。	福祉課
2	障がい者関係団体の活動支援	・障がい者関係団体への当事者や支援者の加入を促進するとともに、各障がい者関係団体の相互交流を促進し、その活動を支援します。	福祉課
3	むつみ学園との交流事業	・子ども同士のふれあいの機会を設けるため、むつみ学園と船岡保育所の交流を実施します。	子ども家庭課
4	地域住民との交流促進	・「福祉まつり」などをきっかけとして、障がいのある方と地域住民の交流拡大に努めます。	社会福祉協議会
5	情報交換会の開催 (再掲)	・障がいのある方の日常生活における課題等を把握するため、町内の障害者関係団体の交流の場として情報交換会を開催します。	福祉課

第3部

第6期柴田町障害福祉計画



第1章 障害福祉計画の目標設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

<前回計画の数値目標>

項目	数値目標	備考
計画当初時点の入所者数（A）	34人	平成28年度末時点
計画目標年度の入所者数（B）	33人	令和2年度末時点
削減入所者数（見込み）（C）	1人	A－Bの人数 平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減（国）。
計画期間内に入所から地域生活に移行する人数の目標（D）	4人	計画当初の施設入所者のうち、グループホーム、福祉ホーム、一般住居などへ移行する人数。 平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行（国）。

<実績>

計画期間内に入所から地域生活に移行した人数の目標（D）	0人	計画当初の施設入所者のうち、グループホーム、福祉ホーム、一般住居などへ移行した人数。
-----------------------------	----	--

福祉施設入所者の地域移行を促進するにあたっては、移行を希望する人が安心して施設から地域に移り生活できるよう、グループホームなど住まいの整備をはじめ、地域住民の理解や協力が必要です。

本町ではこれまでの実績や地域の実状を踏まえ、令和5年度末の削減入所数と地域生活移行者数を次のとおり設定します。

<第6期計画の数値目標>

項目	数値目標	備考
計画当初時点の入所者数（A）	35人	令和元年度末時点
計画目標年度の入所者数（B）	34人	令和5年度末時点
削減入所者数（見込み）（C）	1人	A－Bの人数 令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減（国）。
計画期間内に入所から地域生活に移行する人数の目標（D）	3人	計画当初の施設入所者のうち、グループホーム、福祉ホーム、一般住居などへ移行する人数。 令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行（国）。

2 精神障がい者を地域全体で支える体制の構築

前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

<前回計画の数値目標>

項目	数値目標	備考
保健・医療・福祉関係者による市町村での協議の場の設置	1か所	保健・医療・福祉関係者による協議の場を各圏域、各市町村に少なくとも1つ設置する。(国)

<実績>

保健・医療・福祉関係者による市町村での協議の場の設置	0か所	
----------------------------	-----	--

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、障がい保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者が連携した協議の場を設け、精神障がいのある方も地域の一員として、安心して地域で生活できるよう支援体制を検討してきました。

令和2年度になり、圏域では協議の場の設置が難しいため、各市町において協議の場を設置する方向となりました。本町においては、健康推進課が核となって協議の場を作り各分野に広げ支援体制を整備していきます。

<第6期計画の数値目標>

項目	数値目標	備考
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	年1回
	関係者ごとの参加者数	各1人
	目標設定・評価の実施回数	年1回



3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

<前回計画の数値目標>

項目	数値目標	備考
地域生活支援拠点の整備	1か所	各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備(国)。

<実績>

地域生活支援拠点の整備	1か所	圏域に設置。
-------------	-----	--------

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、自立などに関する相談やグループホームへの入居等の体験機会や場の提供、緊急時の受け入れ体制の確保、人材の確保・養成、サービスを提供できる地域の体制づくりを行う機能を担う体制が必要とされています。

本町では地域生活支援拠点について、仙南地域自立支援協議会で調整のうえ、令和2年度から基幹相談支援センター等相談機能強化事業の一つとして実施しております。

なお、必要な機能の強化・充実を図るため、年1回以上、運用状況の検証・検討することを基本とします。

<第6期計画の数値目標>

項目	数値目標	備考
地域生活支援拠点が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年3回	年1回以上。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行

前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

<前回計画の数値目標>

項目	数値目標	備考
令和2年度の年間一般就労移行者数	8人	福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とする(国)。

<実績>

令和2年度の年間一般就労移行者数	2人	
------------------	----	--

福祉施設から一般就労への移行について、令和2年度は2人の見込みです。一般就労希望者への継続した支援は今後も必要です。

障がいのある方の一般就労の促進にあたっては、法改正による障害者雇用の法定雇用率引き上げや、精神障害者雇用の義務化などが進められています。障がいのある人が可能な限り一般企業で就労し、経済的な自立や継続的な職業生活を維持できるよう、関係機関と連携した支援が必要です。

本町ではこれまでの実績や地域の実状を踏まえ、令和5年度における福祉施設から一般就労への移行者数を次のとおり設定します。

<第6期計画の数値目標>

項目	数値目標	備考
計画当初時点の年間一般就労移行者数	8人	令和元年度末時点
うち 就労移行支援	6人	令和元年度末時点
就労継続支援A型	1人	令和元年度末時点
就労継続支援B型	1人	令和元年度末時点
計画目標年度の年間一般就労移行者数	12人	令和5年度末時点。令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上。
うち 就労移行支援	8人	令和5年度末時点。令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上。
就労継続支援A型	2人	令和5年度末時点。令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上。
就労継続支援B型	2人	令和5年度末時点。令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上。

(2) 就労定着支援事業の利用

本町ではこれまでの実績や地域の実状を踏まえ、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合を次のとおり設定します。

<第6期計画の数値目標>

項目	数値目標	備考
就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合	70%	令和5年度末時点。就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用する(国)。

(3) 就労定着率

本町ではこれまでの実績や地域の実状を踏まえ、令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合を次のとおり設定します。

<第6期計画の数値目標>

項目	数値目標	備考
就労定着率が8割以上の事業所割合	70%	令和5年度末時点。就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上(国)。



第5期計画で数値目標を設定した、就労移行支援事業の利用者数、就労移行率が3割以上の事業所数と割合、就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率の実績は以下の通りです。

なお、これらの項目については、「4 福祉施設からの一般就労への移行等(1)一般就労への移行」における「移行者数」で評価するため第6期計画における数値目標の設定はありません。

<前回計画の数値目標>

項目	数値目標	備考
令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数	22人	就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者から2割以上増加とする(国)。 ※本町では、現状を踏まえ1割増加に設定。

<実績>

令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数	8人	実績は、年間平均値 (利用実人数は11人)
----------------------	----	--------------------------

令和2年度末の就労移行支援事業の平均利用者数は、8人の見込みです。就労希望者への継続した支援は今後も必要です。

<前回計画の数値目標>

項目	数値目標	備考
令和2年度末における就労移行率が3割以上の事業所数と割合	1か所 (100%)	就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする(国)。

<実績>

令和2年度末における就労移行率が3割以上の事業所数と割合	1か所 (0%)	
------------------------------	-------------	--

令和2年度末における就労移行支援事業所数は1か所となりましたが、就労移行率は目標に達していません。

<前回計画の数値目標>

項目	数値目標	備考
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	80%	支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする(国)。

<実績>

就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	75%	
--------------------------	-----	--

就労定着支援事業所による支援開始1年後の職場定着率は、75%で目標に達していません。

5 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、障がいのある方に対する総合的・専門的な相談支援を実施することや地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することが掲げられています。

本町においては、以下の目標を設定し、相談支援体制を充実させていきます。

<第6期計画の数値目標>

項目	数値目標	備考
総合的・専門的な相談支援の実施	有	
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	1件	
地域の相談支援事業者の人材育成のための支援	1件	
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施	1回	

6 障害福祉サービス等の質の向上

障がいのある方が真に必要な障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービスの質の向上が重視されています。国の指針では、障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築が掲げられています。

本町においては、以下の目標を設定し、障害福祉サービス等の質の向上に努めていきます。

<第6期計画の数値目標>

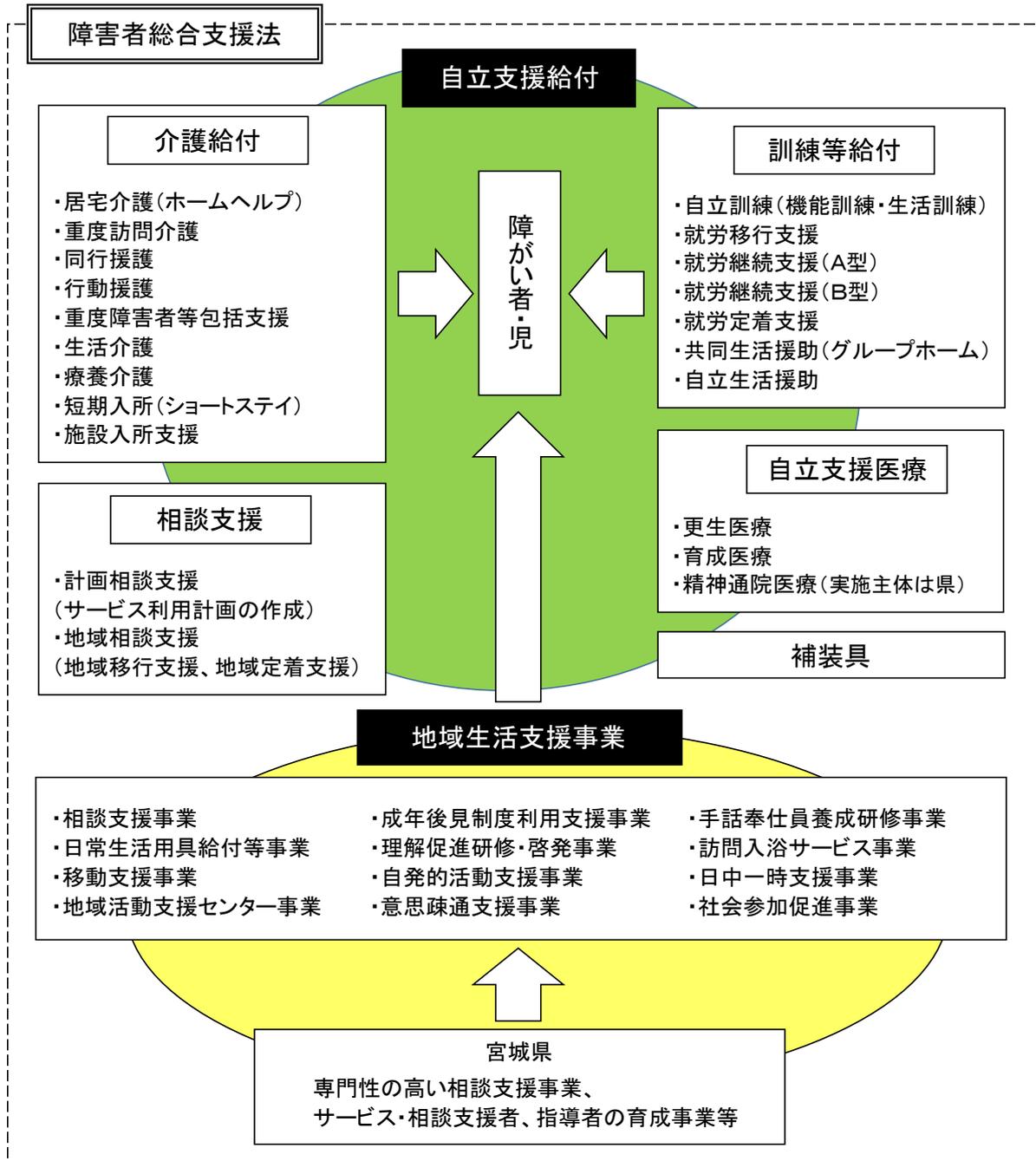
項目	数値目標	備考
福祉サービス等に係る各種研修等の活用	1人	
障害者自立支援 審査支払等システム	審査結果の共有体制	有
	審査結果の共有の実施	1回

第2章 障害福祉計画の事業の展開

1 障害者総合支援法に基づく給付・事業

障害者総合支援法に基づき、以下の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施します。

■障害福祉計画のサービスメニュー



2 サービス事業量見込み一覧

(1) 自立支援給付事業

区分	種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	580 時間 34 人	580 時間 34 人	590 時間 34 人	延時間／月 実人数／月
	重度訪問介護				
	同行援護				
	行動援護				
	重度障害者等包括支援				
補装具費		6 人	7 人	7 人	実人数／月
援 自 立 医 支 療 支	更生医療	23 人	23 人	24 人	実人数／月
	育成医療	1 人	1 人	1 人	実人数／月
日中活動系サービス	生活介護	1,360 人日分	1,370 人日分	1,380 人日分	延人日／月
		71 人	72 人	73 人	実人数／月
	自立訓練（機能訓練）	0 人日分	0 人日分	20 人日分	延人日／月
		1 人	1 人	1 人	実人数／月
	自立訓練（生活訓練）	40 人日分	40 人日分	40 人日分	延人日／月
		2 人	2 人	2 人	実人数／月
	就労移行支援	200 人日分	200 人日分	200 人日分	延人日／月
		10 人	10 人	10 人	実人数／月
	就労継続支援（A型）	500 人日分	510 人日分	520 人日分	延人日／月
		23 人	24 人	25 人	実人数／月
	就労継続支援（B型）	1,900 人日分	1,900 人日分	1,900 人日分	延人日／月
		100 人	100 人	100 人	実人数／月
	就労定着支援	5 人	5 人	5 人	実人数／月
	療養介護	16 人	16 人	16 人	実人数／月
	短期入所（福祉型）	40 人日分	40 人日分	40 人日分	延人日／月
		8 人	8 人	8 人	実人数／月
短期入所（医療型）	0 人日分	0 人日分	0 人日分	延人日／月	
	0 人	0 人	0 人	実人数／月	
サ 居 住 ー 系 ビ 住 ス 系	施設入所支援	35 人	35 人	34 人	実人数／月
	共同生活援助（グループホーム）	35 人	35 人	40 人	実人数／月
	自立生活援助	0 人	0 人	1 人	実人数／月
計 画 相 談	計画相談支援	65 人	65 人	65 人	実人数／月
	地域移行支援	0 人	0 人	1 人	実人数／月
	地域定着支援	0 人	0 人	1 人	実人数／月

(2) 地域生活支援事業

① 必須事業

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
相談支援事業		1 箇所	1 箇所	1 箇所	実施箇所数
成年後見制度利用支援事業		1 件	2 件	3 件	延件数/年
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	4 件	4 件	5 件	延件数/年
	要約筆記者派遣	1 件	1 件	1 件	延件数/年
手話奉仕員養成研修事業	基礎課程	1 人	1 人	1 人	修了者数/年
	手話奉仕員	17 人	18 人	19 人	登録者数
日常生活用具給付事業		1,163 件	1,180 件	1,196 件	延件数/年
介護・訓練支援用具		2 件	3 件	4 件	延件数/年
自立生活支援用具		2 件	3 件	4 件	延件数/年
在宅療養等支援用具		3 件	4 件	5 件	延件数/年
情報・意思疎通支援用具		14 件	15 件	16 件	延件数/年
排泄管理支援用具		1,141 件	1,153 件	1,165 件	延件数/年
住宅改修費		1 件	2 件	2 件	延件数/年
移動支援事業	実施箇所数	5 箇所	5 箇所	6 箇所	箇所
	利用人数	7 人	7 人	8 人	実人数/年
	延利用時間	200 時間	200 時間	250 時間	延時間/年
地域活動支援センター事業	実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	箇所
	利用人数	35 人	35 人	35 人	実人数/年
理解促進研修・啓発事業		有	有	有	実施の有無
自発的活動支援事業		有	有	有	実施の有無

② 任意事業

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	箇所
	利用人数	6 人	6 人	6 人	実人数/年
日中一時支援事業	実施箇所数	12 箇所	12 箇所	13 箇所	箇所
	利用人数	40 人	42 人	45 人	実人数/年
	延利用回数	2,500 回	2,750 回	3,000 回	延回数/年
社会参加支援	社会参加促進事業	0 件	0 件	1 件	延件数/年
	自動車運転免許取得費助成	5 件	5 件	6 件	延件数/年
	自動車改造費助成	3 件	3 件	3 件	延件数/年

3 自立支援給付事業

(1) 在宅生活支援サービス

①訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を提供します。

<サービス内容>

名称	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談・助言などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に自宅で入浴、排泄、食事等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方の外出に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い方に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

【前回計画の実績】居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
計画	利用時間数	420時間	430時間	440時間	延時間/月
	利用者数	32人	33人	34人	実人数/月
実績	利用時間数	494時間	612時間	378時間	延時間/月
	利用者数	34人	37人	36人	実人数/月

※単位は1か月あたりの平均利用日数、平均利用人数。令和2年度は年間見込み

<現状>

在宅系サービスの利用時間は、平成30年度の494時間が令和元年度には612時間と23.8%増となっています。利用者数は、平成30年度の34人から令和元年度に3人増加し、その後は1人減少しました。

【第6期計画の事業量見込み】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
計画	利用時間数	580時間	580時間	590時間	延時間/月
	利用者数	34人	34人	34人	実人数/月

<提供体制の確保策>

- ・訪問系サービスは、ホームヘルプサービスが中心的なサービスとなります。今後、福祉施設からの退所や入院施設からの退院などにより地域移行する障がい者の増加が予想されることから、適切な支援が行われるよう努めていきます。

②補装具費の支給

補装具とは、身体に装着（装用）することで身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される装具のことで、義肢や車いす等があります。補装具費の支給では、補装具を必要とする身体障がい者に購入費や修理費の給付を行っています。

【前回計画の実績】

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単 位
計画	利用者数	8人	8人	8人	実人数/月
実績	延支給費	12,765,106円	10,580,311円	11,405,000円	円/年
	利用者数	6人	7人	7人	実人数/月

※利用者数はの月平均利用者数。令和2年度は年間見込み

<現状>

補装具費の支給は、利用者からの申請を受けて給付しています。利用件数は増加傾向にあります。

【第6期計画の事業量見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
計画	利用者数	8人	8人	8人	実人数/月

<提供体制の確保策>

- ・障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら財源確保を図ります。



③自立支援医療

自立支援医療は、障がい者の医療に関する経済的支援制度で、「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」があり、他の自立支援給付と同様、いずれも原則医療費の1割が自己負担です（低所得者の軽減措置あり）。なお、「精神通院医療」は、宮城県事業となっています。

「更生医療」は、18歳以上の身体障がい者の障がいの軽減・機能改善（人工透析、人工股関節手術、心臓手術など）のための医療費支給、「育成医療」は、18歳未満の身体障がい児の手術などの医療（斜視、股関節、奇形、心臓等の手術、人工透析など）のための医療費支給、「精神通院医療」は精神障がいなど心の病気による通院医療費の支給です。

【前回計画の実績】自立支援医療（更生医療）

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単 位
計画	利用者数	21人	21人	21人	実人数/月
実績	延支給費	28,032,876円	37,539,772円	43,992,088円	円/年
	利用者数	18人	22人	23人	実人数/月

※利用者数はの月平均利用者数。令和2年度は年間見込み

【前回計画の実績】自立支援医療（育成医療）

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単 位
計画	利用者数	1人	1人	1人	実人数/月
実績	延支給費	10,690円	314,934円	384,801円	円/年
	利用者数	1人	3人	2人	実人数/月

※利用者数はの月平均利用者数。令和2年度は年間見込み

※18歳未満の身体に障がいのある児童等を対象とした育成医療の実績を追加している

<現状>

自立支援医療（更生医療）の平均利用者数は増加しており、令和2年度の支給額は平成30年度と比較して増加しています。

自立支援医療（育成医療）の平均利用者数はほぼ横ばいですが、支給額は増加しています。

【第6期計画の事業量見込み】自立支援医療（更生医療）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
計画	利用者数	23人	23人	24人	実人数/月

【第6期計画の事業量見込み】自立支援医療（育成医療）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
計画	利用者数	1人	1人	1人	実人数/月

<提供体制の確保策>

- ・障がい者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めるとともに、医療機関との連携を図ります。

(2) 日中活動支援サービス

①生活介護

生活介護は、常に介護を必要とする障がい者に、主として昼間において、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供するサービスです。

<サービス内容>

名称	内容
生活介護	障害者支援施設等において、主として昼間に、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力向上のために必要な援助を行います。

【前回計画の実績】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
計画	利用日数	1,320 人日分	1,330 人日分	1,340 人日分	延人日/月
	利用者数	71 人	72 人	73 人	実人数/月
実績	利用日数	1,271 人日分	1,228 人日分	1,360 人日分	延人日/月
	利用者数	71 人	69 人	69 人	実人数/月

※単位は1か月あたりの平均利用日数、平均利用人数。令和2年度は年間見込み

<現状>

生活介護の利用人数は、71人から令和元年度2人減少し69人となっていますが、令和2年度は横ばいとなっています。利用日数も、平成30年度の1,271日から令和元年度は3.3%減少して1,228日となっていますが、令和2年度は1,360日と増加しています。

【第6期計画の事業量見込み】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
計画	利用日数	1,360 人日分	1,370 人日分	1,380 人日分	延人日/月
	利用者数	70 人	71 人	72 人	実人数/月

<提供体制の確保策>

- ・生活介護は利用者の増加を見込んでおり、施設利用者のニーズや、事業所と連携し、引続き、既存施設でのサービスを実施していきます。利用者の動向をみながら、事業所の確保に努めます。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、入所施設や医療機関の退所・退院者や特別支援学校卒業者などを対象に、地域生活への移行を図る上で必要な身体的リハビリテーションや生活リハビリテーションを行うサービスです。

<サービス内容>

名称	内容
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者または難病患者等に対し、障害者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設もしくはサービス事業所、または当該障がいの居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者または精神障がい者に対し、障害者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設もしくはサービス事業所において、または当該障がいの居宅を訪問することによって、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

【前回計画の実績】自立訓練（機能訓練）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
計画	利用日数	0人日分	0人日分	20人日分	延人日/月
	利用者数	0人	0人	1人	実人数/月
実績	利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	延人日/月
	利用者数	0人	0人	0人	実人数/月

※単位は1か月あたりの平均利用日数、平均利用人数。令和2年度は年間見込み

【前回計画の実績】自立訓練（生活訓練）※実績は宿泊型自立訓練含む

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
計画	利用日数	60人日分	60人日分	70人日分	延人日/月
	利用者数	3人	3人	4人	実人数/月
実績	利用日数	206人日分	145人日分	24人日分	延人日/月
	利用者数	10人	8人	1人	実人数/月

※単位は1か月あたりの平均利用日数、平均利用人数。令和2年度は年間見込み

<現状>

自立訓練（機能訓練）の利用はありませんでしたが、自立訓練（生活訓練）では利用がありました。利用者数は平成30年度の10人から令和2年度は1人に減少しています。

【第6期計画の事業量見込み】

自立訓練（機能訓練）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
計画	利用日数	0 人日分	0 人日分	20 人日分	延人日／月
	利用者数	0 人	0 人	1 人	実人数／月

自立訓練（生活訓練） ※実績は宿泊型自立訓練含む

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
計画	利用日数	40 人日分	40 人日分	40 人日分	延人日／月
	利用者数	2 人	2 人	2 人	実人数／月

<提供体制の確保策>

- ・施設利用者のニーズを尊重しつつ、引き続き既存施設でのサービス実施を促進していきます。
- ・利用者増加のため、事業内容の周知や特別支援学校卒業生等の利用促進に努めます。

③就労移行支援

就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。就労移行支援は利用期間を2年以内とし、一般企業への就労に向けて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。

<サービス内容>

名 称	内 容
就労移行支援	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

【前回計画の実績】

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単 位
計画	利用日数	350 人日分	360 人日分	370 人日分	延人日／月
	利用者数	20 人	21 人	22 人	実人数／月
実績	利用日数	186 人日分	133 人日分	181 人日分	延人日／月
	利用者数	13 人	8 人	9 人	実人数／月

※単位は1か月あたりの平均利用日数、平均利用人数。令和2年度は年間見込み

<現状>

就労移行支援サービスの利用日数は、平成30年度の186日から令和元年度には133日と28.4%減少しました。令和2年度は前年度から36%増加して181日となっています。利用者数は、令和元年度に減少したものの、令和2年度は1人増加しています。

新規利用者はありますが、利用期間が2年間のため、利用期間終了後に一般就労や就労継続支援にサービス移行している方もいるので、利用日数及び利用者数が減少しています。

【第6期計画の事業量見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
計画	利用日数	200 人日分	200 人日分	200 人日分	延人日/月
	利用者数	10 人	10 人	10 人	実人数/月

<提供体制の確保策>

- ・サービス事業所や県、ハローワークなどと連携しながら、既存施設でのサービスの実施を促進していきます。

④就労継続支援（A型）

就労継続支援A型は、一般企業等への就労が困難な人に雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

<サービス内容>

名 称	内 容
就労継続支援（A型）	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【前回計画の実績】

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単 位
計画	利用日数	275 人日分	285 人日分	295 人日分	延人日/月
	利用者数	15 人	16 人	17 人	実人数/月
実績	利用日数	314 人日分	415 人日分	498 人日分	延人日/月
	利用者数	16 人	22 人	23 人	実人数/月

※単位は1か月あたりの平均利用日数、平均利用人数。令和2年度は年間見込み

<現状>

就労継続支援（A型）サービスの月平均利用日数は、平成30年度の314日から令和元年度は415日と32.1%増加しています。利用者数も平成30年度から令和元年度にかけて増加しています。令和元年度から、町内に就労継続支援事業所が新設されたことにより、利用者の増加につながったことが伺えます。

【第6期計画の事業量見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
計画	利用日数	500 人日分	510 人日分	520 人日分	延人日/月
	利用者数	23 人	24 人	25 人	実人数/月

<提供体制の確保策>

- ・サービス事業所や県、ハローワークなどと連携しながら、既存施設でのサービスの実施を促進していきます。
- ・利用者の動向をみながら、事業所の確保に努めます。

⑤就労継続支援（B型）

就労継続支援B型は、年齢、心身の状態、その他の事情により、一般企業等への就労が困難な人に生産活動等を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

<サービス内容>

名称	内容
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な方に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【前回計画の実績】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
計画	利用日数	1,630 人日分	1,640 人日分	1,650 人日分	延人日/月
	利用者数	79 人	80 人	81 人	実人数/月
実績	利用日数	1623 人日分	1738 人日分	1879 人日分	延人日/月
	利用者数	87 人	94 人	98 人	実人数/月

※単位は1か月あたりの平均利用日数、平均利用人数。令和2年度は年間見込み

<現状>

就労継続支援（B型）サービスの月平均利用日数は、平成30年度から年々増加しています。令和元年度は平成30年度の1,623日から7%増加して1,738日となっています。利用者数も同様に増加しており、平成30年度の87人から8%増加して平成30年度は94人となっています。

就労移行支援からのサービス移行等により、利用日数及び利用者数が増加しています。また、町内に就労継続支援事業所が新設されたことにより、利用者の増加につながったことが伺えます。

【第6期計画の事業量見込み】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
計画	利用日数	1,880 人日分	1,880 人日分	1,880 人日分	延人日/月
	利用者数	98 人	99 人	100 人	実人数/月

<提供体制の確保策>

- ・サービス事業所や県、ハローワークなどと連携しながら、既存施設でのサービスの実施を促進していきます。
- ・利用者の動向をみながら、事業所の確保に努めます。

⑥就労定着支援

就労定着支援は、障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズが今後一層高まると予想されることから、第5期計画から新たに加わったサービスです。

<サービス内容>

名称	内容
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方を対象に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整や指導・助言等の支援を一定の期間にわたり行います。

【前回計画の実績】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
計画	利用者数	1人	1人	2人	実人数/月
実績	利用者数	1人	5人	4人	実人数/月

※単位は1か月あたりの平均利用日数、平均利用人数。令和2年度は年間見込み

<現状>

就労定着支援は平成30年度に創設された新サービスであるためサービス事業所が少ない状況であるが、今後も利用者が見込まれます。

【第6期計画の事業量見込み】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
計画	利用者数	5人	5人	5人	実人数/月

<提供体制の確保策>

- ・サービス事業所や県、ハローワークなどと連携しながら、既存施設でのサービスの実施を促進していきます。

⑦療養介護

療養介護は、常に医療と介護の両方が必要な方へ、主として昼間において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活の世話をを行うものです。

<サービス内容>

名称	内容
療養介護	主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

【前回計画の実績】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
計画	利用者数	17人	17人	17人	実人数/月
実績	利用者数	16人	16人	16人	実人数/月

※単位は1か月あたりの平均利用日数、平均利用人数。令和2年度は年間見込み

<現状>

現在 17 人が療養介護を利用しています。利用者数は平成 30 年度から令和 2 年度まで横ばいで推移しています。

対象者は常時医療的ケアと介護が必要な重症心身障がい者等で、県内に事業所（医療機関）は 3 か所です。

【第6期計画の事業量見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
計画	利用者数	17人	17人	17人	実人数/月

<提供体制の確保策>

- ・ 利用者の動向をみながら、引き続きサービスを実施していきます。

⑧短期入所

短期入所（ショートステイ）は、介護者が病気などの理由で一時的に介護ができないときに障害者施設などで障がい者を預かり、入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援を行います。福祉型は障害者支援施設等で実施します。医療型は病院等において実施します。

【前回計画の実績】

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単 位
短期入所 (福祉型)	計画	40 人日分	40 人日分	50 人日分	延人日/月
		6 人	6 人	7 人	実人数/月
	実績	46 人日分	35 人日分	36 人日分	延人日/月
		9 人	10 人	8 人	実人数/月
短期入所 (医療型)	計画	3 人日分	3 人日分	3 人日分	延人日/月
		1 人	1 人	1 人	実人数/月
	実績	0 人日分	0 人日分	0 人日分	延人日/月
		0 人	0 人	0 人	実人数/月

※単位は1か月あたりの平均利用日数、平均利用人数。令和2年度は年間見込み

<現状>

短期入所（福祉型）サービスの利用日数は、平成 30 年度の 46 日が令和元年度は 35 日と 23.9%減となっています。利用者数はほぼ横ばいが続いています。利用日数、利用者数ともに計画には達していませんが、介護者の負担軽減や介護者の病気等での緊急時対応のための利用がされています。

短期入所（医療型）サービスの利用日数は、平成 30 年度から利用はありませんでした。

【第6期計画の事業量見込み】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
短期入所（福祉型）	40人日分	40人日分	40人日分	延人日／月
	8人	8人	8人	実人数／月
短期入所（医療型）	3人日分	3人日分	3人日分	延人日／月
	1人	1人	1人	実人数／月

<提供体制の確保策>

- ・利用者の増加が見込まれていることから、現行の実施事業所の提供体制を確保するとともに、地域生活の移行により需要の伸びが生じた際には、提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。
- ・介護者が病気等で障がい者を介護できない場合だけでなく、家族や介護者が日ごろの疲れを癒したり旅行などに出かけたりできるよう、レスパイトケアを目的とした利用促進に努めます。

(3) 居住の場への支援サービス

①施設入所支援

施設に入所する障がい者に主として夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の日常生活上の援助を行います。

【前回計画の実績】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
計画	利用者数	34人	34人	33人	実人数／月
実績	利用者数	35人	35人	35人	実人数／月

※利用者数は月平均利用者数。令和2年度は年間見込み

<現状>

施設入所支援の利用者数は、平成30年度から令和2年度まで横ばいで推移しています。

【第6期計画の事業量見込み】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
計画	利用者数	35人	35人	35人	実人数／月

<提供体制の確保策>

- ・現行の実施事業所の提供体制を確保するとともに、充実を図ります。

②共同生活援助（グループホーム）

地域のグループホームに居住している障がい者に主として夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【前回計画の実績】

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単 位
計画	利用者数	35人	34人	33人	実人数/月
実績	利用者数	34人	33人	33人	実人数/月

※利用者数は月平均利用者数。令和2年度は年間見込み

<現状>

共同生活援助（グループホーム）は、利用ニーズはあるものの、仙南地域の実施事業所での提供量の関係から、平均利用者数は減少傾向にあります。

【第6期計画の事業量見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
計画	利用者数	35人	35人	40人	実人数/月
	(内) 精神障がい者	10人	10人	17人	実人数/月

<提供体制の確保策>

- ・共同生活援助は、引き続き利用ニーズが見込まれるため、既存のグループホームの拡充や、新規事業参入を積極的に促進していきます。

③自立生活援助

施設や共同生活援助（グループホーム）を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方を対象に、定期的に居宅を訪問し、巡回や随時対応サービスを行います。利用者から相談や要請があった場合は、訪問、電話、メール等による随時対応も行います。第5期計画から新たに加わったサービスです。

【前回計画の実績】

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単 位
計画	利用者数	0人	0人	1人	実人数/月
実績	利用者数	0人	0人	0人	実人数/月

※利用者数は月平均利用者数。令和2年度は年間見込み

<現状>

新しいサービスのため実績はありませんでしたが、今後、利用ニーズは見込まれるサービスです。

【第6期計画の事業量見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
計画	利用者数	0人	0人	1人	実人数/月
	(内) 精神障がい者	0人	0人	1人	実人数/月

<提供体制の確保策>

- ・利用者のニーズに合わせたサービス提供に努めます。

(4) 相談支援

相談支援には、自立支援給付の計画相談支援と地域相談支援があります。適切なサービス利用や課題の解決に向けて支援します。

<サービス内容>

名 称	対象者	内 容
計画相談支援	サービス利用者	支給決定または支給決定変更前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後はサービス業者等と連絡調整し、サービス等利用計画を作成します。
地域相談支援 (地域移行支援)	入所施設や医療機関から地域へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要とする方	住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの体験・見学のための同行支援、地域生活移行へ関する相談等の支援をします。
地域相談支援 (地域定着支援)	一人暮らしで、知的障がいや精神障がい、極めて重い身体障がいのため、自ら福祉サービスの利用に関する連絡調整ができない方	常時連絡体制を確保し、夜間を含め、緊急時における連絡、相談、訪問等を行います。

【前回計画の実績】

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単 位
計画相談支援	計画	31人	31人	32人	実人数/月
	実績	34人	43人	51人	実人数/月
地域移行支援	計画	1人	1人	2人	実人数/月
	実績	0人	0人	1人	実人数/月
地域定着支援	計画	1人	1人	2人	実人数/月
	実績	0人	0人	0人	実人数/月

※令和2年度は年間見込み

<現状>

相談支援事業は県南生活サポートセンター アサンテ及び仙南地域障がい者基幹相談支援センターが実施しています。

計画相談支援については、本町の事業所として、はらから地域生活支援センター、ほっとプラン、相談支援事業所かすみ草、障がい者相談支援事業所むすびが実施しています。

地域相談支援については、県南生活サポートセンター アサンテが実施しています。

相談支援体制については、拡大の方向となっています。

【第6期計画の事業量見込み】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
計画相談支援	50人	50人	50人	実人数/月
地域移行支援	0人	0人	1人	実人数/月
（内）精神障がい者	0人	0人	1人	実人数/月
地域定着支援	0人	0人	1人	実人数/月
（内）精神障がい者	0人	0人	1人	実人数/月

<提供体制の確保策>

- ・利用者に対して仙南圏域にある相談支援事業所やサービス内容について周知と利用促進を図ります。
- ・計画相談支援はすべての障害福祉サービス利用者が利用するため、相談支援事業への新規参入を促し、実施事業者の充実に努めます。



4 地域生活支援事業

(1) 必須事業

①相談支援事業

福祉サービスを利用するすべての障がい者を対象に相談支援を行います。

<サービス内容>

名称	対象者	内容
相談支援事業	すべての障がい者（児）	<p>〈一般相談〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ②社会資源を活用するための支援 ③社会生活力を高めるための支援 ④ピアカウンセリング ⑤権利擁護のために必要な援助 ⑥専門機関の紹介 <p>〈基幹相談支援センター〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①総合的・専門的な相談支援 ②地域の相談支援事業者の訪問指導及び人材育成、地域の相談機関との連携体制の強化 ③地域移行及び地域定着支援に係る関係機関との連携 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤障害者虐待防止センター事業 ⑥地域自立支援協議会の運営 ⑦障害者地域生活支援拠点事業

【前回計画の実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
計画	2か所	2か所	2か所	実施か所数
実績	1か所	1か所	1か所	実施か所数

※令和2年度は年間見込み

<現状>

相談支援事業は県南生活サポートセンター アサンテ及び仙南地域障がい者基幹相談支援センターが実施しています。

【第6期計画の事業量見込み】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
計画	1か所	1か所	1か所	実施か所数

<提供体制の確保策>

・相談支援体制の中心的役割を果たす「基幹相談支援センター」の機能充実に努めます。

②成年後見制度利用支援事業

知的・精神障がい者のうち、判断能力が不十分な方に対し、サービス利用契約の締結等が適切に行われるよう成年後見制度の利用を支援し、後見人等の報酬の経費の一部について補助を行います。

【前回計画の実績】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単 位
計画	1件	1件	1件	延件数/年
実績	0件	0件	0件	延件数/年

※令和2年度は年間見込み

<現状>

成年後見制度利用支援事業は、各年度とも申請がない状況となっています。

【第6期計画の事業量見込み】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
計画	1件	1件	1件	延件数/年

<提供体制の確保策>

- ・相談支援事業所や障害福祉サービス事業者など関係機関と連携し、制度の周知と利用促進に努めます。

③意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、他者との意思疎通の円滑化を図ります。

【前回計画の実績】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単 位	
手話通訳者派遣	計画	3件	3件	4件	延件数/年
	実績	3件	0件	5件	延件数/年
要約筆記者派遣	計画	1件	1件	1件	延件数/年
	実績	0件	0件	0件	延件数/年

※令和2年度は年間見込み

<現状>

手話通訳者派遣は、利用する回数が微増しており、令和2年度では5件の利用がありました。要約筆記者派遣は、各年度とも利用実績がない状況です。

【第6期計画の事業量見込み】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
手話通訳者派遣	4件	4件	5件	延件数/年
要約筆記者派遣	1件	1件	1件	延件数/年

<提供体制の確保策>

- ・事業の周知を図るとともに、利用しやすい環境整備と障がい者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。

④手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流活動の促進等の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

【前回計画の実績】

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単 位
基礎課程	計画	2人	2人	2人	修了者数/年
	実績	1人	1人	中止	修了者数/年
手話奉仕員	計画	16人	18人	20人	登録者数
	実績	15人	16人	16人	登録者数

<現状>

手話奉仕員養成研修事業は、入門課程と基礎課程及び手話奉仕員のフォローアップ研修を近隣市町と合同で事業を実施しました。令和2年度の事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で余儀なく中止となりました。

【第6期計画の事業量見込み】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
基礎課程	1人	1人	1人	修了者数/年
手話奉仕員	17人	18人	19人	登録者数

<提供体制の確保策>

- ・事業の周知を図るとともに、近隣市町と合同で事業を実施し新たな担い手の確保のため手話奉仕員の養成を継続します。
- ・手話奉仕員には、フォローアップ研修を実施し技術の維持向上に努めます。

⑤日常生活用具給付事業

重度の障がい者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付するとともに、住宅改修費を助成します。

<サービス内容>

名称	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸入器や視覚障害者用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ装具など、排泄管理を支援する用具や衛生用品
住宅改修費	小規模な住宅改修を行う際の費用の助成

【前回計画の実績】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
計画	日常生活用具給付事業	1,067件	1,132件	1,197件	延件数/年
	介護・訓練支援用具	0件	1件	2件	延件数/年
	自立生活支援用具	2件	3件	4件	延件数/年
	在宅療養等支援用具	3件	4件	5件	延件数/年
	情報・意思疎通支援用具	4件	5件	6件	延件数/年
	排泄管理支援用具	1,056件	1,116件	1,176件	延件数/年
	住宅改修費	2件	3件	4件	延件数/年
実績	日常生活用具給付事業	975件	948件	1,105件	延件数/年
	介護・訓練支援用具	3件	6件	4件	延件数/年
	自立生活支援用具	7件	8件	3件	延件数/年
	在宅療養等支援用具	10件	7件	3件	延件数/年
	情報・意思疎通支援用具	5件	6件	12件	延件数/年
	排泄管理支援用具	950件	918件	1,080件	延件数/年
	住宅改修費	0件	3件	3件	延件数/年

※令和2年度は年間見込み

<現状>

日常生活用具給付のうち、排泄管理支援用具は毎月給付となるため、実績内訳の95%以上となっています。

【第6期計画の事業量見込み】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
日常生活用具給付事業	1,163件	1,180件	1,196件	延件数/年
介護・訓練支援用具	2件	3件	4件	延件数/年
自立生活支援用具	2件	3件	4件	延件数/年
在宅療養等支援用具	3件	4件	5件	延件数/年
情報・意思疎通支援用具	14件	15件	16件	延件数/年
排泄管理支援用具	1,141件	1,153件	1,165件	延件数/年
住宅改修費	1件	2件	2件	延件数/年

<提供体制の確保策>

- ・障がい者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めるとともに、種目や基準額の見直しを計りながら財源確保を図ります。

⑥移動支援事業

移動支援事業は、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援します。

【前回計画の実績】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単 位	
計画	実施か所数	4か所	4か所	4か所	か所
	利用者数	3人	3人	3人	実人数/年
	延利用時間	102時間	102時間	102時間	延時間/年
実績	実施か所数	4か所	6か所	5か所	か所
	利用者数	3人	8人	7人	実人数/年
	延利用時間	191時間	243時間	200時間	延時間/年

※利用者数は年間実利用者数。令和2年度は年間見込み

<現状>

移動支援事業は、サービス提供事業所の増加により利用者数は増加しました。延利用時間についても、利用者数の増加に伴い増加しています。

【第6期計画の事業量見込み】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位	
計画	実施か所数	5か所	5か所	6か所	か所
	利用者数	7人	7人	8人	実人数/年
	延利用時間	200時間	200時間	250時間	延時間/年

<提供体制の確保策>

- ・現行の実施事業所の提供体制を確保するとともに、充実を図ります。

⑦地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、一般就労が難しい障がい者が、創作活動や生産活動の機会の提供を受け、社会との交流等を行う施設で、福祉的就労や生きがい活動の場です。

【前回計画の実績】

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単 位
計画	実施か所数	2か所	2か所	2か所	か所
	利用者数	35人	35人	35人	実人数/年
実績	実施か所数	2か所	2か所	2か所	か所
	利用者数	22人	19人	22人	実人数/年

※利用者数は月平均利用者数。令和2年度は年間見込み

<現状>

知的障がい者を主たる対象とする地域活動支援センター「もみのき」と精神障がい者を主たる対象とする地域活動支援センター「しらさぎ」の2か所でサービスを実施しています。定員35人に対し、利用登録は44人となっております。

しかし、令和元年度の実利用者数は、2か所合わせて19人です。利用者の身体の状態や入院など、状況に応じて通所している傾向が見られます。

【第6期計画の事業量見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
計画	実施か所数	2か所	2か所	2か所	か所
	利用者数	25人	28人	30人	実人数/年

<提供体制の確保策>

- ・既存の地域活動支援センター「しらさぎ」及び「もみのき」について、利用者に応じたサービスの提供を図り、地域活動支援センターの安定した運営に努めていきます。

⑧理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【前回計画の実績】

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単 位
計画		有	有	有	実施の有無
実績		有	有	有	実施の有無

※令和2年度は年間見込み

<現状>

理解促進研修・啓発事業は、平成30年度から令和2年度の3か年において事業を実施しています。平成28年度からは、研修会のほかに視覚と聴覚に障がいがある方の情報交流会を関係機関と協力して開催しました。

【第6期計画の事業量見込み】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
計画	有	有	有	実施の有無

<提供体制の確保策>

- ・障がいがある方等に対する理解を深めるため、関係機関と協力して研修会等を開催します。

⑨自発的活動支援事業

障がい者やその家族及び地域住民が自発的に行う活動（情報交換のできる交流活動、権利や自立のための社会に働きかける活動など）に対して、支援を行います。

【前回計画の実績】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単 位
計画	有	有	有	実施の有無
実績	有	有	無	実施の有無

※令和2年度は年間見込み

<現状>

ボランティア活動支援として、障がい者などに対するボランティア活動を行う団体に対して支援を行いました。令和2年度については、申請がありませんでした

【第6期計画の事業量見込み】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
計画	有	有	有	実施の有無

<提供体制の確保策>

- ・相談支援事業所やサービス事業所などの関係機関と連携し、制度の周知と利用促進に努めます。

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な障がい者等に対して居宅を訪問し浴槽等の提供を行うことで、身体の清潔を保持し、心身機能の維持を図るサービスです。

【前回計画の実績】

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単 位
計 画	実施か所数	2か所	2か所	2か所	か所
	利用者数	3人	3人	3人	実人数/月
実 績	実施か所数	2か所	2か所	2か所	か所
	利用者数	5人	5人	6人	実人数/月

※利用者数は月平均利用者数。令和2年度は年間見込み

<現状>

訪問入浴サービスは、実施か所2か所、利用者数5~6人で推移しています。

居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な障がい者等を対象としています。今後も事業量は、大きく変動しないものと考えます。

【第6期計画の事業量見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
計 画	実施か所数	2か所	2か所	2か所	か所
	利用者数	6人	6人	6人	実人数/月

<提供体制の確保策>

- ・障がい者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めるとともに、周知を図ります。



②日中一時支援事業

一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対して日中活動の場を確保するとともに、日常的に介護を行っている家族のレスパイトケアにも利用できます。

【前回計画の実績】

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単 位
計 画	実施か所数	14か所	14か所	15か所	か所
	利用者数	47人	50人	52人	実人数/年
	延利用回数	1,900回	2,000回	2,100回	延回数/年
実 績	実施か所数	12か所	13か所	12か所	か所
	利用者数	42人	49人	40人	実人数/年
	延利用回数	2,217回	2,246回	2,500回	延回数/年

※利用者数は月平均利用者数。令和2年度は年間見込み

<現状>

日中一時支援の利用回数は、平成30年度の2,217回から令和2年度は12.8%増加して2,500回となっています。一人あたりの利用回数及び利用時間が増加しています。

【第6期計画の事業量見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
計 画	実施か所数	12か所	12か所	13か所	か所
	利用者数	40人	42人	45人	実人数/月
	延利用回数	2,500回	2,750回	3,000回	延回数/年

<提供体制の確保策>

- ・ 現行の実施事業所の提供体制の確保を促進し、需要の伸びが見込まれていることから、提供量の拡大や新規事業参入に努めていきます。
- ・ 障がい特性に応じたサービス提供ができるよう、職員の専門性を高め、質的向上が行われるよう事業所に働きかけていきます。

③社会参加支援

ア 社会参加推進事業

障がい者のために、スポーツ・レクリエーション教室や、芸術・文化講座を開催し、活動をする団体に対し、事業に係る費用について助成します。

イ 自動車運転免許取得費助成

身体・知的・精神障がい者のうち、運転免許の取得により社会参加が見込まれる方に対し、運転免許取得に直接要した費用の一部について助成します。

ウ 自動車改造費助成

重度身体障害者のうち、自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる方に対し、自動車の改造に直接要した費用の一部について助成します。

【前回計画の実績】

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単 位
社会参加推進事業	計画	2件	2件	2件	延件数/年
	実績	1件	1件	0件	延件数/年
自動車運転免許取得費助成	計画	5件	6件	7件	延件数/年
	実績	5件	1件	1件	延件数/年
自動車改造費助成	計画	3件	3件	3件	延件数/年
	実績	0件	2件	2件	延件数/年

※利用者数は月平均利用者数。令和2年度は年間見込み

<現状>

社会参加促進事業は、事業実施団体の解散により令和2年度は0件となりました。自動車運転免許取得費助成は、平成27年度に利用対象者を拡大したことにより年々利用件数が増加していましたが、令和元年度と令和2年度は各1件となりました。

【第6期計画の事業量見込み】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単 位
社会参加推進事業	0件	0件	1件	延件数/年
自動車運転免許取得費助成	5件	5件	6件	延件数/年
自動車改造費助成	3件	3件	3件	延件数/年

<提供体制の確保策>

- ・今後も制度の周知と利用促進に努めます。

第4部

第2期柴田町障害児福祉計画



第1章 障害児福祉計画の目標設定

障害児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号。「障害者総合支援法等一部改正法」）が平成30年度から施行されたことに伴い、策定が義務付けられているものです。

障がい児の支援にあたっては、本人の最善の利益を考慮し、健やかな育ちを支援するとともに、児童及びその家族に対し、配慮の必要性を検討する段階から身近な地域で支援できるよう努めます。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を引き続き図ります。

さらに、障がい児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無に関わらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

「第2期柴田町障害児福祉計画」では、令和5年度を目標年度として、障がい児支援に向けた以下の数値目標を設定します。

1 児童発達支援センターの設置

前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

【前回計画の数値目標】

項目	数値目標	備考
令和2年度末までの児童発達支援センターの設置	1か所	各市町村に1以上（圏域での確保も可）。

【実績】

令和2年度末までの児童発達支援センターの設置	0か所	
------------------------	-----	--

実績は計画に達していませんが、圏域での整備を検討してきました。

障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて身近な場所で提供できるように、地域における支援体制を整備します。

本町では、引き続き地域における中核的な支援施設として、児童発達支援センターを1か所設置することを目標とします。

【第2期計画の数値目標】

項目	数値目標	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	令和5年度末時点。各市町村に1以上（圏域での確保も可）（国）。

2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

【前回計画の数値目標】

項目	数値目標	備考
保育所等訪問支援の利用体制の構築	有	全市町村において訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする（国）。

【実績】

保育所等訪問支援の利用体制の構築	無	
------------------	---	--

保育所等を現在利用中、又は今後利用する予定の障がい児が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に「保育所等訪問支援」を提供し、保育所等の安定した利用促進が出来る体制づくりを構築します。

【第2期計画の数値目標】

項目	数値目標	備考
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	令和5年度末時点。全市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築（国）。



3 重症心身障がい児の支援

前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

【前回計画の数値目標】

項目	令和2年度	備考
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	各市町村に1以上（圏域での確保も可）（国）。
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	各市町村に1以上（圏域での確保も可）（国）。

【実績】

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	0か所	
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	圏域での確保。

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい児（重症心身障がい児）が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスを受けられるよう、近隣市町村と地域における課題の整理等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

本町では、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1か所、放課後等デイサービス事業所を1か所確保することを目標とします。

【第2期計画の数値目標】

項目	数値目標	備考
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	令和5年度末時点。各市町村に1以上（圏域での確保も可）（国）。
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	令和5年度末時点。各市町村に1以上（圏域での確保も可）（国）。

4 医療的ケア児の支援

前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

【前回計画の数値目標】

項目	数値目標	備考
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	平成30年度末時点。各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置（圏域設置も可）（国）。

【実績】

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	仙南地域自立支援協議会こども支援部会に設置。
--------------------------	-----	------------------------

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。病院を退院したあと、適切な生活支援を受けられない医療的ケア児は、主として家族の懸命なケアにより支えられているのが現状です。そのため、医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、医療的ケア児支援の協議の場の設置及び関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進することが国の基本指針とされています。

本町では近隣市町村と調整しながら協議の場において、医療的ケア児等のコーディネーターを配置することを目標とします。

【第2期計画の数値目標】

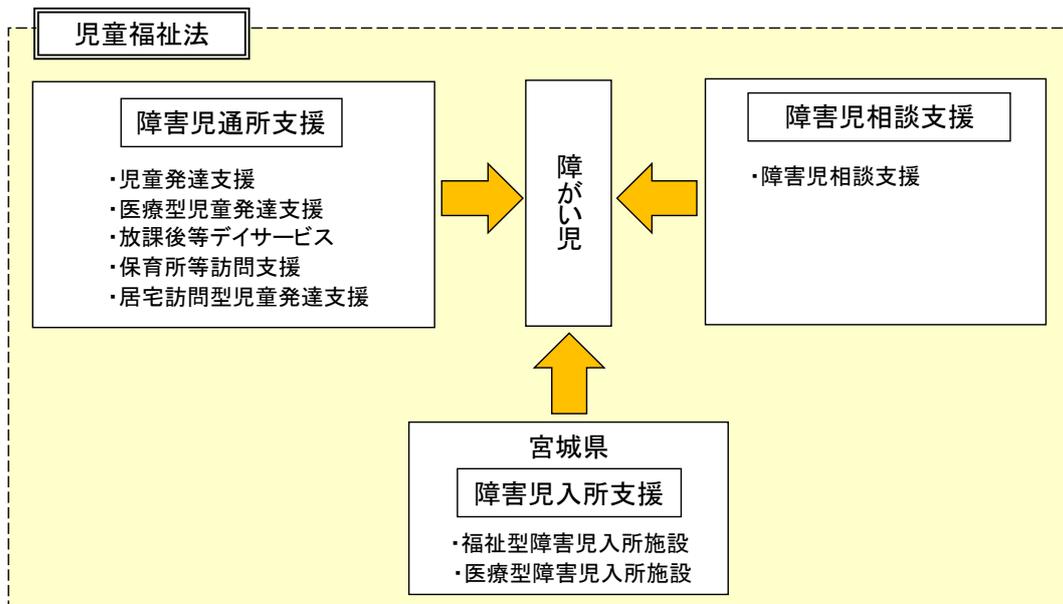
項目	数値目標	備考
医療的ケア児等のコーディネーターの配置	有	令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置（圏域設置も可）（国）。

第2章 障害児福祉計画の事業の展開

1 児童福祉法に基づく給付・事業

児童福祉法に基づき、以下の障害児通所支援、障害児相談支援を実施します。

■障害児福祉計画のサービスメニュー



(参考) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、地域生活支援事業及び相談支援には障がい児が利用できるものがあります。本町では以下のとおりです。

○障害福祉サービス	サービス名
	居宅介護
	短期入所
	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
○地域生活支援事業	事業名
	相談支援事業
	日常生活用具給付事業
	移動支援事業
○補装具	

2 障害児通所支援

障害児通所支援は、療育や訓練が必要な児童に対して身近な地域で必要な支援を行うサービスです。未就学児を対象とした「児童発達支援」、就学児が放課後や夏休み等に通う「放課後等デイサービス」、障がい児が通う保育所等を専門職員が訪問する「保育所等訪問支援」、外出が困難な障がい児の居宅を訪問して支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」があります。

<サービス内容>

名称	内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、学校の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	療育経験のある専門職員が保育所や小学校などを訪問し、子どもが集団生活に適応できるよう支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【前回計画の実績】

区分			平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
児童発達支援	計画	利用日数	130 人日分	130 人日分	140 人日分	延人日/月
		利用者数	14 人	14 人	15 人	実人数/月
	実績	利用日数	55 人日分	46 人日分	43 人日分	延人日/月
		利用者数	9 人	6 人	5 人	実人数/月
医療型児童発達支援	計画	利用日数	0 人日分	0 人日分	20 人日分	延人日/月
		利用者数	0 人	0 人	1 人	実人数/月
	実績	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分	延人日/月
		利用者数	0 人	0 人	0 人	実人数/月
放課後等デイサービス	計画	利用日数	350 人日分	360 人日分	360 人日分	延人日/月
		利用者数	47 人	50 人	50 人	実人数/月
	実績	利用日数	490 人日分	697 人日分	371 人日分	延人日/月
		利用者数	61 人	41 人	34 人	実人数/月
保育所等訪問支援	計画	利用日数	0 人日分	0 人日分	20 人日分	延人日/月
		利用者数	0 人	0 人	1 人	実人数/月
	実績	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分	延人日/月
		利用者数	0 人	0 人	0 人	実人数/月

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位	
居宅訪問型児童発達支援	計画	利用日数	0人日分	0人日分	20人日分	延人日/月
		利用者数	0人	0人	1人	実人数/月
	実績	利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	延人日/月
		利用者数	0人	0人	0人	実人数/月

※単位は1か月あたりの平均利用日数、平均利用人数。令和2年度は年間見込み

<現状>

児童発達支援の利用者数は、平成30年度の9人から令和元年度には6人と3人減少しました。利用日数は減少傾向にあります。

放課後等デイサービスは利用者が減少傾向にあり、平成30年度の61人から令和元年度は41人へと20人減少しています。

【第2期計画の事業量見込み】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
児童発達支援	利用時間数	45人日分	50人日分	55人日分	延人日/月
	利用者数	6人	7人	8人	実人数/月
医療型児童発達支援	利用時間数	0人日分	0人日分	20人日分	延人日/月
	利用者数	0人	0人	1人	実人数/月
放課後等デイサービス	利用時間数	430人日分	430人日分	430人日分	延人日/月
	利用者数	35人	35人	35人	実人数/月
保育所等訪問支援	利用時間数	0人日分	0人日分	20人日分	延人日/月
	利用者数	0人	0人	1人	実人数/月
居宅訪問型児童発達支援	利用時間数	0人日分	0人日分	20人日分	延人日/月
	利用者数	0人	0人	1人	実人数/月

<提供体制の確保策>

- ・支援が必要な児童や家族への相談体制、支援体制を整え、発達に課題のある子どもに対して早期からの療育に努めます。
- ・乳幼児から学校卒業までの期間に一貫した療育を受けられるよう、事業所、保育、教育等の関係機関と連携を図り、障がい児が身近な地域で安心して成長できる環境づくりに努めます。
- ・障がい児一人ひとりの状況を把握し、需要動向を踏まえながら、サービス事業所の確保に努めます。

3 障害児相談支援

障害児相談支援は、障がい児が児童発達支援・放課後等デイサービスなどの通所支援を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後は一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

<サービス内容>

名称	対象者	内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障がい児	障害児通所支援の利用申請時の「障害児支援利用計画案」の作成、支給決定後の連絡調整、「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、作成された「障害児支援利用計画」が適切かどうかモニタリング（検証）し、必要に応じて見直しを行います。

【前回計画の実績】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
計画	利用者数	7人	8人	9人	実人数/月
実績	利用者数	19人	19人	11人	実人数/月

<現状>

障害児相談支援の利用者数は、平成30年度・令和元年度の19人から平成2年度は11人となる見込みで8人減少しています。

【第2期計画の事業量見込み】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
計画	利用者数	15人	16人	17人	実人数/月

<提供体制の確保策>

- ・充実した相談支援を行えるよう、障がい児一人ひとりの特性に合わせたきめ細かいケアマネジメントの実施に努めます。

資料編



1 アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、障がい者の生活の様子や将来の希望を把握し、計画策定の基礎出典とすることを目的に、下記の通り郵送アンケートを実施しました。

◆調査設計

調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
調査対象者	調査対象者から無作為抽出
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	令和元年12月6日～令和元年12月27日 (平成2年1月20日までの回収票を有効とした)
企画実施	柴田町福祉課障害福祉班
集計・分析	株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所

◆回収結果

	対象者数	回収数	有効回収数	有効回収率
身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者	1,000人	445人	443人	44.3%

◆報告書の見方

- ・調査数 (n=Number of cases) とは、回答者総数あるいは分類別の回答者数のことである。
- ・回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出している。
- ・回答者が2つ以上の回答をすることができる多肢選択式の質問においては、すべての選択肢の比率を合計すると100%を超える。
- ・調査票における設問及び選択肢の語句等を一部簡略化している場合がある。

◆回答者の属性 (記入者・対象者の年齢)

上段：件数 下段：%	調査数	(代筆を含む) ご家族	施設 提供職 員・サ ー	その他	無回答	上段：件数 下段：%	調査数	18歳以下	19歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳以上	無回答
全体	443	324	99	1	1	18	443	35	74	131	192	11
	100.0	73.1	22.3	0.2	0.2	4.1	100.0	7.9	16.7	29.6	43.3	2.5
身体障害者手帳	319	249	57	1	1	11	319	11	30	88	184	6
	100.0	78.1	17.9	0.3	0.3	3.4	100.0	3.4	9.4	27.6	57.7	1.9
療育手帳	81	31	47	0	0	3	81	26	36	17	2	0
	100.0	38.3	58.0	0.0	0.0	3.7	100.0	32.1	44.4	21.0	2.5	0.0
精神障害者保健福祉手帳	56	49	7	0	0	0	56	0	16	34	6	0
	100.0	87.5	12.5	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	28.6	60.7	10.7	0.0

(1) 自立して生活を送るために重要だと思う取組について

障がいのある方が地域で自立して生活を送るために重要だと思う取組は「何でも相談できる窓口の設置や相談員の配置」が60.5%と最も多くなっています。

手帳の種類別にみると、いずれも「何でも相談できる窓口の設置や相談員の配置」と「年金や医療面の経済的な援助」が上位に挙げられています。次いで多いのは、身体障害者手帳所持者では施設・交通環境のバリアフリー化、防災対策、移動支援、療育手帳所持者では理解・交流促進、移動支援、保育・教育の充実、精神障害者保健福祉手帳所持者では理解・交流促進、障がいの早期発見・療育、防災対策となっています。

■重要だと思う取組について

設 問	第1位	第2位	第3位
地域で自立して生活を送るために重要だと思う取組	何でも相談できる窓口の設置や相談員の配置 (60.5%)	年金や医療面の経済的な援助 (51.5%)	段差などがなく利用しやすい公共施設・交通環境等の整備 (32.1%)

■重要だと思う取組（手帳の種類別）

調査数	何でも相談できる窓口の設置や相談員の配置	年金や医療面の経済的な援助	共施設・交通環境等利用しやすい公共施設	段差などがなく利用しやすい公共施設	障がいへの理解や交流の促進	日常生活に必要な移動支援の充実	災害対策や防犯対策の充実	機能回復や地域生活に必要な訓練の充実	サームヘルプサービス等の在宅サービス	入所施設の整備	障がい児のための保育・教育の充実	障がいの早期発見・早期療育体制の充実	手話による情報提供の充実	各種サービス等の情報や点字・手話による情報提供の充実	雇用環境の整備	企業等での就労に向けた支援や雇用環境の整備	グループホーム等の生活の場の整備	の促進	ボランティア活動等の地域活動	創作活動や生活習慣習得等ができる場の整備	スポーツ・サークル・文化活動への支援	その他	特にな	無回答																	
																									上段：件数	下段：%															
443	268	228	142	130	121	120	108	107	99	94	90	87	83	79	68	67	63	21	33	35	100.0	60.5	51.5	32.1	29.3	27.3	27.1	24.4	24.2	22.3	21.2	20.3	19.6	18.7	17.8	15.3	15.1	14.2	4.7	7.4	7.9
319	193	162	119	73	84	88	82	76	71	60	49	66	48	45	41	40	41	17	23	27	100.0	60.5	50.8	37.3	22.9	26.3	27.6	25.7	23.8	22.3	18.8	15.4	20.7	15.0	14.1	12.9	12.5	12.9	5.3	7.2	8.5
81	51	44	15	34	27	18	14	22	20	23	22	6	20	22	14	18	12	5	6	3	100.0	63.0	54.3	18.5	42.0	33.3	22.2	17.3	27.2	24.7	27.2	17.3	22.2	14.8	6.2	7.4	3.7				
56	31	31	18	31	18	20	19	16	16	18	23	17	19	18	18	14	13	2	5	3	100.0	55.4	55.4	32.1	55.4	32.1	35.7	33.9	28.6	28.6	32.1	41.1	30.4	33.9	32.1	32.1	25.0	23.2	3.6	8.9	5.4

- 身体障害者手帳所持者 ⇒相談窓口、経済的援助、施設・交通環境のバリアフリー化、防災対策、移動支援
- 療育手帳所持者 ⇒相談窓口、経済的援助、理解・交流促進、移動支援、保育・教育の充実
- 精神障害者保健福祉手帳所持者 ⇒相談窓口、経済的援助、理解・交流促進、障がいの早期発見・療育、防災対策

(2) 住まい・暮らしについて

現在の住まいについては、「持ち家」が74.5%と最も多く、同居家族及び主な介助者は、「配偶者（夫または妻）」「親（母親）」「子ども（子どもの配偶者を含む）」が上位となっています。本人が将来希望する暮らしは“自宅での生活”が半数以上となっています。

一方、介護者が考える今後の適した住居は「持ち家」が48.9%、“入居型の福祉施設やグループホーム”は32.4%となっており、将来自分が介助することが難しくなった場合を考えていることがうかがえます。介護者が考える今後の適した住居で暮らすために必要なことは、「日常生活を支えてくれる方の存在」「金銭的な援助」「障がいのある方や高齢の方のための入所型の福祉施設が身近にあること」が上位に挙げられており、日々の生活を下支えする支援が必要となっています。

障がいのある方ができる限り住み慣れた環境で生活を続けられるよう、生活支援サービスの充実、障がいのある方の日常生活を支える人的支援の構築が必要です。また、障がいのある方本人や介護者の高齢化を見据え、入所型の福祉施設やグループホーム等の施設整備を進めていくことが重要です。

■住まい・暮らしについて

設 問	第1位	第2位	第3位
現在の住居	持ち家 (74.5%)	民間の借家 (8.8%)	公営住宅 (県営住宅・町営住宅) (7.2%)
本人が将来希望する暮らし	自宅で家族や親族と暮らしたい (51.9%)	自宅やアパート等でひとりで暮らしたい (12.2%)	障がい者や高齢者向けの施設に入りたい (入所を続けたい) (5.4%)
同居家族	配偶者 (夫または妻) (42.4%)	親 (31.4%)	子ども (子どもの配偶者を含む) (20.5%)
主な介助者	配偶者 (夫または妻) (29.3%)	母親 (15.6%)	子ども (子どもの配偶者を含む) (6.1%)
介護者が考える今後の適した住居	持ち家 (48.9%)	障がいのある方の入所型の福祉施設 (17.6%)	グループホーム (7.4%) 高齢の方の入所型の福祉施設 (7.4%)
介護者が考える今後の適した住居で暮らすために必要なこと	日常生活を支えてくれる方の存在 (57.7%)	金銭的な援助 (38.4%)	障がいのある方や高齢の方のための入所型の福祉施設が身近にあること (33.1%)

■年齢（手帳別）【再掲】

	調査数	(あて名のご本人 含む)	ご家族	施設 提供 者・サ ー	その他	無 回 答
上段：件数 下段：%						
全 体	443 100.0	324 73.1	99 22.3	1 0.2	1 0.2	18 4.1
身体障害者手帳	319 100.0	249 78.1	57 17.9	1 0.3	1 0.3	11 3.4
療育手帳	81 100.0	31 38.3	47 58.0	0 0.0	0 0.0	3 3.7
精神障害者保健福祉手帳	56 100.0	49 87.5	7 12.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0

(3) 就労について

作業所等ではなく会社や自営などへの就労について、「働きたい（働き続けたい）」と希望する人は37.9%となっています。手帳の種類別にみると、療育手帳所持者は年齢が若いこともあり、「働きたい（働き続けたい）」が61.7%と、他の手帳所持者と比べ就労希望が高くなっています。

会社等を退職したことがある人の退職理由は、「障がい状態の変化・体調の悪化」が最も多く、障がいのある方が働くために必要なことは、「障がいのある方に対する事業主や職場の仲間の理解」「障がいのある方に配慮した就労条件や勤務体制」「障がいのある方に配慮した職場の施設・設備」が上位となっています。

就労希望については4割の人が「働きたい（働き続けたい）」と考えており、そのためには、事業所に対して障がいのある方の雇用に対する積極的な協力を要請することが必要です。また、障がいや障がいのある方に対する事業主・同僚の理解促進、障がい特性に配慮した勤務体制への対応や、職場における施設整備等の合理的配慮の実施が重要となります。

■就労について

設 問	第1位	第2位	第3位
（会社や自営などへの）就労希望	働けない（44.2%）	働きたい（働き続けたい）（37.9%）	働きたくない（9.9%）
会社等の退職理由	障がい状態の変化・体調の悪化（18.5%）	職場での人間関係（11.5%）	契約期間の満了（9.3%）
障がいのある方が働くために必要なこと	障がいのある方に対する事業主や職場の仲間の理解（62.5%）	障がいのある方に配慮した就労条件や勤務体制（47.2%）	障がいのある方に配慮した職場の施設設備（45.4%）

■（会社や自営などへの）就労希望（手帳の種類別）

	調査数	続働 けき たたい い （働 き	働 き た く な い	働 け な い	無 回 答
上段：件数 下段：%					
全 体	443 100.0	168 37.9	44 9.9	196 44.2	35 7.9
身体障害者手帳	319 100.0	95 29.8	36 11.3	162 50.8	26 8.2
療育手帳	81 100.0	50 61.7	1 1.2	25 30.9	5 6.2
精神障害者保健福祉手帳	56 100.0	26 46.4	7 12.5	22 39.3	1 1.8

(4) 日中の過ごし方について

日中の主な過ごし方は、「家で過ごしている」が49.2%と最も多くなっています。手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は半数以上が家で過ごしています。療育手帳所持者は「保育所・幼稚園や学校に通っている」「通所の施設等に通っている」がそれぞれ3割程度となっています。

外出頻度は「ほぼ毎日」が41.5%と最も多く、「週3～4回」と「週に1～2回」を合わせた“週1回以上”外出している人の割合は8割以上です。主な外出目的は「買い物」「通院」「散歩」となっています。

買い物や通院、通勤・通学などで8割以上の人が“週1回以上”外出していることから、日常的な外出で不便を感じる場面が少しでも軽減されることが重要です。公共交通機関・公的施設等におけるバリアフリー化の推進、交通安全対策、外出支援事業の提供等が必要です。

これからしたいことについては、「旅行」が50.3%で1位となっていますが、3位以降には「趣味などのサークル活動」「スポーツやレクリエーション」「講座や講演会などへの参加」など、近隣での活動が可能な項目も上位に挙げられていることから、サークル活動への支援やイベント開催が望まれます。

■日中の過ごし方について

設 問	第1位	第2位	第3位
平日の日中の主な過ごし方	家で過ごしている (49.2%)	常勤で働いている(自営、家業を含む) (12.4%)	アルバイト・パート、非常勤、契約社員等で働いている (8.4%) 通所の施設等に通っている (8.4%)
外出頻度	ほぼ毎日 (41.5%)	週に3～4回 (23.3%)	週に1～2回 (19.9%)
外出目的	買い物 (67.0%)	通院 (51.0%)	散歩 (28.9%)
これからしたいこと	旅行 (50.3%)	買い物 (31.4%)	趣味などのサークル活動 (22.8%)

■平日の日中の主な過ごし方(手帳の種類別)

上段：件数 下段：%	調査数	い や 学 校 に ・ 通 幼 稚 園	保 育 所 ・ 幼 稚 園	を 含 む (自 営 ・ 家 業 ・ 業 い)	常 勤 で 働 い て い る 員 等	で 勤 働 い て い る 契 約 社 員 等	パ ー ト ・ イ ン テ ル バ イ ト ・ 非 常 勤	自 宅 で 内 職 を し て い る	通 勤 先 の 施 設 等 に	通 所 の 施 設 等 に	地 域 活 動 に 参 加 し て い る	入 居 施 設 で 過 ご し て い る	病 院 ・ 障 害 者 用 の 施 設 等	家 で 過 ご し て い る	そ の 他	無 回 答								
全 体	443	35	55	37	0	37	6	14	5	218	13	23	100.0	7.9	12.4	8.4	0.0	8.4	1.4	3.2	1.1	49.2	2.9	5.2
身体障害者手帳	319	12	42	23	0	16	5	13	4	177	9	18	100.0	3.8	13.2	7.2	0.0	5.0	1.6	4.1	1.3	55.5	2.8	5.6
療育手帳	81	25	8	6	0	22	3	3	2	9	1	2	100.0	30.9	9.9	7.4	0.0	27.2	3.7	3.7	2.5	11.1	1.2	2.5
精神障害者保健福祉手帳	56	0	7	7	0	6	0	1	1	29	4	1	100.0	0.0	12.5	12.5	0.0	10.7	0.0	1.8	1.8	51.8	7.1	1.8

(5) 福祉サービスの利用について

福祉サービスの利用意向については、「障害者相談支援事業」が23.0%と最も多くなっています。手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者は「補装具費支給」、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は就労関係のサービスが多くなっています。

福祉サービスについて相談しやすい体制づくりに必要なことは、「地域の身近なところで相談できること」「専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること」「1ヶ所で要件を済ますことのできる総合的な窓口があること」が多く、専門的かつ継続的な相談を地域の身近な場所で、ワンストップで受けられる相談体制が望まれています。

福祉サービス利用時に困ったことについては、「どこの事業者を選べばよいかわからない」「利用したいが、障がいの種類または程度が非該当だった」と回答している人がそれぞれ1割程度となっていることから、利用者の希望に添えるよう、相談支援や情報提供などによる解決が必要です。

■福祉サービスの利用について

設 問	第1位	第2位	第3位
障害福祉サービスの利用意向	障害者相談支援事業 (23.0%)	補装具支給 (19.9%)	短期入所 (ショートステイ) (18.1%)
福祉サービスについて相談しやすい体制づくりに必要なこと	地域の身近なところで相談できること (50.3%)	専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること (40.6%)	1ヶ所で要件を済ますことのできる総合的な窓口があること (40.0%)
福祉サービス利用時に困ったこと	どこの事業者を選べばよいかわからない (10.8%)	利用したいが、障がいの種類または程度が非該当だった (9.5%)	利用したいサービスが利用できなかった (6.8%)

■障害福祉サービスの利用意向（手帳の種類別）

	第1位	第2位	第3位
身体障害者手帳	補装具費支給 (25.7%)	障害者相談支援事業 (21.9%)	短期入所 (ショートステイ) (21.6%)
療育手帳	障害者相談支援事業 (32.1%)	就労継続支援 (A型・B型) (29.6%)	短期入所 (ショートステイ) (23.5%)
精神障害者保健福祉手帳	障害者相談支援事業 (26.8%)	就労定着支援 (19.6%)	行動援護 (17.9%) 就労移行支援 (17.9%)

(6) 相談支援・情報提供について

障がいのある方が悩みごと・困りごとを相談する相手は、「家族や親族」が81.5%と最も多く、主な相談内容は病気や障がいのこと、老後のこと、経済的なこと、となっています。手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は「自分の病気や障がいに関すること」、療育手帳所持者は「就労（仕事）のこと」が最も多くなっています。

介護者が考える今後心配になることは、「ご本人の健康や身体のこと」「ご本人の老後のこと」「お金のこと」が上位に挙げられています。

このように、障がいのある方と介護者は同じ内容の悩みや心配を抱えており、こうした不安を相談支援体制の整備などにより、軽減していくことが重要です。

福祉サービス情報の入手手段については、「町の広報誌、チラシ」が40.2%と最も多く、障がいのある方の大切な情報伝達ツールとして、今後も充実した情報提供が求められます。今回のアンケート結果では、「町のホームページ」の利用者は1割未満と少ないものの、若い世代を中心に今後はスマートフォンやパソコンでの閲覧の増加が予想されるため、インターネットによる情報発信の充実を検討していく必要があります。

■相談支援について

設 問	第1位	第2位	第3位
相談相手	家族や親族 (81.5%)	友人や知人 (28.0%)	医療機関職員(主治医、ケースワーカー等) (17.2%)
相談したい内容	自分の病気や障がいに関すること (39.5%)	高齢になったときのこと (34.5%)	経済的なこと (26.0%)
介護者が考える今後心配になること	ご本人の健康や身体のこと (60.6%)	ご本人の老後のこと (50.0%)	お金のこと (46.8%)
福祉サービス情報の入手手段	町の広報誌、チラシ (40.2%)	家族 (35.7%)	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 (19.2%)

■相談したい内容（手帳の種類別）

	調査数	自分の病気や障がいに関すること	高齢になったときのこと	経済的なこと	就労（仕事）のこと	災害が発生した時のこと	い、将来のこと（仕事、住まい、結婚等）	生活に関すること	障がい者サービスのこと	家族関係のこと	仲間（づくり）のこと	社会復帰に関すること	教育、学校のこと	その他	今はない	人には相談したくない	無回答
全 体	443	175	153	115	79	76	73	69	52	46	33	19	18	12	89	3	23
	100.0	39.5	34.5	26.0	17.8	17.2	16.5	15.6	11.7	10.4	7.4	4.3	4.1	2.7	20.1	0.7	5.2
身体障害者手帳	319	127	109	74	37	53	31	41	34	31	13	8	3	8	73	1	19
	100.0	39.8	34.2	23.2	11.6	16.6	9.7	12.9	10.7	9.7	4.1	2.5	0.9	2.5	22.9	0.3	6.0
療育手帳	81	18	24	18	27	11	26	17	12	5	13	2	10	5	13	0	3
	100.0	22.2	29.6	22.2	33.3	13.6	32.1	21.0	14.8	6.2	16.0	2.5	12.3	6.2	16.0	0.0	3.7
精神障害者保健福祉手帳	56	30	26	26	20	14	22	16	8	9	10	9	5	2	4	2	1
	100.0	53.6	46.4	46.4	35.7	25.0	39.3	28.6	14.3	16.1	17.9	16.1	8.9	3.6	7.1	3.6	1.8

(7) 災害時の対応について

災害が発生した際に一人で避難できない人、家族等の不在時に近所に助けてくれる方がいない人はともに3割となっています。「わからない」もそれぞれ2割前後となっていることから、災害発生時の対応に向けた支援体制の構築が課題です。

災害時に不安なことは、「安全な場所まで避難できるか不安」「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」「投薬や治療が受けられない」が上位に挙げられています。手帳の種類別でみると、療育手帳所持者は状況把握や情報入手の困難さ、周りとのコミュニケーションが取れないことなどの不安が他の手帳所持者より多いため、細やかな支援策が必要です。

■災害時の対応について

設 問	第1位	第2位	第3位
一人で避難できるか	できる (42.7%)	できない (31.6%)	わからない (19.4%)
近所の救援者の有無	いない (35.7%)	いる (32.1%)	わからない (25.1%)
災害時に不安なこと	安全な場所まで避難できるか不安 (49.2%)	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安 (38.8%)	投薬や治療が受けられない (26.2%)

■災害時における困ること、不安なこと（手帳の種類別）

	調査数	安全な場所まで避難できない場所不安	活（環境）が不安	避難場所の設備や備生	投薬や治療が受け	手帳所持者の状況、情報、避難が難入場	被害のない状況、避難が難入場	周囲のコミュニケーション	助けを求めにくい	どこか（誰か）に助けを求めにくい	避難場所がどこか	補助具や日常生活	その他	特にな	無回答
全 体	443 100.0	218 49.2	172 38.8	116 26.2	110 24.8	98 22.1	71 16.0	64 14.4	56 12.6	24 5.4	79 17.8	38 8.6			
身体障害者手帳	319 100.0	147 46.1	119 37.3	76 23.8	57 17.9	50 15.7	30 9.4	28 8.8	43 13.5	19 6.0	67 21.0	30 9.4			
療育手帳	81 100.0	55 67.9	39 48.1	21 25.9	39 48.1	38 46.9	28 34.6	21 25.9	14 17.3	6 7.4	8 9.9	4 4.9			
精神障害者保健福祉手帳	56 100.0	25 44.6	24 42.9	24 42.9	16 28.6	18 32.1	16 28.6	13 23.2	3 5.4	4 7.1	4 7.1	3 5.4			

(8) 障がいのある人への理解について

障がいのある方の地域活動や就職などの社会参加について一般の理解が深まっていると思うかは、「どちらともいえない」が31.2%と最も多く、「理解が深まっていると思わない」が22.1%と続き、「理解が深まってきていると思う」は12.4%にとどまっています。

差別や偏見を感じる際には、「外での人の視線」「仕事や収入面」「隣近所づきあい」が上位に挙げられています。

障がいのある人もない人も分け隔てなく共に暮らす社会の実現のためには、今後も引き続き様々な機会を活用した啓発活動や学校等における福祉教育、地域交流などを通じて、障がいのある方の生活や障がい特性への理解を深めていくことが望まれます。

■社会参加への理解、差別や偏見について

設 問	第1位	第2位	第3位
社会参加について一般の理解が深まっているか	どちらともいえない (31.2%)	理解が深まっていると思わない (22.1%)	理解が深まってきていると思う (12.4%)
差別や偏見を感じる時	外での人の視線 (20.5%)	仕事や収入面 (13.8%)	隣近所づきあい (10.8%)

■差別や偏見、疎外感を感じた時（具体的内容の抜粋）

- ・病院（医者）によっては、あからさまに差別的な発言・扱いをされる時がある。
- ・自分でできるのに必要以上に気を使われる。
- ・ヘルプマークを付けていますが、「何だアイツは」といった視線をよく受けます。ヘルプマークの認知度だけかもしれませんが。
- ・家族が病気に対して理解を示してくれず、常時、差別化、偏見を持たれ、疎外感を感じている。
- ・精神科にかかっているというだけで、あぶない人だと見られる。
- ・何度も聞きかえすと嫌な顔をされる。もういいと会話を強制的に終わらせられるとすごくつらいし、悲しくなる。
- ・学校が病気に対して理解や認識が乏しいため、制限されることが多く、学校行事の参加ができないことがあった（合宿や就学旅行など）。
- ・車椅子での交通機関の利用は、難しい所がある。
- ・通学時子どもたちからからかいを受けた。
- ・突然大声を出したりするので白い目で見られる。
- ・地元の学校に行っていない（支援学校に通っている）ので、子供会にまぜてもらえない。子供会の行事（お祭りなど）があると、見ているだけでかわいそうなので家から出さないようにしている。
- ・障がいがあることでやりたい職種に就けないことが多い。資格を持っていても障がいがあるということを理由に断られることがある。スムーズなコミュニケーションがとれないため、孤立してしまうことが多い。
- ・近所での疎外感など、経済的なことなど。
- ・仕事で障がいを開示した時や初対面の人に伝えた時にあからさまに拒絶された。

2 用語解説

あ行

【アクセシビリティ（あくせしびりてい）】

施設や設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさ。

【育成医療（いくせいりょう）】

障害者総合支援法により、身体に障がいのある児童に対して生活能力を得るため必要な医療の給付を行う制度。

【インクルーシブ教育システム（いんくるーしぶきょういくしずてむ）】

障がいの有無及び程度に応じ、学びの場を分けるのではなく、同じ学びの場において共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的支援を必要とする子どもに最も的確な指導を行うことをめざす教育。

【ADHD（注意欠陥／多動性障害）】

（えーでいーえいちでいー（ちゅういけっかん／たどうせいしょうがい））

Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす。障がいは7歳より前に現れ、その状態が継続する。中枢神経になんらかの要因による機能不全があると推定される。

【LD（学習障がい）（えるでいー（がくしゅうしょうがい））】

Learning Disabilities 又は Learning Disorders の略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因ではない。

か行

【改正バリアフリー法（かいせいばりあふりーほう）】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（バリアフリー法改正法）（令和2年5月20日公布）。バリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小中学校と、バスなどの旅客のための停留所などを追加するための規定を整備したほか、公共交通事業者に対してはスロープ板の適切な操作や照度の確保など、ソフト基準の遵守を義務付けている。

【ケアマネジメント（けあまねじめんと）】

援助を必要としている人の社会生活上のニーズを充足させるために、その要援護者と適切な社会資源とを結び続ける手続き全般を指す。

【高次脳機能障害（こうじのうきのうしょうがい）】

病気や事故などの種々の原因で脳が損傷されたために、脳の処理能力が衰え、思考・記憶・行為・言語などの障がいや人格の変化、意欲の低下などの症状を伴い、正常な社会生活を営むことが困難な状態。

【更生医療（こうせいいりょう）】

身体障がい者の障がいの軽減や除去をすることで、職業能力を増進し、社会生活を容易にするために必要とする医療費の給付を行う制度。

【合理的配慮（ごうりてきはいりょ）】

障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための必要な配慮のこと。

さ行**【ストーマ（すとーま）】**

なんらかの要因によって、肛門を切除したり、膀胱を摘出する治療を行った場合、その代わりに果たすものとしてお腹に作られた便や尿の出口（排せつ口）のこと。ストーマには、便を排せつする消化管ストーマと尿を排せつする尿路ストーマがある。

【成年後見制度（せいねんこうけんせいど）】

判断能力が不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など）を保護・支援するため、代理人などを選任し、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を代理人らが後見する民法上の制度。家庭裁判所が事案に応じて適切な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶ法定後見制度と、本人が前もって代理人（任意後見人）を選び、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護などについての代理権を与える任意後見制度がある。

た行**【地域共生社会（ちいききょうせいしゃかい）】**

子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる社会。

【特別支援教育（とくべつしえんきょういく）】

従来の特殊教育対象の障がいだけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握して持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服できるよう適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

な行**【難病（なんびょう）】**

発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病で、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものをいう。

は行

【発達障がい（はったつしょうがい）】

発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障がい、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

【バリアフリー（ばりあふりー）】

「障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを取り除く」という意味で、もとは段差等の物理的障壁を取り除くという意味の建築用語。障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除くという意味でも用いられる。

【ピアカウンセリング（びあかうんせりんぐ）】

同じ障がいをもつ人がカウンセラーとして相談を受けたり、様々な自立支援を行うこと。ピア(peer)は「仲間」という意味。

【福祉的就労（ふくしてきしゅうろう）】

一般の就労が困難な障がいのある人が、福祉的配慮のもとに就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等で就労すること。

【福祉ホーム（ふくしほーむ）】

ある程度の自活能力があるが、家庭環境や住宅事情のため家族との同居や住居の確保が難しい障がいのある人に対し、低料金で居室や設備を提供する施設。日常生活に必要な便宜を図り、障がいのある人が自立した生活を営むことができることを目的としている。

【法定雇用率（ほうていこようりつ）】

民間企業、公的機関等で障がいのある人を雇用しなければならない割合。令和3年3月1日から、民間企業の法定雇用率は2.3%、国・地方公共団体は2.6%に引き上げられる。

や行

【要約筆記者（ようやくひっきしゃ）】

言語・聴覚障がい者のコミュニケーション手段の一つである筆記を用いて通訳を行う者。

ら行

【ライフステージ（らいふすてーじ）】

乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期など、人が生まれてから死に至るまでの様々な過程における生活上の各段階をいう。

【リハビリテーション（りはびりてーしょん）】

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と社会参加をめざすという考え方。

3 柴田町障害者福祉計画等策定委員会設置要綱

平成26年9月8日

告示第95号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する計画(以下「柴田町障害者計画」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に規定する計画(以下「柴田町障害福祉計画」という。)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20に規定する計画(以下「柴田町障害児福祉計画」という。)を策定するに当たって、幅広い関係者の意見を反映するために柴田町障害者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 柴田町障害者計画の策定に関すること。
- (2) 柴田町障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 柴田町障害児福祉計画の策定に関すること。
- (4) その他策定に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから必要の都度、町長が委嘱する。

- (1) 障害者及び障害者団体関係者
- (2) 保健医療機関関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他必要と認められた者

2 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の委嘱期間は、委嘱の日から計画策定終了日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(関係者の出席要求)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第67号)

この告示は、平成29年9月1日から施行する。

4 柴田町障害者福祉計画等策定委員会委員

No.	分野	氏名	所属	役職等
1	障害者及び障害者団体関係者	松山 ちい子	柴田町身体障害者福祉協会	会長
2		梶川 恒成	仙南自立支援協議会	労働部会副部長
3	保健医療機関関係者	大沼 健児	柴田町医師団	副団長
4		植木 佳穂里	健康推進課	主任主査(保健師)
5	福祉関係者	沼倉 健二	柴田町民生委員児童委員協議会	副会長
6		増田 泰	社会福祉法人はらから福祉会	働く研究所 部長
7		大宮 弘人	株式会社アスム療育・研修センター	代表取締役
8		八島 哲	仙南地域障がい者基幹相談支援センター	主任相談支援専門員
9	教育機関関係者	島津 幸子	宮城県立船岡支援学校	特別支援教育コーディネーター
10	学識経験者	関矢 貴秋	仙台大学	教授

5 計画策定の経緯

年月日	内 容	備 考
令和2年9月30日	第1回策定委員会 ・(令和元年度実施) 障害福祉計画等策定のためのアンケート調査結果の報告 ・次期障害者計画等(骨子案)について協議	
令和2年12月16日	第2回策定委員会 ・次期障害者計画等(素案)について協議	
令和3年1月4日～ 2月2日	パブリックコメントの実施	意見提出0名(0件)

6 障がい者団体一覧

団体名	区別	内容
柴田町身体障害者福祉協会	当事者	身体障がいを持っている方の当事者会です。総会や研修会を通して会員同士の交流を深めています。
柴田視覚障がい者福祉協会「四季さくら」	当事者・家族・支援者	視覚障がい者や支援者でつくる団体です。交流会を定期的開催するほか、目が不自由でも暮らしやすい町づくりを目指して、行政へ働きかけを行います。
むつみ学園親の会	家族	むつみ学園に通う親の会です。行事や研修会を通して親同士の情報交換を行っています。
伊達なパパの会	家族	障がいや発達に気がかりのある子どもを育てているパパ達の集まりです。近況報告や情報交換を行っています。
はらから会	当事者・家族・支援者	障がい者とその家族の権利を守り、生活の向上を目的として活動している団体です。研修会や交流活動などを行っています。
ふれあい手話サークル	当事者・支援者	聴覚障がい者と健聴者が手話について共に学び、イベント参加や講師として手話を広めるボランティア活動を行っています。
柴田手話サークル	当事者・支援者	聴覚に障がいを持つ人、持たない人が集まり、手話を学びながら交流をしています。
柴田町点訳サークル「ほたる」	支援者	点訳を行うボランティアサークルです。お知らせ版や図書の点訳を行っています。興味のある方は体験可能です。
柴田朗読ボランティア「結」	当事者・支援者	視覚障がいの方へ、町の広報紙や社協だよりなどを音訳し、配布する活動のほか、読み聞かせを行うボランティア団体です。
柴田町桜会	家族	精神障がい者の家族会です。家族会を開催し、会員の交流や研修会などを行っています。
しらさぎ会	当事者	精神障がい者の当事者会です。会員同士の交流と社会参加を目的とした行事を行っています。

7 柴田町内障がい者（児）施設一覧

障害福祉サービス名	施設名	所在地	対象障がい
居宅介護	SOMPOケア 柴田 訪問介護	船岡南	身体、知的
重度訪問介護	SOMPOケア 柴田 訪問介護	船岡南	身体
生活介護	多機能型事業所旭園	本船迫	知的
	多機能型地域ケアホームふなおか	北船岡	身体、知的
	多機能型地域ケアホームつきのき	槻木上町	身体
短期入所	多機能型地域ケアホームふなおか	北船岡	身体、知的
	障害者支援施設旭園	本船迫	知的
施設入所支援	障害者支援施設旭園	本船迫	知的
就労移行支援	ほっとハート柴田	槻木白幡	身体、知的、精神
就労継続支援A型	ほっとファーム柴田	槻木上町	身体、知的、精神
	ibis café 槻木店	槻木新町	身体、知的、精神
	ibis café 船岡店	船岡中央	身体、知的、精神
	多機能型事業所旭園	本船迫	知的
就労継続支援B型	くりえいと柴田	船迫	知的
	障がい者就労支援事業所かけはし	槻木白幡	身体、知的、精神
	ほっとハート柴田	槻木白幡	身体、知的、精神
	多機能型事業所旭園	本船迫	知的
共同生活援助	柴田ホーム		知的
	レインボー柴田		知的
	たてやまホーム		知的
	新小路ホーム		知的、精神
	グループホームふなおか		知的
	柴田はらからの家		知的、精神
	新栄はらからの家		知的、精神
	槻木はらからの家		知的、精神
	さくら荘		精神
	第二さくら荘		精神
	グループホーム多機能型地域ケアホームつきのき		知的
児童発達支援	柴田町障害児通園施設むつみ学園	富沢	児
放課後等デイサービス	バンビ・アイランド船岡	船岡	児
	ほっとルーム槻木	槻木白幡	児
	ほっとルーム船岡	船岡中央	児
計画相談支援	はらから地域生活支援センター	船岡中央	者、児
	ほっとプラン	槻木上町	者、児
	相談支援事業所かすみ草	船岡土手内	者、児
	障がい者相談支援事業所むすび	槻木白幡	者
地域活動支援センター	柴田町地域活動支援センターもみのき	槻木西	者
	柴田町地域活動支援センターしらさぎ	船岡中央	者

第3次柴田町障害者計画
第6期柴田町障害福祉計画
第2期柴田町障害児福祉計画
発行日：令和3年3月

編集・発行：柴田町福祉課

〒989-1692

宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番45号

TEL：0224-55-5010

FAX：0224-55-4172

Email:welfare@town.shibata.miyagi.jp

